

# 足立の環境

令和5年度  
事業概要及び実績報告



足立区 環境部

令和6年9月発行



## 「環境サミット in 足立」宣言文

足立区は、四方を一級河川に囲まれた水と緑豊かなまちです。この恵まれた自然環境は、私たちの生活にゆとりと潤いを与えてくれる、なくてはならない大切なパートナーでもあります。

しかしながら、永年にわたり、人間が経済最優先の物質的な繁栄を求め続けたことにより、環境は置き去りにされ、地球温暖化は加速的に進行してしまいました。その影響は、生態系の変化、氷河の融解など、具体的な形となって現れはじめています。

地球温暖化のもたらす危機は、将来世代が直面する「未来の危機」であるばかりではありません。海面上昇による影響は、海拔0メートル地帯を多く抱える足立区にとって、区民の生命、財産、健康をも脅かす「今そこにある直接的な危機」でもあるのです。

この身近に迫る地球温暖化の影響を最小限に食い止め、ふるさと地球を確実に未来に引き継ぐためには、私たちが今すぐに取り組むことから、一つひとつ地球環境に配慮した行動をとっていくことが何よりも大切です。

足立区は、全ての区民、事業者、そして、国や全国自治体と手をたずさえ、高い志をもった「日本一地球にやさしいひとのまち」を築き上げることを通じて、地球温暖化防止に貢献していくことを、ここに宣言いたします。

平成20年6月21日

足立区では地球温暖化対策の現状とその防止策の必要性を区民のみなさんと考えるきっかけとして、平成20年度に「環境サミット in 足立」を開催し、地球温暖化防止に貢献していくことを宣言しました。



## 足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

世界は今、気候非常事態に直面しています。

これまでにない豪雨や干ばつ、熱波等の異常気象は、大規模な災害を引き起こし、生態系に異変をもたらすなど、人類を含む様々な生き物に対する脅威となっています。また、足立区においても、毎年、猛暑による熱中症で多くの方が搬送されるばかりか、2019年には、記録的雨量による河川氾濫のおそれから3万人以上の区民が避難するなど、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

これらの異常気象の主な原因は、地球温暖化だと考えられています。人類の活動により、大量に排出してきた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが、地球の気温を上昇させてきたのです。

2015年、日本を含む世界の国々は、世界の平均気温上昇を抑えるための国際的な取り決めであるパリ協定に合意しました。その後、多くの国が温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、大気中への二酸化炭素の排出を実質ゼロにする目標を掲げています。日本政府も、2050年までに排出を実質ゼロにする「カーボン・ニュートラル」を表明し、同様の動きは、自治体や企業にも広がっています。

地球温暖化は、決して他人事ではありません。これからの私たちの行動が地球の将来を決めるのです。豊かな川の流れや桜の花が咲き誇る「あだち」を、未来に引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責任です。

足立区と足立区議会は、すべての区民・事業者・団体等と、気候が地域を超えた非常事態であるとの認識を共有し、国や他の自治体、企業とも連携を図り、オール足立で2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言します。

- 1 二酸化炭素を排出しないエネルギーを最大限に活用する社会への転換に貢献します。
- 2 貴重な資源を持続的に利用できる循環型システムの構築に貢献します。
- 3 これらの実現に向け、すべてのひとの積極的な行動を促します。

2021年3月23日

足立区長 近藤 弥生

足立区議会議長 鹿浜 昭

2021年3月23日、足立区と足立区議会が共同で、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（※）を目指すことを宣言しました。これは、地球温暖化の深刻な影響が生じている「気候非常事態」であることを踏まえて、これまでの取組みをさらに進め、オール足立の力を結集し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明するものです。

※ 二酸化炭素排出実質ゼロ・・・人為的な発生源による二酸化炭素排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて全体としてゼロを達成すること。

# も く じ

## 第1章 足立区の環境行政

1	令和5年度の環境行政	1
2	第三次足立区環境基本計画改定版〈環境政策課〉	4
3	足立区環境審議会〈環境政策課〉	9

## 第2章 各柱の対策と取組み

### 柱1 地球温暖化・エネルギー対策

1	足立区地球温暖化対策実行計画〈環境政策課〉	10
2	足立区公共施設地球温暖化対策推進実行計画〈環境政策課〉	11
3	区施設における再生可能エネルギー100%電力の導入〈環境政策課〉	12

### 施策群1-1 エネルギーの効率的な利用

1	家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置費補助金〈環境政策課〉	13
2	集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金〈環境政策課〉	14
3	省エネリフォーム補助金〈環境政策課〉	15
4	節湯型シャワーヘッド購入費補助金〈環境政策課〉	16
5	低公害車買換え支援事業利子補給金等〈環境政策課〉	16
6	電気自動車等購入費補助金〈環境政策課〉	17
7	戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金〈環境政策課〉	18
8	雨水タンク設置費補助金〈環境政策課〉	18
9	節電応援キャンペーン〈環境政策課〉	19
10	ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金〈環境政策課〉	20
11	その他の事業〈環境政策課〉	20

### 施策群1-2 再生可能エネルギーの利用拡大

1	太陽光発電システム設置費補助金〈環境政策課〉	21
2	蓄電池設置費補助金〈環境政策課〉	22
3	再エネ100電力導入サポートプラン協力金〈環境政策課〉	24

### 施策群1-3 二酸化炭素吸収量を増やす取組みの推進

1	カーボン・オフセット〈環境政策課〉	25
---	-------------------	----

### 施策群1-4 気候変動による被害回避・軽減

1	気候変動適応対策エアコン購入費補助金〈環境政策課〉	26
---	---------------------------	----

### 柱2 循環型社会の構築

#### 施策群2-1 リデュースとリユースの推進

1	資源になる紙類の回収促進〈足立清掃事務所〉	28
2	フードドライブ〈ごみ減量推進課〉	28
3	食品ロスの推計量〈ごみ減量推進課〉	29
4	ごみ分別アプリ〈足立清掃事務所〉	29
5	ウォーターサーバー設置〈環境政策課〉	30

#### 施策群2-2 廃棄物の適正な排出と処理

1	資源の循環利用の推進〈足立清掃事務所〉	31
2	行政回収事業〈足立清掃事務所〉	31
3	燃やさないごみ資源化事業〈足立清掃事務所〉	33
4	粗大ごみ資源化事業〈足立清掃事務所〉	34
5	粗大ごみリユース事業〈足立清掃事務所〉	35
6	集団回収活動支援〈ごみ減量推進課〉	36
7	3R推進事業〈ごみ減量推進課〉	37

## 施策群 2-3 持続可能な資源利用への転換

1	足立区の清掃事業〈ごみ減量推進課・足立清掃事務所〉	44
2	し尿・浄化槽汚泥収集〈ごみ減量推進課・足立清掃事務所〉	52
3	資源の持去り対策〈ごみ減量推進課〉	53
4	ごみの排出指導業務〈ごみ減量推進課・足立清掃事務所〉	54
5	浄化槽の設置等届出の受理及び指導〈ごみ減量推進課〉	57
6	その他の事業〈足立清掃事務所〉	58

## 柱 3 生活環境の維持・保全

### 施策群 3-1 生活環境の保全と公害対策の推進

1	環境公害対策事業〈生活環境保全課〉	59
---	-------------------	----

### 施策群 3-2 快適で美しいまちづくり

1	生活環境保全対策事業〈生活環境保全課〉	68
2	不法投棄〈生活環境保全課〉	70
3	落書き対策〈生活環境保全課〉	73

## 柱 4 自然環境・生物多様性の保全

### 施策群 4-1 自然や生物多様性に対する理解の促進

1	友好都市と連携した体験・環境学習〈環境政策課〉	75
2	自然観察・自然体験〈環境政策課〉	76
3	野鳥モニターによる区内の野鳥生息調査〈環境政策課〉	77
4	河川魚類等調査〈環境政策課〉	78
5	アプリを活用した区内の生きもの調査〈環境政策課〉	79

## 柱 5 学びと行動のしくみづくり

### 施策群 5-1 環境意識の向上と行動する人材の育成

1	環境啓発イベントの開催〈環境政策課〉	86
2	足立区リサイクルセンター「あだち再生館」〈環境政策課〉	87
3	あだち環境ゼミナール〈環境政策課〉	88
4	あだち環境学習教材〈環境政策課〉	89
5	「地球にやさしいひとのまち」ポスターコンクール〈環境政策課〉	90
6	小・中学校環境学習出前講座〈環境政策課〉	91
7	その他の環境学習事業〈環境政策課・足立清掃事務所〉	92

### 施策群 5-2 環境保全活動の拡大

1	環境基金助成事業・環境基金審査会〈環境政策課〉	93
2	グリーン購入の啓発〈環境政策課〉	94
3	エコ活動ネットワーク足立 EANA (いーな)〈環境政策課〉	95

# 第1章 足立区の環境行政

## 1 令和5年度の環境行政

### (1) 事業実施状況

令和3年3月23日、足立区と足立区議会は共同で、「足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」に署名した。2050年の目標達成に向けて、第三次足立区環境基本計画（令和4年3月改定）を策定し、CO<sub>2</sub>排出量を削減するための具体的な取組みとその削減効果量を示している。また、その実行計画である足立区脱炭素ロードマップを令和5年5月に策定した。それらを基に省エネルギー機器及び再生可能エネルギーの利用促進による脱炭素化、プラスチックごみの削減を含む循環型社会を構築するため、オール足立で着実に施策を進めていく。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が概ね収束したこともあり、各種イベントや体験型の環境学習事業を再開した。また、区内店舗でのAIシステムを利用した食品ロス削減実証事業や、民間企業と連携した粗大ごみのリユース事業の推進、ごみ屋敷相談対策医と連携し要支援者に応じた対策を実施するなど、創意工夫を重ね事業を展開した。

### (2) 主な事業の取組結果（第三次足立区環境基本計画改定版の柱別）

#### 【柱1 地球温暖化・エネルギー対策】 P10～P27

「ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金」の新設、太陽光発電システム設置費補助による再生可能エネルギーの利用拡大、省エネ効果の高い設備機器の設置補助、電気自動車等購入費補助の拡充など、区民の省エネ・創エネ行動の支援を継続した。

#### 【柱2 循環型社会の構築】 P28～P58

3R施策とごみの分別徹底について意識啓発を進めるとともに集積所の美化、資源等の持去り対策に取り組み、ビューティフル・ウィンドウズ運動にも貢献した。また、カラス対策の専門事業者と連携し、ごみの散乱を防ぐグッズの貸出、カラスを寄せ付けないようにする機器の設置など、ごみ集積所におけるカラス被害防止対策を推進した。

#### 【柱3 生活環境の維持・保全】 P59～P74

ごみ屋敷対策は美観上課題のある案件を重点的に取り組むとともに、原因者の生活再建をめざし取り組んだ。不法投棄は不法投棄通報協力員との連携のもとに、ピーク時である平成24年度比で64.8%減となった。落書き対策は年2回の重点点検を実施し、消去対応を行い区内美化に取り組んだ。

また、公害対策や土壌汚染対策では、区民の安全・安心に直結する区内の大気や河川水質等の環境状況の定点測定を行った。

【 柱4 自然環境・生物多様性の保全 】 P75～P85

自然や生物とふれあう自然観察会を実施し区民の生物多様性についての理解を深めた。また、野鳥モニターによる野鳥生息調査を実施し、野鳥生息結果をホームページなどで公表するとともに、クビアカツヤカミキリなどの外来種に関する啓発を行った。

【 柱5 学びと行動のしくみづくり 】 P86～P95

環境問題を世界共通の目標であるSDGsに関連付けながら、体系的に学ぶことができるよう小学1年生に「SDGsドリル（環境編）」を、4年生に「あだち環境学習ワークブック」を配付した。また、デジタル教材として「あだち環境学習サイト」を、一般公開している。さらに、小・中学校を対象として、環境問題をテーマにした講座を出前方式で実施するなど環境学習を推進した。

令和5年5月にはアリオ西新井にて「あだちSDGsフェア」を実施し、約4,200人の方が来場した。水素自動車の展示やワークショップを通じて、環境分野を中心としたSDGsについて啓発した。

(3) 令和5年度新規・終了事業一覧

ア 新規開始事業

	事業名	内容
1	ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金	ZEHまたは東京ゼロエミ住宅に該当する住宅を所有し、そこに居住する個人に30万円の補助金を支給 【令和5年度決算額】6,000,000円
2	AIシステムを利用した食品ロス削減実証事業	AIシステムによる需要予測を利用した店舗運営は食品ロスの削減に効果があるか実証事業を開始 【令和5年度決算額】8,845,140円
3	粗大ごみリユース事業	粗大ごみとして処分する前に、不要品を売却してリユース（再利用）を促進 ※ 企業との協定により費用は無料
4	ごみ屋敷対策相談医委託事業	職員が医師に相談することにより「ごみ屋敷要支援者」への接し方等について助言をいただき、対応をスムーズに行うための一助とする 【令和5年度決算額】333,600円
5	ごみ集積所におけるカラス被害対策のコンサルティング委託	(株)クロラボ(宇都宮大学のカラス研究者が起業する法人)にコンサルティング委託し、連携して新たなカラス対策を研究 【令和5年度決算額】1,397,000円

## イ 終了事業（令和5年度をもって事業終了）

	事業名	内容
1	雨水タンク設置費補助金	過去数年申請が少なかったため、補助金事業の見直しにより終了 【令和5年度決算額】71,000円
2	足立区節電応援キャンペーン	CO <sub>2</sub> 削減及び区内経済の活性化を促進することを目的に、令和4～5年度に時限的事业として実施 【令和5年度決算額】943,000円
3	足立区リサイクルセンター 「あだち再生館」	施設の老朽化等の課題から閉館 ※ 令和6年4月、生涯学習総合施設(学びピア21)内に足立区環境情報プラザを開設し、出張講座等の事業を継続して実施 【令和5年度決算額】32,922,602円
4	「地球にやさしいひとのまち」 ポスターコンクール	脱炭素化とのつながりが強い一般向け環境講座を重点とした事業見直しにより終了 【令和5年度決算額】581,672円
5	粗大ごみ再活用プロジェクト	発展途上国の需要により対象品目が限られるなど利用件数は減少傾向であったため、リユース事業(新規)へ移行し終了 【令和5年度決算額】0円(事業者との協働)

## 2 第三次足立区環境基本計画改定版

第三次足立区環境基本計画は、平成29年3月に策定した。環境基本条例第8条に基づく目標や施策の体系を定めた「計画編」と、同条例第9条に基づく目標実現のための行動指針である「行動編」で構成される。

近年、地球温暖化による環境への影響が顕著になり、国内で環境に関する様々な新しい動きがあった。このような社会状況の変化に対応するため、令和4年3月に、第三次足立区環境基本計画改定版を策定した。また、その実行計画として足立区脱炭素ロードマップを策定した。なお、脱炭素ロードマップは足立区のホームページで公開している。

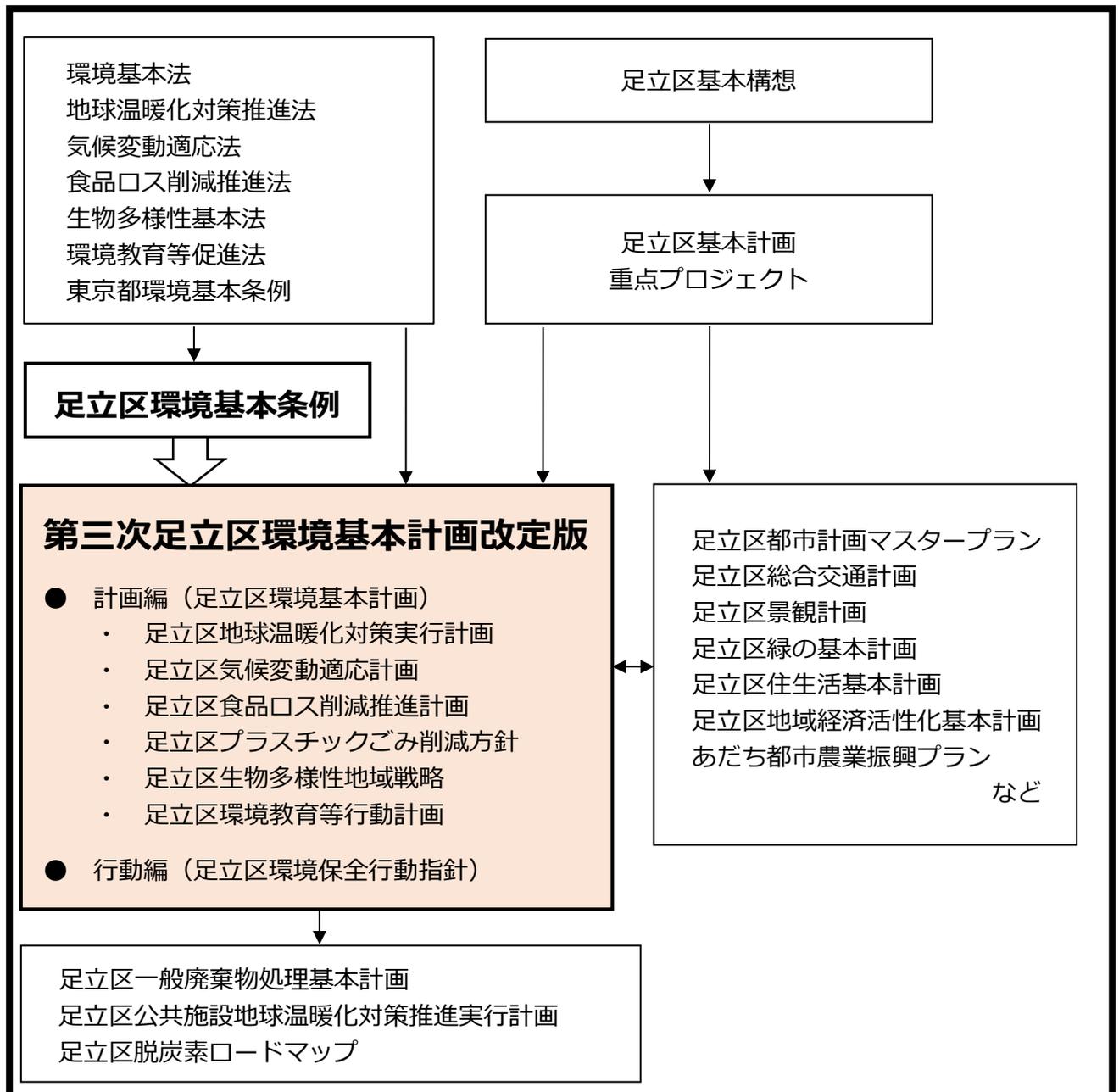
### (1) 計画期間

平成29年度から令和6年度までの8年間



脱炭素ロードマップ  
(足立区ホームページ)

### (2) 環境関連の計画体系



(3) 第三次足立区環境基本計画改定版の基本体系

足立区基本構想の目指す将来像

協創力でつくる 活力にあふれ進化し続ける ひと・まち 足立

環境の視点から目指す姿

基本方針 地球にやさしい ひと のまち

かけがえのない地球環境を守るため、  
すべての ひと が自ら学び考え、実践するまち

足立区で暮らし、働き、活動するすべての「ひと」が、環境について学び、自ら率先して環境負荷の少ない行動を選択して実践します。

この一つひとつの行動がつながり、区内全体に広がり、将来にわたって環境負荷の少ない快適で持続可能なまち。

そんな、日本で一番「地球にやさしい ひと のまち」を目指します。

※「ひと」には、区民だけでなく、区内在勤・在学者、事業者・団体・\*NPO など区に関わるあらゆる主体を含みます

目指す姿を実現するために、本計画では4つの視点を定めました。この視点を踏まえて、5つの柱の施策に取り組み、「地球にやさしいひとのまち」を実現していきます。なお、5つの柱のうち、「学びと行動のしくみづくり」は、他の柱の施策や取組みのベースとなる分野横断的な柱に位置づけます。

視点1

学び考え、  
行動する『ひと』

地球環境を意識して、未来のために自発的に行動するとともにその輪を広げていく「ひと」

視点2

環境負荷の  
少ない『暮らし』

すべての「ひと」が実践する低炭素、資源循環、自然共生型の暮らし

視点3

環境と  
調和した『まち』

みどりや水辺環境が保全され、豊かな自然環境と便利で快適な都市機能とが調和したまち

視点4

「ひと」と活動を  
支える『区』

自ら学び考え、行動する「ひと」を育成し、つなげ、活躍するしくみづくりで活動を支える区

柱1

地球温暖化・  
エネルギー  
対策

柱2

循環型  
社会の構築

柱3

生活環境の  
維持・保全

柱4

自然環境・  
生物多様性  
の保全

柱5

学びと行動  
のしくみ  
づくり

柱5 は分野横断的な位置づけです。

(4) 第三次足立区環境基本計画改定版の指標一覧

指標については、コロナ禍における状況の変化や事業の実施内容の変更などにより実績と目標が乖離しているものがある。実績と目標に乖離があるものについては、原因を分析したうえで足立区環境基本計画の改定に併せ反映していく。

施策群	指標	令和3年度 計画策定時の実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標
<b>柱1 地球温暖化・エネルギー対策</b>				
1-1 エネルギー の効率的な 利用	区内のエネルギー使用量 【低減目標】	23,175 TJ (2018年度実績)	23,265 TJ (2021年度実績)	18,679 TJ
	助成制度による省エネ支 援件数	新規指標のため 実績なし	706 件	410 件
	省エネルギーを心がけて いる区民の割合	46.4 %	51.1 %	70.0 %
1-2 再生可能エ ネルギーの 利用拡大	再生可能エネルギーの導 入による二酸化炭素排出 削減効果量	19,271 t	22,288 t	22,000 t
	区の助成による年間の太 陽光発電の導入量	827 kw	1,846 kw	850 kw
	再生可能エネルギーの導 入量 (累計)	39,280 kw	45,429 kw	45,000 kw
1-3 二酸化炭素 吸収量を増 やす取組み の推進	区内の二酸化炭素吸収量	3,744 t	3,622 t	3,900 t
	樹木被覆地率	9.4 % (※1) (2017年度実績)	9.7 %	9.8 %
	緑化活動に実際に参加し た区民の割合	13.5 %	16.5 %	17.4 %
1-4 気候変動に よる被害の 回避・軽減	熱中症や気象災害による 死者数【低減目標】	17 人	16 人	0 人
	熱中症対策講座受講者数	新規指標のため 実績なし	5,633 人	800 人
	河川の氾濫時の避難場所 を決めている区民の割合	77.0 %	68.6 %	80.0 %
<b>柱2 循環型社会の構築</b>				
2-1 リデュース とリユース の推進	区が把握できる廃棄物の 量 (区収集ごみ+資源化 物+事業系持込ごみ) 【低減目標】	205,746 t	190,961 t	188,000 t
	区内のごみ量 (区収集ご み+事業系持込ごみ) 【低減目標】	177,741 t	165,810 t	158,400 t
	1人1日あたりの家庭ご み排出量【低減目標】	547.2 g	496.3 g	470.0 g

(※1) 緑の実態調査を実施する概ね5年おきに実績を確認する指標

施策群	指標	令和3年度 計画策定時の実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標
2-2 廃棄物の適正 な排出と処理	燃やすごみに含まれる 資源化物の割合 【低減目標】	16.8 % (2019年度実績)	13.4 %	14.8 %
	適正排出のための指導 (ふれあい指導) 件数 【低減目標】	2,487 件	2,686 件	1,632 件
	雑がみを燃やすごみで はなく、資源として出 している区民の割合	新規指標のため 実績なし	54.0 %	70.0 %
2-3 持続可能な資 源利用への転 換	資源化率	19.98 %	19.21 %	21.5 %
	資源買取市の利用者数	2,555 人	2,911 人	6,500 人
	環境に配慮した製品を 選んで使っている区民 の割合	11.6 %	10.8 %	14.0 %
<b>柱3 生活環境の維持・保全</b>				
3-1 生活環境の保 全と公害対策 の推進	公害苦情の相談件数 【低減目標】	425 件	450 件	232 件
	公害苦情相談の解決率	110.6 %	105.6 % (※2)	100.0 %
	適切なアスベスト対策 を行っている解体等工 事現場の割合	新規指標のため 実績なし	29.7 %	50.0 %
3-2 快適で美しい まちづくり	ごみがなく地域がきれ いになったと感じる区 民の割合	新規指標のため 実績なし	57.4 %	50.0 %
	ごみゼロ地域清掃活動 の参加者数	53,113 人	53,809 人	80,000 人
	不法投棄処理個数 【低減目標】	8,491 個	7,032 個	7,298 個
<b>柱4 自然環境・生物多様性の保全</b>				
4-1 自然や生物多 様性に対する 理解の促進	自然環境を大切にす ることを心がけている区 民の割合	新規指標のため 実績なし	23.9 %	40.0 %
	生物とふれあう事業の 参加者数	28,813 人	195,700 人	310,240 人
	自然や生物に関する情 報発信回数	3,094 回	3,662 回	3,200 回

(※2) 当該年度の相談件数と処理済み件数で算定しているため、年度をまたぐ場合など、解決率が100%を上回るケースもある。

施策群	指標	令和3年度 計画策定時の実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標
4-2 自然環境の保 全と創出	まちなかの花や緑が増えて いると感じる区民の割合	27.2 %	<b>60.0 %</b>	64.4 %
	保存樹林指定箇所数	26 箇所	<b>30 箇所</b>	30 箇所
	緑豊かな景観形成に取り組 む団体・区民の数	1,169	<b>1,233</b>	1,312
<b>柱5 学びと行動のしくみづくり</b>				
5-1 環境意識の向 上と行動する 人材の育成	日頃から環境への影響を考 えて具体的に行動している と答えた区民の割合	新規指標のため 実績なし	<b>68.3 %</b>	80.0 %
	環境に関する情報発信回数	330 回	<b>797 回</b>	420 回
	環境学習プログラムに参加 し修了した人の数（累計）	878 人	<b>910 人</b>	958 人
5-2 環境保全活動 の拡大	自主的な環境保全活動数	992 回	<b>9,627 回</b>	1,400 回
	区が実施する環境配慮を促 す事業の数	60 事業	<b>76 事業</b>	80 事業
	エコ活動ネットワーク足立 の登録団体数	91 団体	<b>98 団体</b>	95 団体

### 3 足立区環境審議会

足立区環境審議会は、足立区環境基本条例第24条に基づき、区長の附属機関として設置され、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること
- (2) その他環境の保全に関する基本的事項

#### 令和5年度環境審議会開催実績

回数	開催日	主な内容
第1回	6月22日	脱炭素ロードマップの完成について報告 区内の二酸化炭素排出量の算定結果について報告
第2回	9月11日	第三次足立区環境基本計画改定版指標の進捗状況について報告 令和4年度の区施設におけるCO <sub>2</sub> 排出量、ごみ量について報告
第3回	11月24日	環境配慮型自動販売機の導入について報告 環境学習事業の実施結果について報告
第4回	2月9日	カーボンオフセットの実施について報告 プラスチック分別回収のモデル実施に向けた第1期住民説明会の報告及び第2期住民説明会の日程等について報告

## 第2章 各柱の対策と取組み

### 柱1 地球温暖化・エネルギー対策(足立区地球温暖化対策実行計画等)

#### 1 足立区地球温暖化対策実行計画

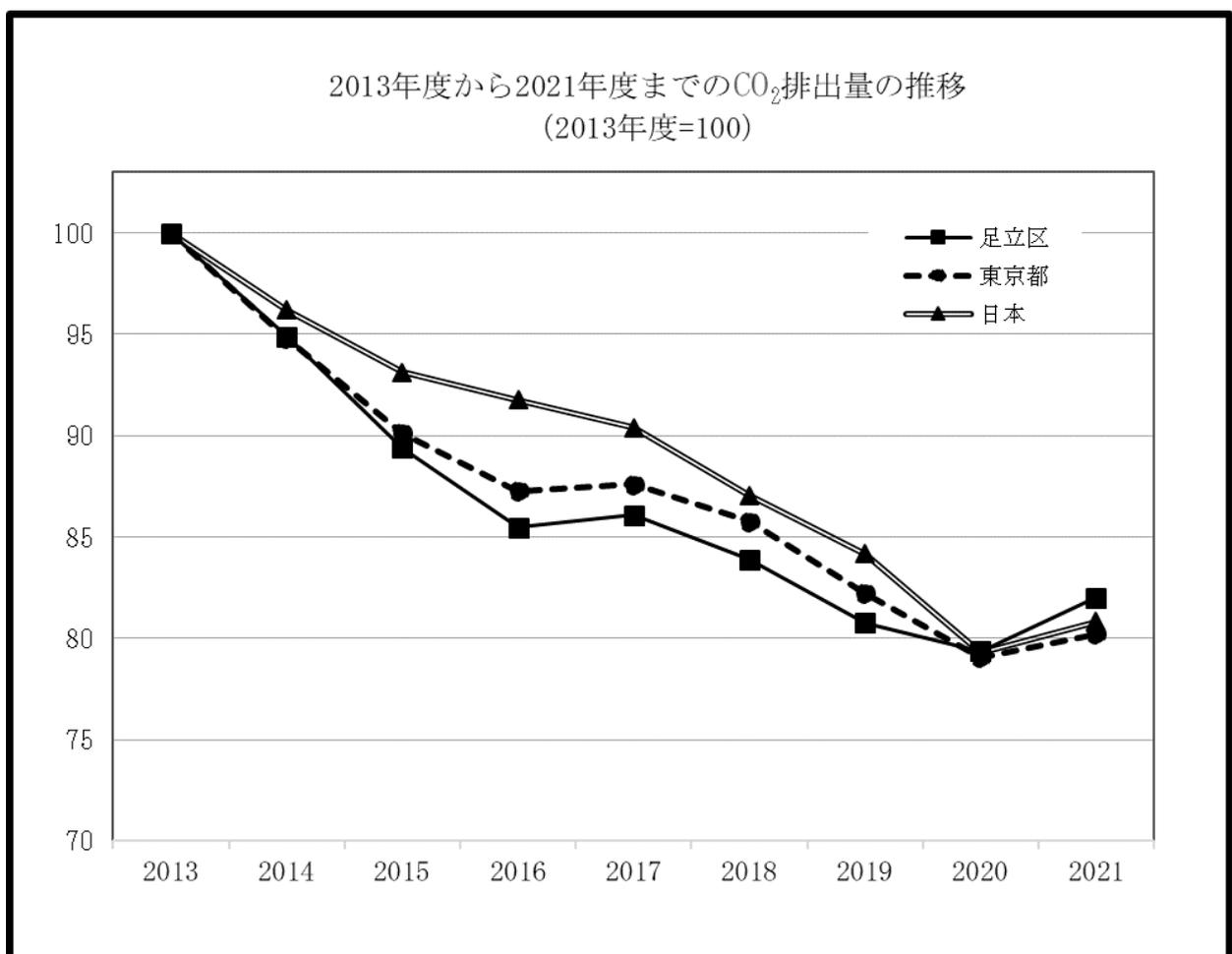


#### 区内のCO<sub>2</sub>排出量の削減目標

2030年度 排出量を2013年度比46%以上削減  
(CO<sub>2</sub>排出量138万1千t) さらに50%の高みをめざす

#### 足立区内のCO<sub>2</sub>排出量

2013年度 (基準年度)	2021年度(※)	基準年度比
255万8千t	209万8千t	▲18.0%



※ CO<sub>2</sub>排出量の根拠

足立区…オール東京62市区町村共同事業により算定された数値

東京都…同上の事業により算定された、特別区・多摩地域・島しょの数値の合計

日本…国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ」の数値

なお、オール東京62市区町村共同事業による算定には約2年を要するため、最新データは2021年度分である。



### 3 区施設における再生可能エネルギー100%電力の導入



#### 【 目的 】

区施設で使用する電力を再生可能エネルギー100%電力にすることで、二酸化炭素の排出削減に寄与する。

#### 【 開始時期 】

- 令和3年度 一部施設で、再生可能エネルギー100%電力の導入開始
- 令和5年度 高圧・特別高圧の施設の電力契約においては、再生可能エネルギー100%電力の供給を要件とした入札を開始（令和6年度契約分より）

#### 【 事業概要 】

令和3年度より、一部施設において電力契約の見直しを行い、再生可能エネルギー100%電力の導入を開始した。令和5年11月より、高圧・特別高圧の施設における電力契約の見直しに際しては、全て再生可能エネルギー100%電力の供給を要件として入札を実施している。

#### 【 事業実績 】

令和5年度は下記の施設において再生可能エネルギー100%電力を導入している。

施設名	供給開始日
足立清掃事務所	令和3年 4月1日
小中学校のうち17校（※1）	令和3年10月1日
総合スポーツセンター	令和4年 4月1日
東綾瀬公園温水プール	
スイムスポーツセンター	
住区センター27か所（※2）	令和5年 4月1日

※1 区内小・中学校のうち、太陽光パネルを設置している以下の17校から導入を開始。

（小学校）足立小学校、伊興小学校、加平小学校、亀田小学校、鹿浜五色桜小学校、関原小学校、千寿小学校、中川小学校、西新井小学校、東綾瀬小学校、本木小学校

（中学校）第四中学校、第七中学校、第九中学校、江北桜中学校、鹿浜菜の花中学校、新田学園

※2 区内住区センターのうち、高圧電力契約をしている施設

#### 【 その他 】

平成24年2月以降、「足立区電力の調達に係る環境配慮実施要綱」に基づき電気事業者の状況を点数化し、一定の基準を満たした電気事業者を競争入札適合者とする事で、環境に配慮した電気事業者から電力調達をすることによる二酸化炭素の排出削減等の環境負荷低減に寄与できるよう努めてきた。令和5年11月より、高圧・特別高圧の施設における電力契約の見直しに際しては全て再生可能エネルギー100%電力の供給を要件として入札を実施することとしたため、当該要綱は廃止した。

**施策群 1-1 エネルギーの効率的な利用**

**1 家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置費補助金**



**【 根拠法令等 】**

足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱

**【 目的 】**

環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。

**【 開始時期 】**

平成24年度

**【 事業概要 】**

(1) 対象者・条件

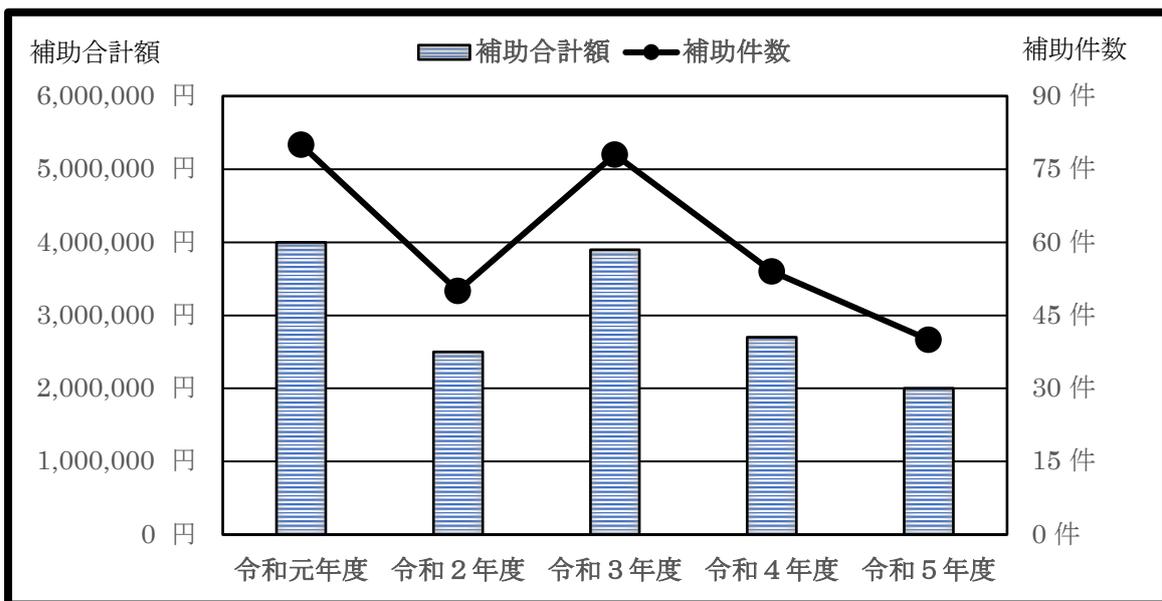
区内の自ら居住する住宅に新品の家庭用燃料電池システムを設置した個人

(2) 補助金額

50,000円

**【 事業実績 】**

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助件数 (件)	80	50	78	54	<b>40</b>
補助合計額 (円)	4,000,000	2,500,000	3,900,000	2,700,000	<b>2,000,000</b>



令和元年度以前は100件以上の申請件数があったが、徐々に減少傾向にある。

## 2 集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金



### 【根拠法令等】

足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱

### 【目的】

LED照明の普及を促進し、電力使用量及び温室効果ガスの排出量の削減を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。

### 【開始時期】

平成23～28年度 施設用LED照明設置費補助金  
(平成23年度は公益的施設のみ)

平成29年度～ 集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金

### 【事業概要】

#### (1) 対象者・条件

ア 中小企業者、集合住宅の所有者、マンション管理組合、公益的団体の代表者

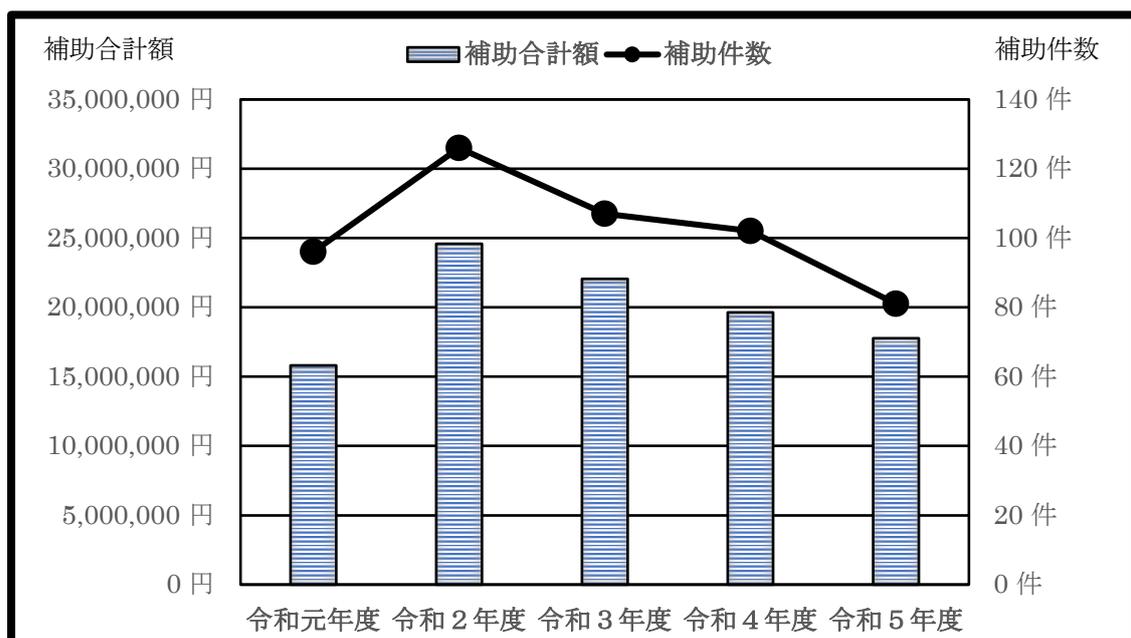
イ 未使用のLED照明を既存の照明に換えて新規に設置すること。ただし、工事を伴わないランプ交換は除く。集合住宅、分譲マンションの場合は共用部分に限る。

#### (2) 補助金額

補助対象経費の3分の1（1,000円未満切捨て）。上限額は30万円。

### 【事業実績】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助件数 (件)	96	126	107	102	81
補助合計額 (円)	15,809,000	24,584,000	22,046,000	19,636,000	17,781,000



### 3 省エネルギーフォーム補助金



#### 【根拠法令等】

足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱

#### 【目的】

住宅の省エネルギー化の普及促進を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。

#### 【開始時期】

- 平成24年度 省エネルギー機器等購入費補助金
- 平成25・26年度 環境配慮型機器等設置費補助金
- 平成27・28年度 省エネ設備改修費補助金
- 平成29年度～ 省エネルギーフォーム補助金

#### 【事業概要】

##### (1) 対象工事

ガラスの交換、窓の交換・内窓の設置、断熱材の設置、遮熱塗装

##### (2) 対象者・条件

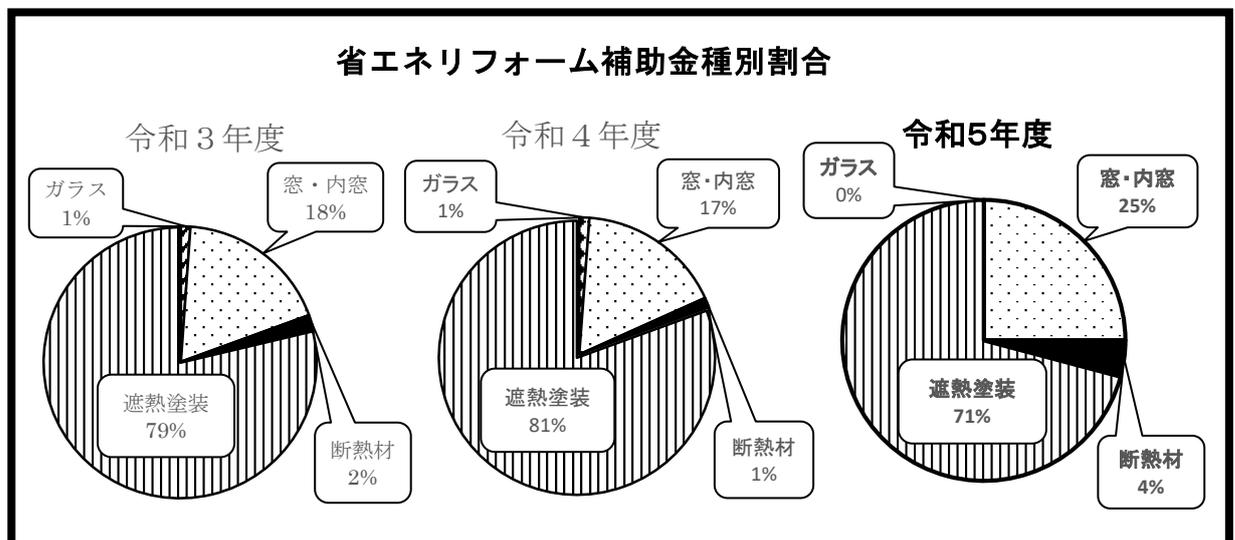
- ア 区内の自ら居住する住宅に上記の対象工事を実施した個人
- イ 補助対象工事の請負業者が区内業者であること

##### (3) 補助金額

補助対象経費の3分の1（1,000円未満切捨て）。上限額は5万円。

#### 【事業実績】

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	件数(件)	補助金額計(円)	件数(件)	補助金額計(円)	件数(件)	補助金額計(円)	
補助 種 別	ガラス	3	118,000	4	180,000	0	0
	窓・内窓	49	2,298,000	58	2,806,000	60	2,902,000
	断熱材	5	250,000	4	200,000	10	500,000
	遮熱塗装	211	10,547,000	274	13,700,000	170	8,500,000
補助合計数		268	13,213,000	340	16,886,000	240	11,902,000



令和5年度から、施工業者を区内業者に限定したため申請件数が減少した。

## 4 節湯型シャワーヘッド購入費補助金



### 【根拠法令等】

足立区節湯型シャワーヘッド購入費補助金交付要綱

### 【目的】

区民の節水に係る取組みの促進及び節水意識の向上を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。

### 【開始時期】

令和4年9月

### 【事業概要】

#### (1) 対象者・条件

区内販売店において新品で購入し、自ら居住する住宅に設置した個人

#### (2) 補助金額

3,000円

### 【事業実績】

令和4年度	：	補助件数	・	・	・	・	・	198件
		補助合計額	・	・	・	・	・	594,000円
令和5年度	：	補助件数	・	・	・	・	・	219件
		補助合計額	・	・	・	・	・	657,000円

## 5 低公害車買換え支援事業利子補給金等



### 【根拠法令等】

足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱

### 【目的】

低公害車の普及を促進し、温室効果ガスの排出量の削減を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。

### 【開始時期】

令和4年度

### 【事業概要】

#### (1) 対象者・条件

東京都環境保全資金融資あっせん要綱に規定する、融資あっせん制度を利用して車両を購入し、かつ、都の利子補給金等の交付決定を受けている、区内に住所（会社の場合は、主たる事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者（個人事業主を含む）

#### (2) 利子給付金

利子と都の利子補給金との差額

#### (3) 信用保証料補助金

信用保証料と都の信用保証料補助金との差額

### 【事業実績】

令和4年度	：	補助件数	・	・	・	・	・	0件
		補助合計額	・	・	・	・	・	0円
令和5年度	：	補助件数	・	・	・	・	・	0件
		補助合計額	・	・	・	・	・	0円

## 6 電気自動車等購入費補助金



### 【根拠法令等】

足立区電気自動車等購入費補助金交付要綱

### 【目的】

電気自動車等の普及を促進し、温室効果ガスの排出量の削減を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。

### 【開始時期】

平成28年度

### 【事業概要】

#### (1) 対象車両

一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象車両である電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、電動バイク、ミニカー

#### (2) 対象者・条件

ア 足立区内に住民登録がある個人

イ 足立区内に本店、支店又は営業所等がある中小企業者

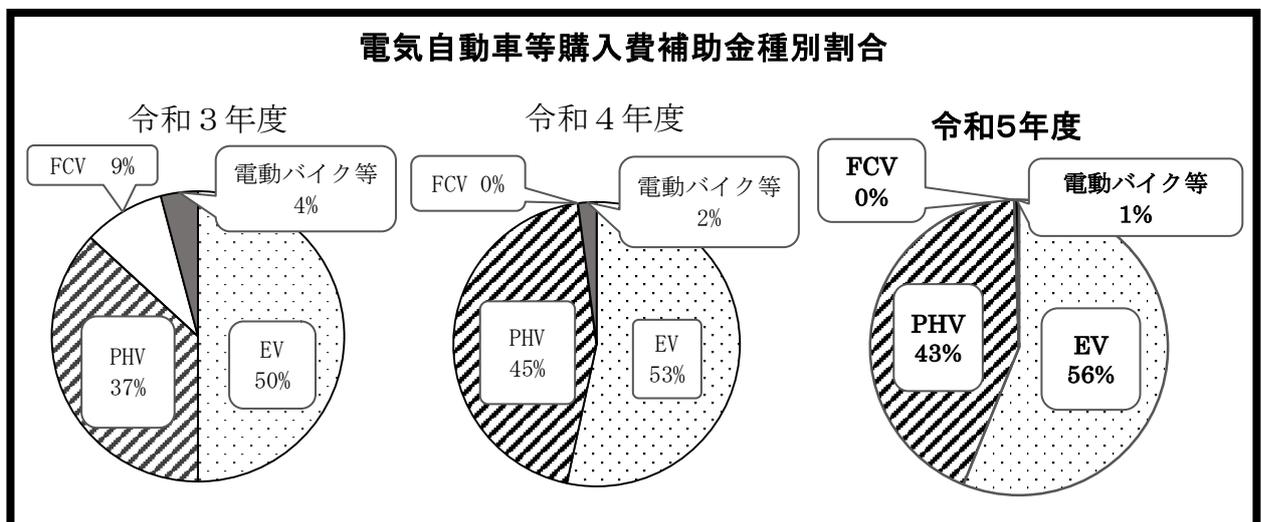
ウ 足立区内に事業所、施設等がある医療法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

#### (3) 補助金額

100,000円（電動バイク・ミニカーは20,000円）

### 【事業実績】

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数(件)	補助金額計(円)	件数(件)	補助金額計(円)	件数(件)	補助金額計(円)
電気自動車(EV)	61	6,100,000	128	12,800,000	216	21,600,000
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	45	4,500,000	107	10,700,000	167	16,700,000
燃料電池自動車(FCV)	11	1,100,000	0	0	0	0
電動バイク・ミニカー	5	100,000	5	100,000	2	40,000
合計	122	11,800,000	240	23,600,000	385	38,340,000



## 7 戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金



### 【根拠法令等】

足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱

### 【目的】

電気自動車等の普及のための基盤整備を促し、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。

### 【開始時期】

令和4年9月

### 【事業概要】

#### (1) 対象設備

一般社団法人次世代自動車振興センターが電気自動車等の充電インフラ整備事業費補助金の補助対象機種として指定し、公開している充電設備

#### (2) 対象者・条件

ア 足立区内に自らが居住する戸建住宅に、新品の充電設備を設置した個人

イ 東京都の戸建住宅向け充電設備導入促進事業助成金の交付を受けていないこと

#### (3) 補助金額

25,000円

### 【事業実績】

令和4年度 : 補助件数・・・15件  
補助合計額・・・375,000円

令和5年度 : 補助件数・・・29件  
補助合計額・・・725,000円

## 8 雨水タンク設置費補助金



### 【根拠法令等】

足立区雨水タンク設置費補助金交付要綱

### 【目的】

雨水の有効利用を図るとともに、区民の省資源と環境共生への意識を啓発し、もって緑化、防災その他のまちづくりを進める区民の自主的活動を推進する。

### 【開始時期】

平成15～24年度 小型雨水貯留槽購入費補助金

平成25・26年度 環境配慮型機器等設置費補助金

平成27・28年度 小型雨水貯留槽購入費補助金

平成29年度～ 雨水タンク設置費補助金

### 【事業概要】

#### (1) 対象者・条件

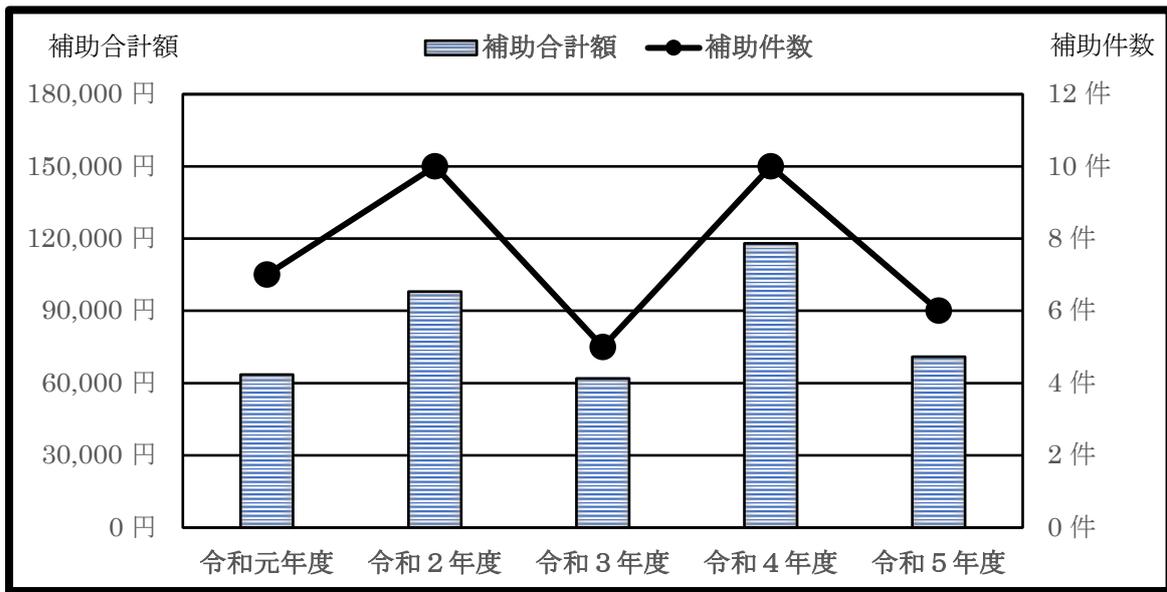
区内の自ら居住する住宅に新品の雨水タンクを設置した個人

#### (2) 補助金額

補助対象経費の3分の1。上限額は15,000円。

【 事業実績 】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助件数(件)	7	10	5	10	6
設置基数(基)	8	13	5	10	6
補助金額計(円)	63,600	98,000	62,000	111,800	71,000



9 節電応援キャンペーン



【 根拠法令等 】

足立区節電応援キャンペーン実施要綱

【 目的 】

CO<sub>2</sub>削減及び区内経済の活性化を推進する。

【 開始時期 】

令和4年11月

(令和4年度中に対象機器を購入した方を対象とした時限的な取組)

【 事業概要 】

(1) 対象者・条件

ア 申請時点で区内に住民登録がある個人

イ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに「東京ゼロエミポイント」の申請を行い、その後、当該ポイントの付与を受けていること

(2) 交付額

東京ゼロエミポイントの対象家電毎に以下のとおり

ア エアコン、冷蔵庫又は給湯器・・・3,000円

イ LED照明器具のみ・・・1,000円

【 事業実績 】

令和4年度 : 商品券交付件数・・・698件

支給合計額・・・1,856,000円

**令和5年度** : **商品券交付件数** . . . **353件**  
**支給合計額** . . . . . **943,000円**

令和5年度の申請は、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（前年度まで）に「東京ゼロエミポイント」の申請を行い、そのポイントの付与が令和5年4月1日以降となった方のみを対象としているため交付件数は前年度と比べ減少している。

## 10 ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金



### 【根拠法令等】

ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金交付要綱

### 【目的】

環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、低酸素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。

### 【開始時期】

令和5年度

### 【事業概要】

#### (1) 対象者・条件

「ZEH」または「東京ゼロエミ住宅」に該当する住宅を所有しそこに居住する個人  
ZEH . . . 経済産業省の「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業」  
又は環境省の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）  
化等支援事業」において、補助対象住宅として、当該団体の執行団体から補助を受けた住宅であること  
東京ゼロエミ住宅 . . . 東京都が実施する「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」において、  
補助対象住宅として、当該事業の執行団体から補助を受けた住宅であること

#### (2) 補助金額

300,000円

### 【事業実績】

**令和5年度** : **補助件数** . . . . . **20件**  
**補助合計額** . . . . . **6,000,000円**

## 11 その他の事業



クールビズ	庁舎及び区施設の冷房時の室温を、28℃を目安に調節 実施期間 5月1日～10月31日
ウォームビズ	庁舎及び区施設の暖房時の室温を、19℃を目安に調節 実施期間 12月1日～3月31日

## 施策群 1-2 再生可能エネルギーの利用拡大

### 1 太陽光発電システム設置費補助金



#### 【 根拠法令等 】

足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

#### 【 目的 】

環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。

#### 【 開始時期 】

平成15年度

平成20年度 公益的施設追加

#### 【 事業概要 】

##### (1) 対象者・条件

- ア 区内の建物に設置した個人、事業者、集合住宅の所有者、分譲マンションの管理者
- イ 区から施設整備費、運営経費等の補助を受けている下記の施設に設置した事業者
  - ① 町会・自治会館
  - ② 民設民営の高齢者施設
  - ③ 民設民営の障がい者施設
  - ④ 民設民営の私立保育園
  - ⑤ 私立幼稚園
  - ⑥ その他区長が特に認めたもの

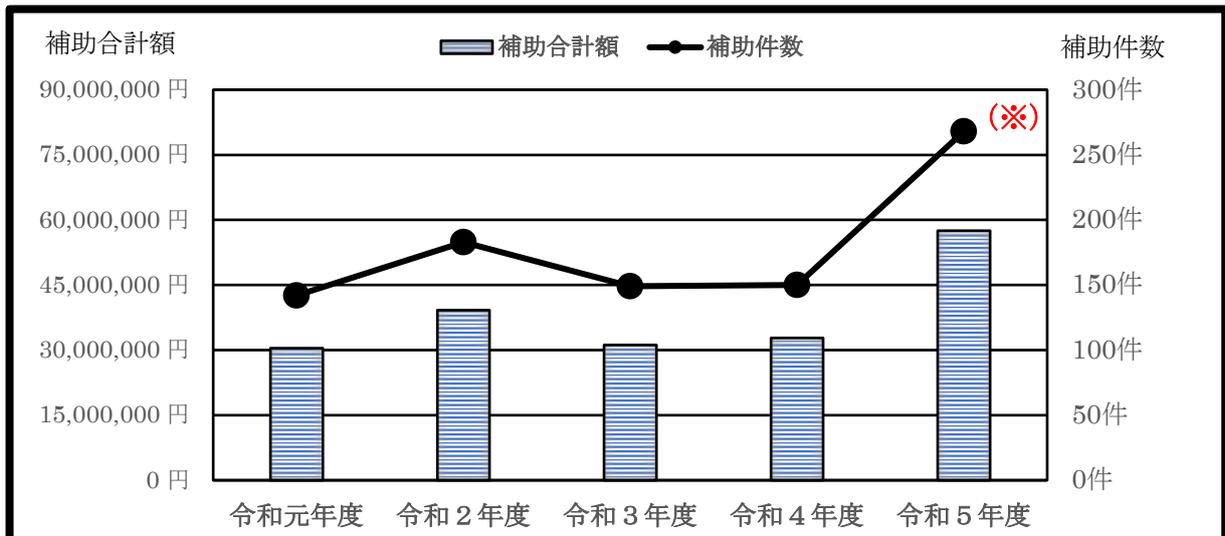
##### (2) 補助金額

補助対象経費の3分の1または、1kWあたり6万円に発電設備最大出力（kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる）を乗じて得た額のいずれか小さい金額。

ただし、上限額は24万円。なお、分譲マンションの場合は上限額60万円。公益的施設の場合は上限120万円。また、区内事業者と契約して設置した場合は、補助金額が2割増。

#### 【 事業実績 】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助件数(件)	142	183	149	150	268
補助金額計(円)	30,464,000	39,213,000	31,175,000	32,787,000	57,533,000
1kWあたり補助金額	6万円				
上限額	一般	24万円 (区内事業者利用の場合：28万円8千円)			
	分譲マンション	60万円 (区内事業者利用の場合：72万円)			
	公益的施設	120万円 (区内事業者利用の場合：144万円)			



※ 令和5年度は、例年に比べ申請件数が多く補正予算の追加により受付件数を拡大した。

( 参考 )

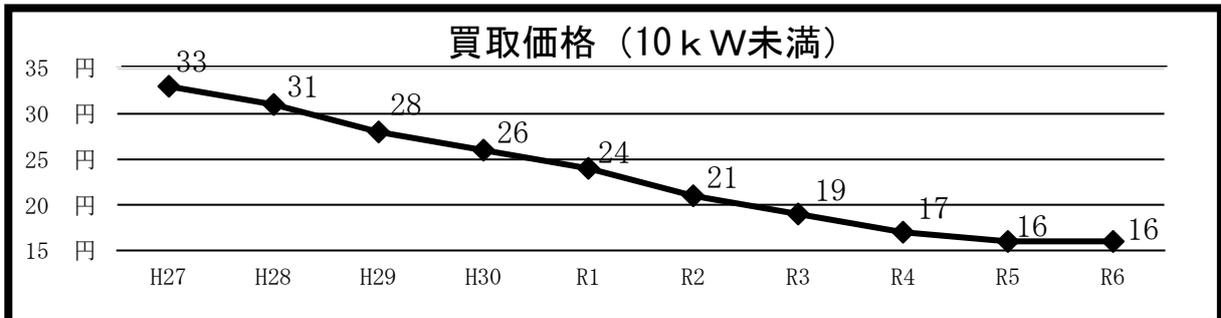
◆あだち・そらとつながるプロジェクト (平成25年度開始)

太陽光発電システムを設置する際に、業者の選定に不安があるとの声が多かったため、区に登録した「そらとつながるお店 (そらつな店)」の紹介を始めた。「そらつな店」では太陽光発電システムの仕組みを分かりやすく説明し、設置する際の不安を解消。また、区民限定のサービスも提供している。

登録数：6店 (令和6年3月末現在)

◆太陽光固定価格買取制度価格推移

(単位:円)



2 蓄電池設置費補助金



【 根拠法令等 】

足立区蓄電池設置費補助金交付要綱

【 目的 】

省エネルギー機器の普及促進を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。

【 開始時期 】

平成25・26年度 環境配慮型機器等設置費補助金  
 平成27・28年度 省エネ設備改修費補助金  
 平成29年度～ 蓄電池・HEMS設置費補助金  
 令和5年度～ 蓄電池設置費補助金 (HEMSのみ終了)

【 事業概要 】

(1) 対象機器

国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 支援事業において、一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象機器として登録されている蓄電池

(2) 対象者・条件

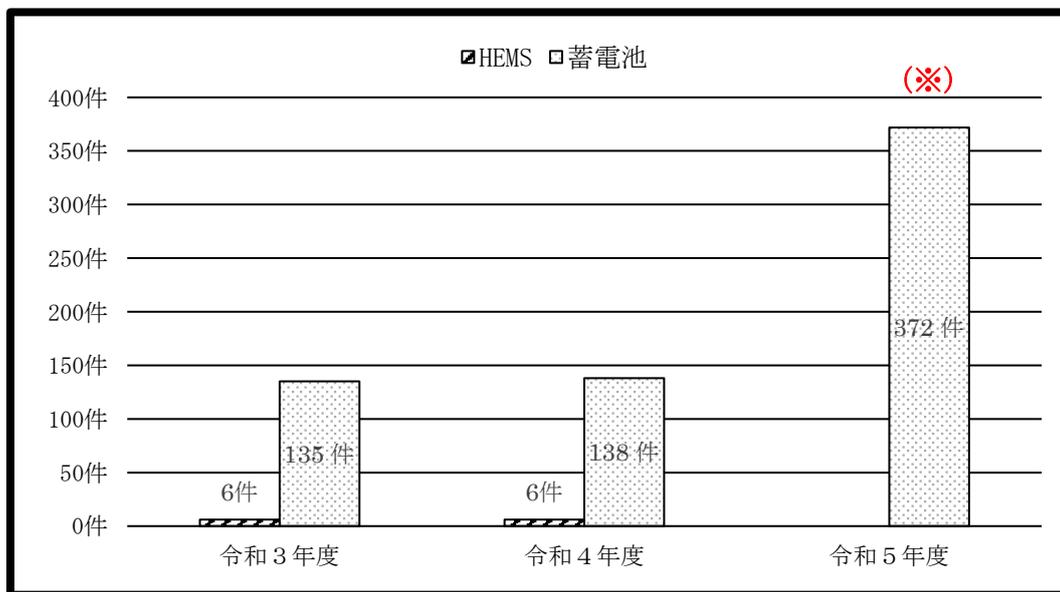
区内の自ら居住する住宅に対象機器を設置した個人

(3) 補助金額

補助対象経費の3分の1 (1,000円未満切捨て)。上限額は5万円。

【 事業実績 】

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数(件)	補助金額計(円)	件数(件)	補助金額計(円)	件数(件)	補助金額計(円)
HEMS	6	234,000	6	300,000		
蓄電池	135	6,750,000	138	6,900,000	372	18,600,000
合計	141	6,984,000	144	7,200,000	372	18,600,000



※ 令和5年度は、例年に比べ申請件数が多く太陽光発電システム補助金と合わせて受付件数を拡大した。

### 3 再エネ 100 電力導入サポートプラン協力金



#### 【 根拠法令等 】

足立区再エネ 100 電力導入サポートプラン協力金交付要綱

#### 【 目的 】

再生可能エネルギー 100%由来の電力に切り替えた者に対し、協力金を支給することで、温室効果ガスの排出量の削減を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。

#### 【 開始時期 】

令和4年度

#### 【 事業概要 】

##### (1) 対象者・条件

- ア 自らが契約している区内の建築物の従量電灯B又はCの電力供給契約を、再エネ 100 電力メニューに切り替えた個人又は中小規模事業者
- イ 供給地点特定番号ごとの申請であること
- ウ 同一年度内において、当該電力契約について本協力金の交付を受けていないこと

##### (2) 補助金額

20,000円（初めて申請した年度及びその次年度の連続した2年間申請可）

#### 【 事業実績 】

令和4年度	：	補助件数	・	・	・	・	・	238件
		補助合計額	・	・	・	・	・	4,760,000円
令和5年度	：	補助件数	・	・	・	・	・	300件
		補助合計額	・	・	・	・	・	6,000,000円

## 施策群 1-3 二酸化炭素吸収量を増やす取組みの推進

### 1 カーボン・オフセット



#### 【 目的 】

区の事務事業で排出するCO<sub>2</sub>について、できるだけ排出量の削減努力をしたうえで、どうしても削減できないCO<sub>2</sub>排出量の一部を、他の場所では実施されたCO<sub>2</sub>吸収・削減のための活動に投資すること等で埋め合わせする。

#### 【 開始時期 】

平成23年度

#### 【 事業概要 】

友好都市である魚沼市から、年間200トン分のクレジット※を購入し、CO<sub>2</sub>排出量の一部とオフセット（相殺）する。オフセットの対象とするCO<sub>2</sub>排出量は、区民へのPR効果などを考慮して決定する。環境部が主催するイベントや発行する冊子等がある場合は、その実施に伴うCO<sub>2</sub>排出量もオフセットの対象とする。

足立区では、適切な間伐などによる森林整備の実施によるCO<sub>2</sub>吸収量として国に認証されたJ-クレジットを購入している。

※ 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO<sub>2</sub>等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO<sub>2</sub>等の吸収量を「クレジット」として認証されたもののこと。

#### 【 事業実績 】

（直近5年分）

年度	カーボン・オフセットの対象としたCO <sub>2</sub> 排出量	オフセットした量(t)	クレジット調達先
令和 1	地球環境フェア 2019 開催に伴うCO <sub>2</sub> 排出量	6	・秋田県八峰町 ・新潟県魚沼市 ・高知県
	区の清掃車（小型プレス車）53 台の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量（令和2年3月から8月までの6ヶ月分）	200	・新潟県魚沼市
2	清掃事務所の電力使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量	210	・新潟県魚沼市
3	区の公用車全 200 台の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量	297	・新潟県魚沼市
4	区の清掃車（小型プレス車）50 台の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量（令和4年度上半期全 213 トン中）	200	・新潟県魚沼市
5	<b>区の公用車全 189 台の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量（令和4年度全 254 トン中）</b>	<b>200</b>	<b>・新潟県魚沼市</b>

## 施策群 1-4 気候変動による被害回避・軽減

### 1 気候変動適応対策エアコン購入費補助金



#### 【根拠法令等】

足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱

#### 【目的】

気候変動適応対策の推進に寄与する。

#### 【開始時期】

令和3年度

#### 【事業概要】

##### (1) 対象者・条件

- ア 足立区に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯に属していること
  - (ア) 65歳以上のみの世帯（昭和34年（1959年）4月1日以前生まれ）
  - (イ) 身体障害者手帳、愛の手帳、若しくは精神障害者保健福祉手帳（以下、「障害者手帳」と総称する）のいずれかを所持する者のみの世帯
  - (ウ) 65歳以上の高齢者と障害者手帳を所持する者のみの世帯
  - (エ) 児童扶養手当法で規定する18歳に到達した年度末までの児童（中度以上の障がい状態にある20歳未満の児童を含む）と養育者を含む世帯（ひとり親家庭等）
- イ 居住している住宅にエアコンが未設置又は冷房機能を使用できるエアコンが、1台もないこと
- ウ 本人及び同一世帯で生活する者が、申請を行う前年度において、住民税に滞納がないこと

##### (2) 補助金額

- ア 世帯員全員が申請を行う前年度において非課税世帯、または申請時に児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等  
上限7万円（対象経費から1,000円未満を切り捨てた額）
- イ 上記以外の世帯  
上限4万円（対象経費から1,000円未満を切り捨てた額）

#### 【事業実績】

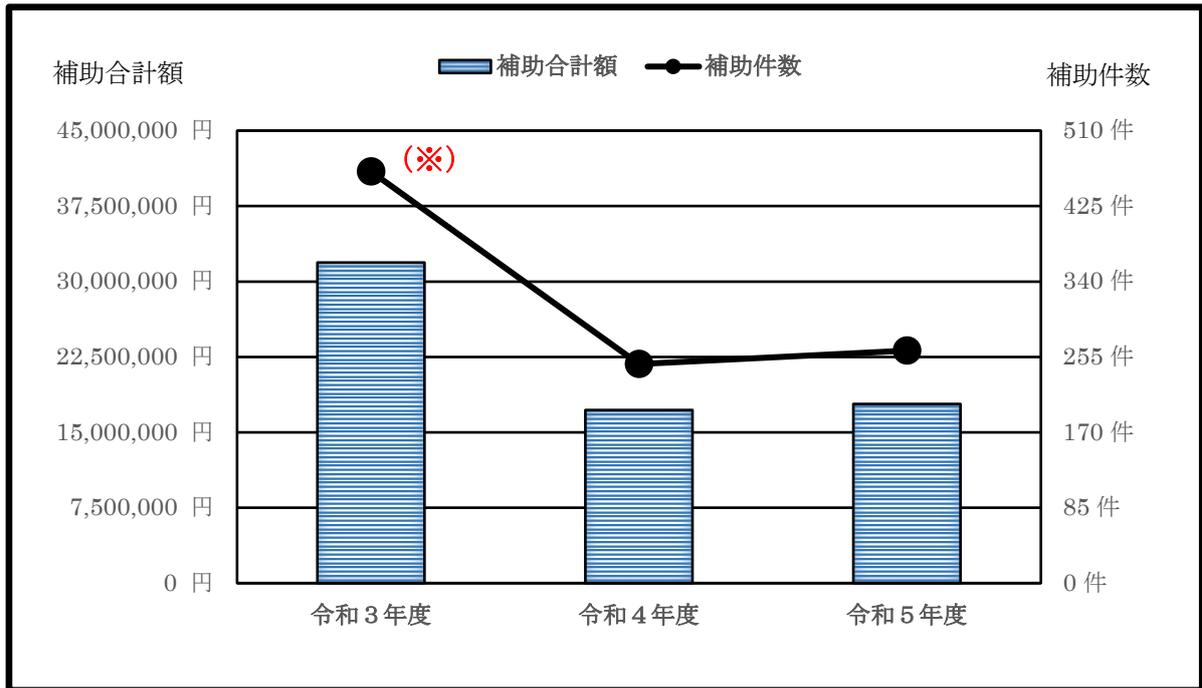
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助件数(件)	464	247	262
補助合計額(円)	31,894,000	17,233,000	17,811,000

#### 【各年度により対象条件に差異あり】

令和3年度：65歳以上または65歳以上と障がいのある者のみの世帯  
（住民税に関する制限なし）

令和4年度：65歳以上または65歳以上と障がいのある者のみの世帯かつ住民税非課税世帯

令和5年度：令和5年8月28日から上記事業概要に記載の条件に変更



※ 令和3年度は住民税に関する条件がなく、申請件数が多い状況にあった。

## 柱2 循環型社会の構築(足立区食ロス削減推進計画等)

### 施策群 2-1 リデュースとリユースの推進

#### 1 資源になる紙類の回収促進



##### 【根拠法令等】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

##### 【目的】

毎年度行っている燃やすごみの組成調査（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により実施せず）により、燃やすごみの中には、12.2%もの資源になる紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみなど）が含まれていることがわかり（令和5年度調査結果より）、資源になる紙類の排出促進と啓発をする。

##### 【開始時期】

平成27年 5月（紙資源分別バッグ）

平成27年10月（資源になる紙類大辞典）

##### 【事業概要】

地球環境フェア等のイベントで、「紙資源分別バッグ」や「資源になる紙類大辞典」を活用し、分別することによる経済効果や正しい排出方法を周知する。

#### 2 フードドライブ



##### 【目的】

家庭で消費しきれない食品を回収し、区内のNPO団体等へ寄付すること、また、区民団体等が主体となって実施するフードドライブを支援することで、食品ロス削減への意識を向上させる。

##### 【開始時期】

平成28年4月（イベント時実施、他団体実施支援）

平成30年1月（受付場所常設）

##### 【事業概要】

##### （1）フードドライブ常設窓口

区内6カ所においてフードドライブ常設窓口を設置する。回収された食品はNPO活動支援センターや、フードバンクであるセカンドハーベスト・ジャパンを通じて食品を必要としている団体や施設へ届けられる。

※ 常設窓口：ごみ減量推進課、足立清掃事務所、あだち再生館（令和5年8月31日をもって受付終了）、生涯学習センター、花畑地域学習センター、東和地域学習センター

##### （2）他団体実施支援

フードドライブの実施を希望する区内の各種団体に対して、実施に要する物品（のぼり旗、はかり、折りたたみコンテナ）の貸し出しを行う。また、各種団体とNPO活動支援センターやセカンドハーベスト・ジャパン等との橋渡しを行う。

【 事業実績 】

(1) イベント実施

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	—	—	1	—	1
個数	—	—	163	—	32
重さ (kg)	—	—	40.13	—	9.69

(2) 他団体実施

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	1	1	3	—	2
個数	13	65	491	—	187
重さ (kg)	4.24	20.64	133.90	—	50.57

(3) 常設窓口

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
窓口数	5	5	5	6	6
個数	1,578	1,797	4,988	8,036	4,445
重さ (kg)	406.71	850.04	1,503.02	2,143.38	1,869.36

3 食品ロスの推計量



(単位: t)

【 事業実績 】

年度	令和元年度	令和2年度(※2)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭ごみ(※1)	7,519	—	12,678	9,351	11,862

※1 家庭ごみは、区実施の組成調査を基に推計したもの。

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により把握実績なし。

(単位: t)

年度	令和元年度	令和2年度(※2)	令和3年度	令和4年度
事業系ごみ(※1)	5,080	—	3,924	3,412

※1 事業系ごみは、事業者に対するアンケート調査及び東京二十三区清掃一部事務組合の調査結果を基に推計したもの。

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により把握実績なし。

4 ごみ分別アプリ (令和5年度末現在)



◆ダウンロード件数 (累計、単位: 件)

年度	令和4年度	令和5年度
Android版	5,868	9,852
iPhone版	9,165	15,222
合計	15,033	25,074

## 5 ウォーターサーバー設置



### 【目的】

マイボトルの利用を促し、使い捨てプラスチックごみの削減と二酸化炭素排出量削減に寄与する。

### 【開始時期】

令和5年2月

### 【事業概要】

ウォーターサーバーレンタル事業者とペットボトル削減に向けた協定を締結し、区施設にウォーターサーバーを設置する。

### 【設置実績】

7台

設置場所	台数
都市農業公園ビジターセンター1階ロビー	1台
本庁舎南館10階職員厚生室	1台
本庁舎北館地下1階職員厚生室	1台
江北保健センター1階ロビー	1台
足立清掃事務所2階職員用フロア	1台
足立清掃事務所3階職員用フロア	1台
本庁舎中央館5階情報システム課打ち合わせスペース	1台

## 施策群 2-2 廃棄物の適正な排出と処理

### 1 資源の循環利用の推進



ごみ減量に対する意識を高め、実践行動を促進するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を広くアピールする。環境に関する情報や学習機会を提供するとともに、各種事業を実施し、区民に対する普及啓発を推進している。

### 2 行政回収事業



#### 【根拠法令等】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

#### 【目的】

資源の有効利用と最終処分場の延命をする。

#### 【開始時期】

平成4年10月

#### 【事業概要】

##### (1) 回収品目

古紙（新聞、雑誌類、段ボール、紙パック）、びん、缶、ペットボトル、食品トレイ（モデル事業）

##### (2) 回収方法

資源回収場所・ごみ集積所から週1回収

#### 【事業経緯】

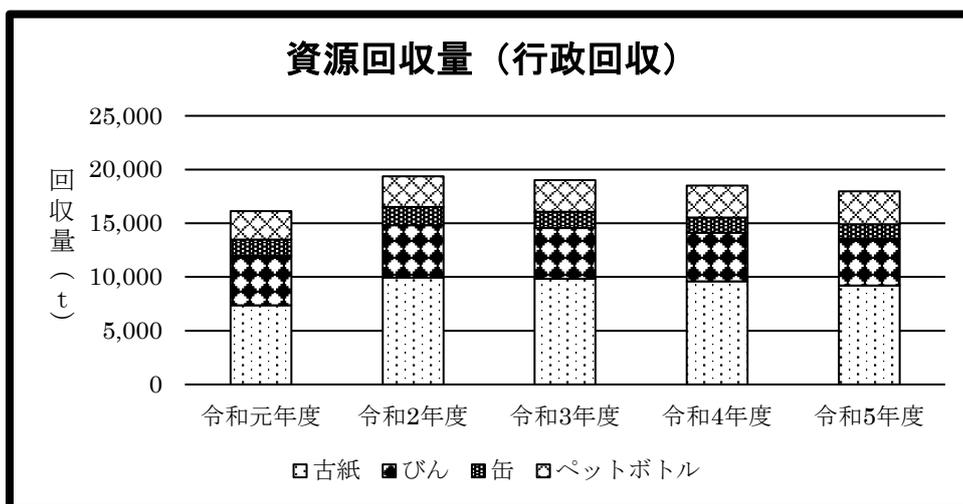
平成4年10月	資源ごみ収集モデル事業開始（週2回収）
平成9年6月	資源回収モデル事業へ変更（週1回収）
平成11年2月	資源回収モデル事業を足立区全域に拡大 （対象品目：古紙（新聞・雑誌・段ボール）、びん、缶）
平成17年4月	回収品目の追加（紙パック、ペットボトル）
平成20年4月	区内4か所で発泡スチロールの拠点回収開始
平成22年2月	千住常東地域の発泡スチロール（食品トレイ・カップめん容器・緩衝材）のモデル回収開始（拠点回収の4か所のうち1か所を廃止）
平成25年2月	千住常東地域のモデル回収を食品トレイ（白色、有色）のみに変更
平成30年5月	拠点回収3か所のうち1か所を廃止
令和元年12月	拠点回収2か所のうち1か所を廃止

#### 【事業実績】

##### ◆資源回収実績

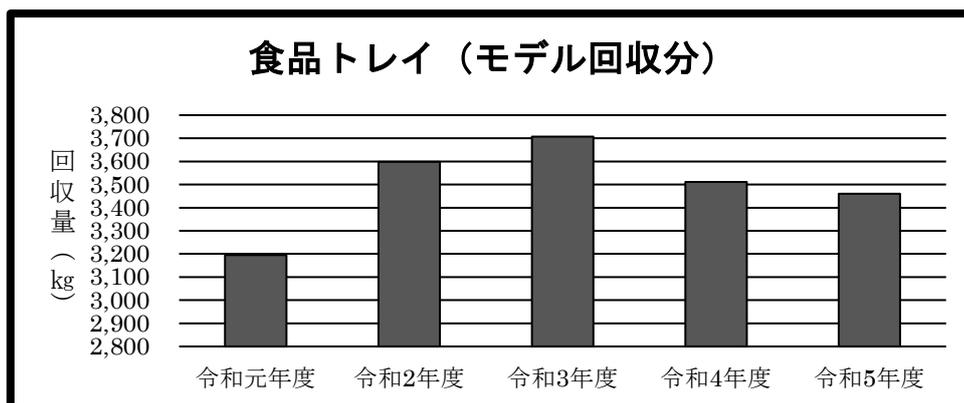
（単位：t）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回収回数	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
古紙	7,377	9,944	9,828	9,586	9,201
びん	4,589	4,887	4,740	4,520	4,348
缶	1,512	1,681	1,515	1,436	1,378
ペットボトル	2,645	2,862	2,944	2,982	3,059



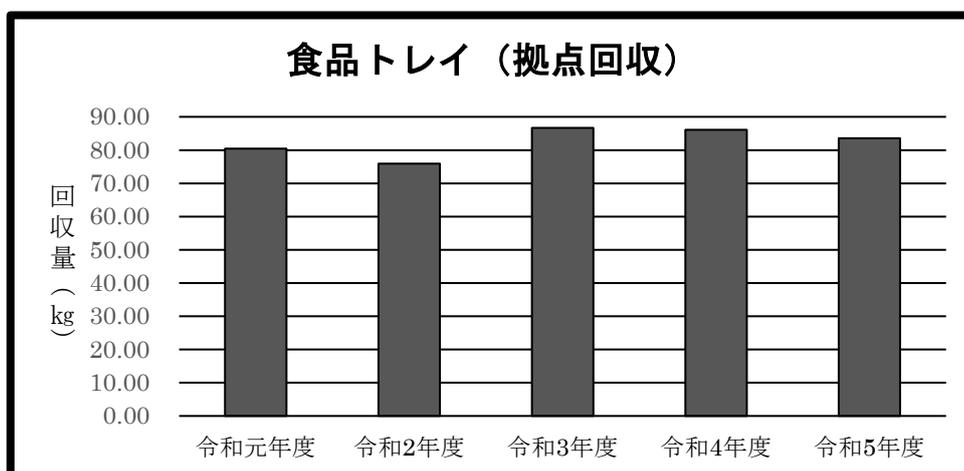
◆資源回収実績（モデル回収分：千住常東地区食品トレイ回収）（単位：kg）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集回数	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
食品トレイ	3,195.1	3,598.8	3,707.8	3,511.3	3,460.2



◆資源回収実績（拠点回収：食品トレイ）（単位：kg）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
食品トレイ	80.42	75.90	86.72	86.12	83.56



### 3 燃やさないごみ資源化事業



#### 【 根拠法令等 】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

#### 【 目的 】

燃やさないごみをリサイクルすることで、ごみの減量を推進する。

#### 【 開始時期 】

平成23年4月

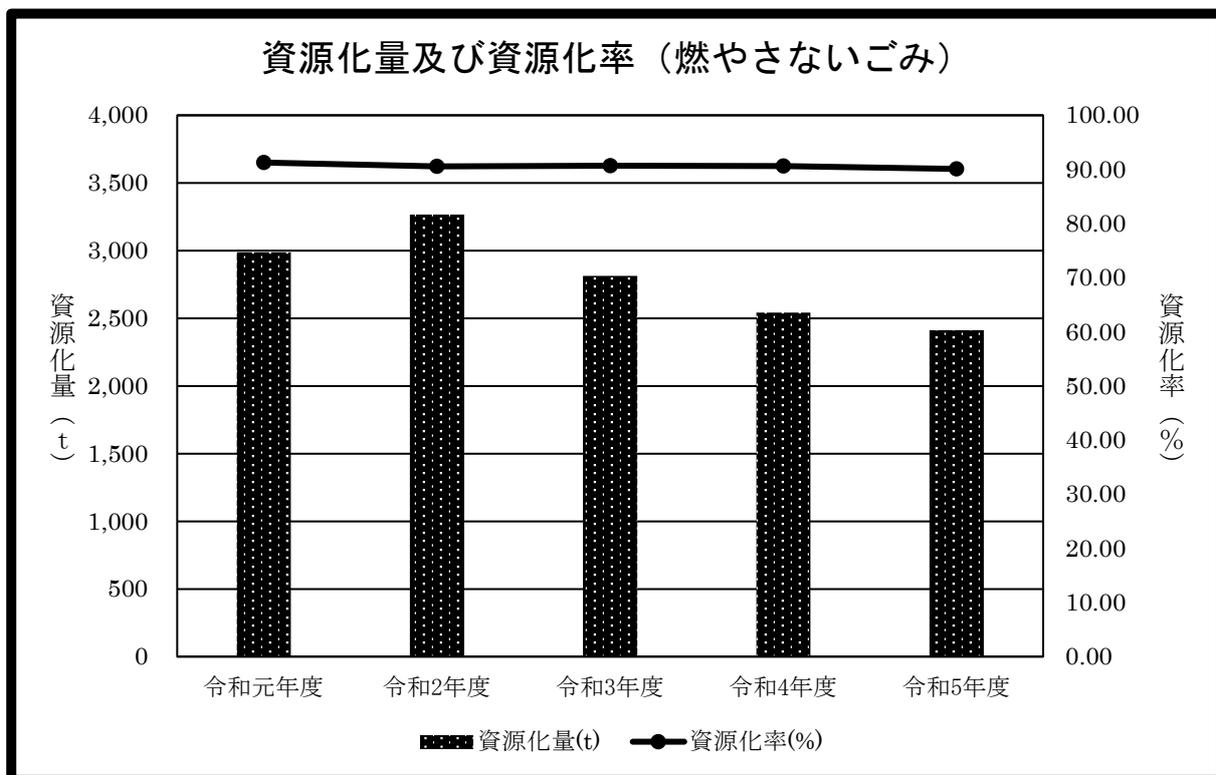
#### 【 事業概要 】

燃やさないごみを区内民間施設に搬入し、選別・梱包等を行ったうえで材質ごとに再商品化事業者へ引き渡して、再資源化を行っている。

#### 【 事業実績 】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資源化量(t)	2,986.97	3,267.10	2,814.16	2,541.92	<b>2,412.24</b>
資源化率(%)	91.27	90.57	90.68	90.62	<b>90.09</b>
ごみ量(t) ※	3,272.50	3,607.20	3,103.40	2,805.16	<b>2,677.46</b>

※ 燃やさないごみとして回収された総量



## 4 粗大ごみ資源化事業



### 【 根拠法令等 】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

### 【 目的 】

粗大ごみをリサイクルすることで、ごみの減量を推進する。

### 【 開始時期 】

平成22年10月 金属類・小型家電類の資源化開始

平成24年10月 小型家電類の資源化開始

平成26年 4月 木製家具の資源化開始

平成29年 4月 羽毛布団・毛布等の資源化開始

平成30年 4月 布団類（布団全般）の資源化開始

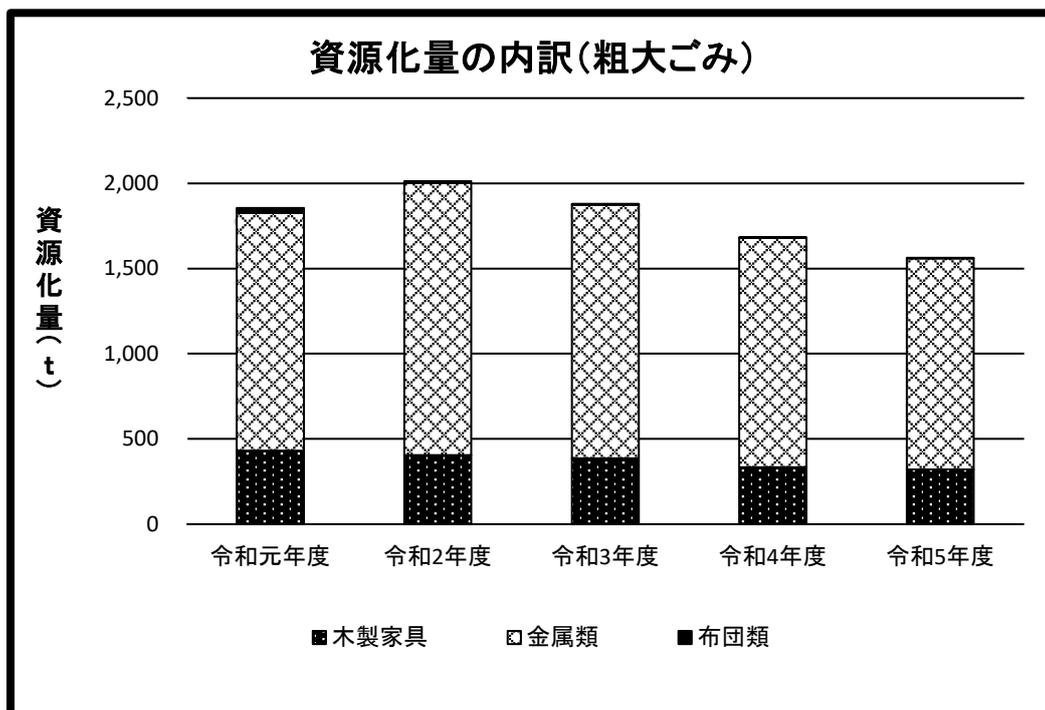
### 【 事業概要 】

粗大ごみのうち再資源化が可能な木製家具・金属類・小型家電類を民間資源化施設に搬入し、選別・梱包等を行ったうえで材質ごとに再商品化事業者へ引き渡して、再資源化を行っている。また、平成30年4月から布団類（布団全般に対象を拡大）の資源化を開始。

### 【 事業実績 】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資源化量(t)	1,853.57	2,013.43	1,879.62	1,683.21	<b>1,562.97</b>
資源化率(%)	36.70	34.21	32.66	32.30	<b>32.27</b>
ごみ量(t) ※	5,050.21	5,885.05	5,755.17	5,211.34	<b>4,843.39</b>

※ 粗大ごみとして回収された総量



## 5 粗大ごみリユース事業



### 【 目的 】

粗大ごみ等のリユースによって、廃棄を抑制し、ごみの減量を推進する。

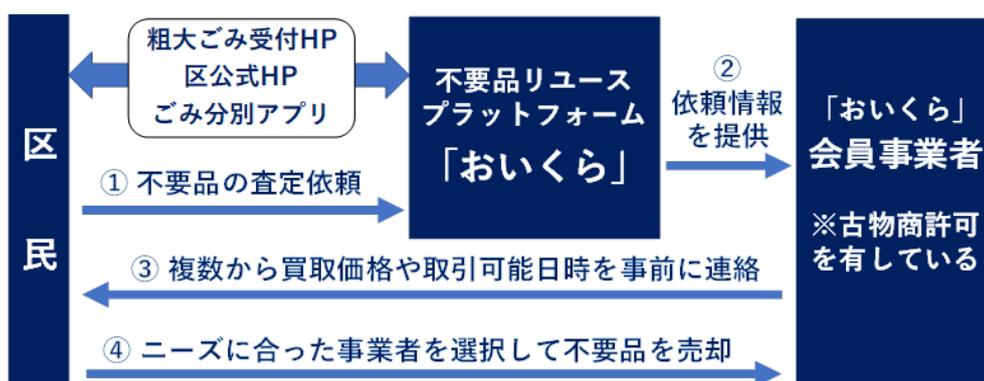
### 【 開始時期 】

令和5年10月

### 【 事業概要 】

(株)マーケットエンタープライズと協定を締結し、同社が運営する不要品のリユースプラットフォーム「おいくら」を通じたリユース（再利用）の推進を行う。

#### 粗大ごみリユース事業のながれ



### 【 事業実績 】

令和5年度	依頼数	依頼商品数
10月分	440件	1,010点
11月分	445件	969点
12月分	360件	862点
1月分	420件	1,006点
2月分	415件	1,108点
3月分	457件	1,112点
計	2,537件	6,067点

### 【 依頼商品数内訳 】(依頼数の多い順を抜粋)

商品カテゴリ	令和5年度依頼商品数
家具	2,553点
家電	1,811点
まとめて片付け（複数の依頼）	497点
ファッション	283点
スポーツ用品	204点

### ※ 「粗大ごみ再活用プロジェクト」について

粗大ごみの簡易な修繕等を前提として発展途上国でリユース（再活用）されていたが、発展途上国の需要などにより、対象品目が限られるなど利用件数は減少傾向であった。そのため、当該事業を見直し、「粗大ごみリユース事業」を開始することとなった。

## 6 集団回収活動支援



### 【 根拠法令等 】

足立区集団回収活動支援要綱

### 【 目的 】

各家庭から出る資源を自主的に日時や場所を決めて回収し、回収業者に引き渡す地域のリサイクル活動を支援することで、資源の再生利用及び良質な資源の回収を推進する。

### 【 開始時期 】

平成4年7月 ※ 区移管時 都時代では昭和30年11月

### 【 事業概要 】

#### (1) 報奨金額

回収量1kgあたり7円

#### (2) 作業補助用具の貸与

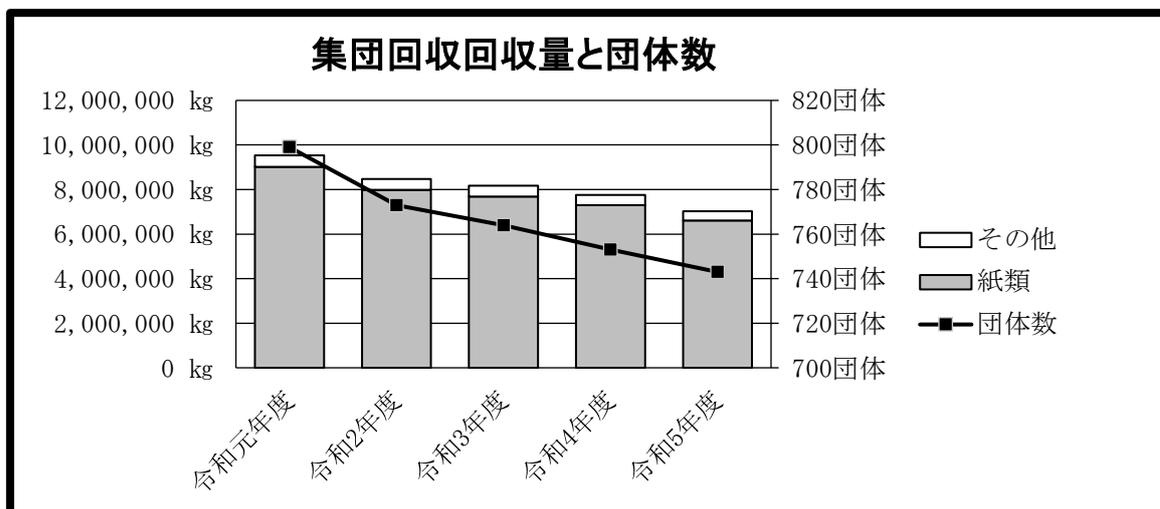
標識旗、雨よけシート、運搬台車、簡易型空き缶プレス機、折りたたみコンテナ、重量計測用はかり、回収作業員用腕章

#### (3) 登録団体要件

町会、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA、マンション管理組合その他営利を目的としない団体で、10世帯以上の団体

### 【 事業実績 】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施団体数	799 団体	773 団体	764 団体	753 団体	743 団体	
資源回収量 (kg)	紙類	9,018,401	7,983,886	7,687,534	7,302,252	6,606,278
	布類	123,729	101,709	98,639	82,661	78,297
	金属類	387,228	391,499	383,215	364,789	342,743
	びん類	7,133	1,361	1,319	619	664
	計	9,536,491	8,478,455	8,170,707	7,750,321	7,027,982



## 7 3R推進事業



### (1) ペットボトルキャップ回収支援事業

#### 【 根拠法令等 】

ペットボトルキャップの回収及び環境学習講座実施に関する覚書

#### 【 目的 】

ペットボトルキャップを活用し、3R意識の向上、3Rを実践する区民の増加を図る。

#### 【 開始時期 】

平成20年12月

#### 【 事業概要 】

小・中学校、幼稚園、保育園、住区センター等の施設にペットボトルキャップ回収ボックスを設置する。区と覚書を締結した事業者が回収して、洗浄・選別・粉碎などの工程を経て再資源化を行う。また、事業者を通じて「認定NPO法人 世界のこどもにワクチンを 日本委員会」に回収量に応じた額（15円/kg）を寄付している。

#### 【 事業実績 】

年度	回収量(kg)	回収個数(個)	ポリオワクチン数
令和元年度	27,147.1	11,673,253	20,248.2 人分
令和2年度	19,631.8	9,417,978	14,650.6 人分
令和3年度	23,342.2	11,671,100	17,419.6 人分
令和4年度	21,683.0	10,841,500	16,181.3 人分
<b>令和5年度</b>	<b>21,024.9</b>	<b>10,512,450</b>	<b>15,690.2 人分</b>

※ 表中のポリオワクチン人数については、ご提供いただいたペットボトルキャップの重量に応じて寄付される金額を、ポリオワクチン購入費に充てた場合の試算

※ 足立区では、平成27年4月以降に、ご提供いただいたキャップの重量に応じたポリオワクチン支援の寄付について、協力事業者と新たに覚書を締結した。これにより、平成26年度までは10円/kgだった寄付が平成27年度からは15円/kgに変更された。お持ち込みいただいたキャップの重量に応じたポリオワクチン支援の寄付について、以下の通り計算することとなる（一部寄付ルートに相違があるため、実績値に差異が生じている）。

※ 近年、ペットボトルキャップの軽量化が進み、キャップ1個あたりの重量が変更となった。区の計算方法についても下記のとおり変更する。

項目	令和2年7月31日まで	令和2年8月1日以降
ポリオワクチン1人分のキャップ重量	約1.34kg	約1.34kg
ポリオワクチン1人分のキャップ個数	約580個	約670個
キャップ1個あたりの重量	約2.32g	約2.0g

(2) 資源買取市

【 根拠法令等 】

足立区資源買取市補助要綱

【 目的 】

区内リサイクル関連事業者との協働により、さらなるごみの減量化・資源化を推進する。区民のごみ減量とリサイクルに対する意識を高めることで、「地球にやさしいひとのまち」をめざす。

【 開始時期 】

平成21年9月

【 事業概要 】

資源買取市開催日に、家庭から出る資源を直接持ち込むと、実施事業者が市況に応じて買い取りする。買い取られた資源は、資源化・再商品化事業者に売却され、リサイクルされる。

【 実施事業者・開催場所 】

- ・ 新井商店 足立区北加平町8-26
- ・ 東京都環境リサイクリング 足立区関原1-21 (関原の森)  
事業協同組合
- ・ 飛鳥興産 足立区江北2-3-18 (平成22年10月～)
- ・ 遠藤商店 足立区花畑1-14-1 (平成22年10月～)
- ・ トベ商事 足立区入谷8-10-29 (平成23年2月～)
- ・ 増田商店 足立区東和5-2-20 (平成24年11月～)
- ・ グリーンリサイクル 足立区宮城1-4-8 (平成25年7月～)
- ・ 要興業 足立区鹿浜7-10 (平成26年11月～)

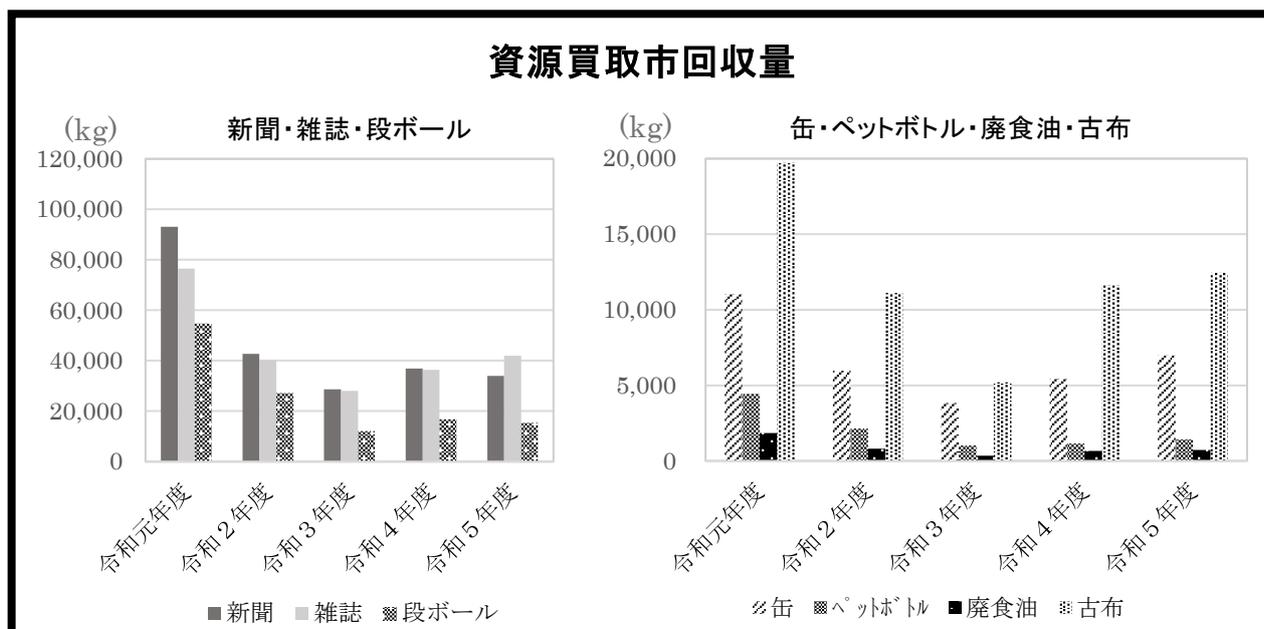
※ 開催日以外の買取、受入れは行わない。

【 事業実績 】

(単位：kg)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新聞	93,094.8	42,775.0	28,688.5	36,948.0	<b>33,961.0</b>
雑誌	76,452.5	40,138.0	28,006.0	36,337.0	<b>42,001.0</b>
段ボール	54,718.0	27,135.5	12,096.0	16,738.0	<b>15,436.0</b>
アルミ缶	8,236.5	5,119.0	3,296.0	4,700.5	<b>6,210.5</b>
スチール缶	2,788.2	847.2	526.0	745.0	<b>762.0</b>
ペットボトル	4,447.4	2,131.0	1,017.0	1,148.0	<b>1,416.5</b>
廃食用油	1,840.4	802.0	338.0	655.0	<b>731.0</b>
古布	19,724.3	11,124.5	5,205.0	11,624.0	<b>12,439.0</b>

※ 令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を一部中止した。



### (3) 家庭系パソコンの処理

#### 【根拠法令等】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則等

#### 【目的】

パソコンおよび周辺機器をリサイクルすることで、ごみの減量を推進する。

#### 【開始時期】

平成17年12月

#### 【事業概要】

家庭で不要になったパソコンおよび周辺機器を回収し、リサイクルを行う。

#### 【受付実績】

年度	受付件数	パソコン(台)			ディスプレイ(台)	
		デスクトップ	一体型	ノート	CRT	LCD
令和元年度	626	367	71	263	181	275
令和2年度	905	524	105	480	174	460
令和3年度	679	391	84	366	146	346
令和4年度	453	232	49	203	85	263
<b>令和5年度</b>	<b>431</b>	<b>211</b>	<b>61</b>	<b>265</b>	<b>78</b>	<b>242</b>

### (4) 宅配便によるパソコンの無料回収

#### 【根拠法令等】

足立区とリネットジャパン株式会社との連携と協力に関する協定書

#### 【目的】

パソコンおよび周辺機器をリサイクルすることで、ごみの減量を推進する。

#### 【開始時期】

平成28年4月

#### 【事業概要】

区と協定を締結した事業者が、家庭で不要になったパソコンや携帯電話、小型家電等を宅配便により回収し、リサイクルを行う。

**【 事業実績 】**

年度	パソコン		携帯電話		その他小型家電	
	台数	重量(kg)	台数	重量(kg)	台数	重量(kg)
令和元年度	2,904	14,580.0	1,307	155.1	—	13,662.7
令和2年度	5,266	23,657.9	2,444	276.1	—	22,248.5
令和3年度	5,175	23,184.5	2,004	226.5	—	17,474.2
令和4年度	4,838	21,728.3	1,699	192.0	—	18,452.3
<b>令和5年度</b>	<b>4,660</b>	<b>20,914.2</b>	<b>1,934</b>	<b>218.5</b>	<b>—</b>	<b>17,387.5</b>

(5) 家庭用インクジェットプリンターのインクカートリッジ回収

**【 根拠法令等 】**

使用済インクカートリッジ及びトナーカートリッジの再資源化に関する覚書

**【 目的 】**

燃やすごみとして出されることの多い使用済のインクカートリッジを回収することで、区内のごみ減量と資源のリサイクルを推進する。

**【 開始時期 】**

平成29年3月

**【 事業概要 】**

区内11カ所にインクカートリッジの回収ボックスを設置する。区と覚書を締結した事業者が回収して、新たなインクカートリッジとして再資源化を行う。

【 事業実績 】

(単位：kg)

場所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
足立区役所	23.51	25.16	30.11	49.16	33.70
あだち再生館	7.77	2.76	3.12	0.71	4.99
生涯学習センター	61.19	55.35	53.36	61.19	50.39
足立区勤労福祉会館	3.59	4.40	5.61	0	2.49
竹の塚地域学習センター	63.87	67.40	54.13	77.46	64.91
新田地域学習センター	7.92	9.17	5.06	6.17	5.74
鹿浜地域学習センター	22.41	10.90	14.50	31.38	14.88
東和地域学習センター	21.54	22.51	18.50	39.51	24.50
舎人地域学習センター	15.05	20.19	32.62	42.01	21.76
保塚地域学習センター	5.17	17.01	14.52	40.25	19.32
江北地域学習センター	1.98	5.69	8.73	9.43	3.71
合計	234.00	240.54	240.26	357.27	246.39

(6) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定するもの

【 根拠法令等 】

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

【 目的 】

廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していく。

【 開始時期 】

平成13年4月

【 事業概要 】

リサイクルすることが義務付けられた、区では収集できない家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を適正な方法で処分する。

【事業実績】家電リサイクル受付センターを利用して引き取られた台数（単位：台）

年度	エアコン	テレビ	冷蔵庫・ 冷凍庫	洗濯機・ 衣類乾燥機	合計
令和元年度	153	1,216	823	716	2,908
令和2年度	127	1,397	714	663	2,901
令和3年度	130	1,438	748	698	3,014
令和4年度	97	1,565	778	679	3,119
<b>令和5年度</b>	<b>92</b>	<b>1,391</b>	<b>760</b>	<b>630</b>	<b>2,873</b>

(7) Rのお店（ごみ減量・リサイクル推進店）事業

【根拠法令等】

足立区ごみ減量・リサイクル推進店制度実施要綱

【目的】

ごみの減量やリサイクル活動を推進する「Rのお店」での消費活動を通じて、ごみの排出量を減らし、循環型社会の形成をめざす。区民が「Rのお店」と出会うことで、3Rについて意識したり、実践したりする契機となる。

【開始時期】

平成5年9月

【事業概要】

ごみの減量やリサイクル活動を推進するお店を「Rのお店」として登録し、登録店にはステッカーを交付する。10月の3R推進月間では3Rキャンペーンを実施し、期間中に「Rのお店」を利用して、環境にやさしい活動を実践した区民に対して景品を配布している。

【事業実績】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録店舗数	90	87	82	81	76

(8) リサイクル見える化事業

【目的】

古紙のリサイクルの過程を体験することで、児童のリサイクルの意識の醸成を図る。

【開始時期】

令和4年9月（令和4年度）

【事業概要】

小学校の教室等から発生した古紙を事業者が引き取り、資源化処理後に製品化し、児童に還元することで、リサイクルの一連の流れを体験してもらう。

【事業実績】

年度	令和4年度	令和5年度
実施校数※	1	1

※ 令和4年度よりモデル事業として、区立弥生小学校で実施している。

(9) 生ごみ処理機・コンポスト化容器購入費補助

【 根拠法令等 】

足立区生ごみ処理機・コンポスト化容器購入費補助金交付要綱

【 目的 】

生ごみ処理機・コンポスト化容器を設置した者に対し、必要な経費の一部として補助金を交付することにより、区民のリサイクルに対する啓発及びごみの減量を図る。

【 開始時期 】

平成5年9月

【 事業概要 】

補助金額は機器の本体価格(消費税を除く)の1/2(100円未満の金額は切り捨て)、1台あたり1万5000円が上限。

【 事業実績 】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生ごみ処理機(件)	31	79	88	81	108
コンポスト化容器(件)	2	13	23	12	8
合計(件)	33	92	111	93	116
補助金額(円)	385,700	918,300	1,170,800	1,083,800	1,521,900

(10) リユース食器貸出事業

【 根拠法令等 】

足立区リユース食器貸出要綱

【 目的 】

区内で活動する団体にリユース食器を貸し出すことによって、ごみの減量に対する意識の醸成を図る。

【 開始時期 】

平成31年4月(令和元年度)

【 事業概要 】

非営利のイベントを行う区民団体に対し、リユース食器の無償貸出を行う。

【 事業実績 】

年度	実施団体数	貸出食器数
令和元年度 ※1	5	3,620
令和2年度 ※2	—	—
令和3年度 ※2	—	—
令和4年度 ※2	—	—
令和5年度	3	2,600

※1 令和元年度はモデル事業として、5団体で実施した。

※2 令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により貸出実績なし。

## 施策群 2-3 持続可能な資源利用への転換

### 1 足立区の清掃事業



#### 【根拠法令等】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

#### 【目的】

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

#### 【開始時期】

平成12年4月（平成12年度、東京都から移管）

#### 【事業概要】

東京都及び特別区（東京二十三区清掃協議会、東京二十三区清掃一部事務組合）と協力し、足立区内で発生したごみの処理をしている。

#### （1）清掃事業の運営形態

都区制度改革の実現により住民に身近なサービスである清掃事業が平成12年4月1日付で東京都から特別区に移管され、その際、ごみの収集・運搬は各区で実施し、このうち可燃・不燃・粗大ごみの中間処理等（焼却や破砕など）については、より効率的な処理を行うといった理由から、23区が設立した東京二十三区清掃一部事務組合により共同処理をしている。

また、23区と東京二十三区清掃一部事務組合で東京二十三区清掃協議会を設け、雇上車両関係事務を担当しこれに必要な連絡調整を図っている。

なお、最終処分については、各区と東京二十三区清掃一部事務組合が、埋立処分場を設置・管理する東京都に委託して実施している。

これらの清掃事業を分かりやすく解説したリーフレット「ごみれば」を東京二十三区清掃一部事務組合が発行している。

#### ◆東京都及び特別区の役割分担

東京都	特別区		
	足立区	東京二十三区 清掃協議会	東京二十三区 清掃一部事務組合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会づくりの推進</li> <li>・区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的支援</li> <li>・新海面処分場の設置・管理・運営</li> <li>・産業廃棄物に関する事務</li> <li>・一般廃棄物処理施設の届出及び許可・指導 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理基本計画の策定</li> <li>・分別収集計画の策定</li> <li>・事業用大規模建築物等に対する排出指導</li> <li>・一般廃棄物処理業の指導</li> <li>・ごみ、し尿の収集・運搬・中継作業</li> <li>・ごみの再利用、資源化の推進</li> <li>・容器包装廃棄物の分別収集の実施</li> <li>・動物死体の処理（飼主等からの依頼分）</li> <li>・浄化槽の設置等の届出及び指導</li> <li>・浄化槽清掃業の指導 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇上車両関係事務（廃棄物運搬請負契約及び配車等の事務に関すること）</li> <li>・一般廃棄物処理業の許可</li> <li>・浄化槽清掃業の許可 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃工場等の整備・管理・運営</li> <li>・不燃ごみ及び粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営</li> <li>・搬入調整</li> <li>・あわせ産廃の処理</li> <li>・ごみ量予測等の調整 など</li> </ul>

(2) ごみの現状

ア 足立区のごみ量

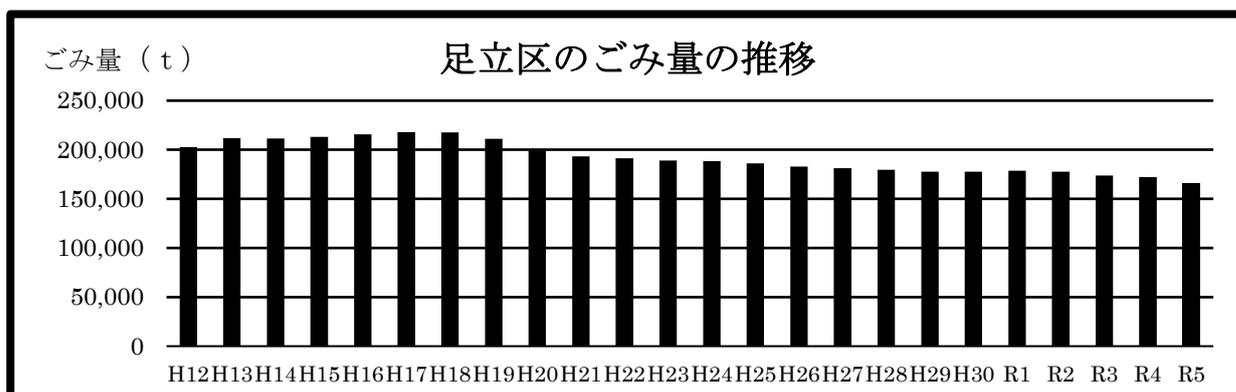
令和5年度のごみ量は、前年度と比較して区収集ごみが約3.1%の減少、持込ごみが約5.5%の減少となり、区収集ごみと持込ごみを合わせて約3.7%の減少となった。

◆足立区のごみ量の推移

(単位：t)

年度	区 収 集 ご み				持込ごみ	合 計	指数 (※)
	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	小 計			
12	123,775	37,079	4,005	164,859	37,887	202,746	100
13	123,763	37,161	3,320	164,244	47,664	211,908	105
14	122,289	37,690	2,977	162,956	48,452	211,408	104
15	123,089	38,983	3,749	165,821	47,363	213,184	105
16	118,638	39,020	3,463	161,121	54,680	215,801	106
17	119,803	36,803	3,593	160,199	57,803	218,002	108
18	118,816	36,416	3,481	158,713	58,921	217,634	107
19	119,315	31,744	3,426	154,485	56,613	211,098	104
20	143,677	5,734	3,273	152,684	46,443	199,127	98
21	141,025	4,834	3,714	149,573	43,855	193,428	95
22	139,528	4,867	4,205	148,600	42,649	191,249	94
23	139,204	4,485	4,625	148,314	40,694	189,008	93
24	136,600	4,066	4,403	145,069	43,412	188,481	93
25	134,316	3,805	4,420	142,541	43,538	186,079	92
26	131,815	3,611	4,143	139,569	43,415	182,984	90
27	131,030	3,646	4,305	138,981	42,267	181,248	89
28	128,824	3,497	4,416	136,737	43,020	179,757	89
29	127,432	3,241	4,416	135,089	42,430	177,519	88
30	125,402	3,312	4,601	133,315	44,409	177,724	88
元	126,170	3,273	5,050	134,493	44,165	178,658	88
2	128,519	3,607	5,885	138,011	39,729	177,740	88
3	125,141	3,103	5,755	133,999	39,722	173,721	86
4	122,006	2,805	5,211	130,022	42,198	172,220	85
<b>5</b>	<b>118,406</b>	<b>2,677</b>	<b>4,843</b>	<b>125,926</b>	<b>39,883</b>	<b>165,809</b>	<b>82</b>

※ 平成12年度のごみ量を100として指数で表している。



## イ 燃やすごみの組成

令和5年度に実施した燃やすごみの組成調査（家庭系・事業系）によると、燃やすごみの中には、資源回収品目が13.4%程度含まれている。その内訳は、紙類12.2%、ペットボトル0.4%、缶類0.1%、びん類0.1%、その他資源化可能品目0.6%である。

◆燃やすごみの組成【足立区実施】 端数調整のため、各項目と合計は一致しない

組成品目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生ごみ	直接廃棄 ※	6.2%	4.8%	5.3%
	調理くず・残飯等	23.5%	26.4%	26.7%
紙類	新聞・チラシ	1.3%	1.0%	0.6%
	雑誌・書籍類	1.6%	1.9%	1.3%
	段ボール	1.0%	1.0%	0.8%
	紙パック	0.7%	0.7%	0.6%
	紙製容器包装	4.7%	4.5%	4.4%
	その他紙類	4.6%	4.8%	4.4%
	資源化不適物	11.9%	13.2%	14.1%
草木類		4.1%	1.8%	1.6%
繊維類		3.9%	3.6%	4.1%
紙おむつ類		5.4%	6.8%	5.8%
プラスチック類	ペットボトル	0.6%	0.5%	0.4%
	発泡トレイ	0.4%	0.4%	0.4%
	発泡スチロール	0.1%	0.2%	0.1%
	その他プラ製容器包装	13.4%	13.1%	13.2%
	その他プラ製品	3.8%	3.9%	4.1%
ゴム・皮革類		0.7%	0.8%	0.7%
金属類	アルミ缶	0.0%	0.0%	0.0%
	スチール缶	0.0%	0.0%	0.0%
	その他金属類	0.3%	0.2%	0.2%
びん・ガラス類	びん類	0.1%	0.1%	0.1%
	ガラス類	0.0%	0.0%	0.0%
陶磁器類		0.0%	0.0%	0.0%
石・土砂類、有害・危険物類		0.3%	0.3%	0.1%
小型家電製品		0.2%	0.1%	0.3%
その他可燃物		9.2%	7.6%	8.6%
その他不燃物		0.8%	0.9%	0.6%
外袋	レジ袋	0.3%	0.3%	0.3%
	プラスチック製袋	0.8%	0.7%	0.8%
	その他袋	0.2%	0.3%	0.2%
合計		100.0%	100.0%	100.0%

※ 平成30年度までは「未利用食品」としていたが、令和元年度より環境省の示した分類方法により「直接廃棄」とした。

### (3) 足立区のごみの流れ

#### ア 燃やすごみ

燃やすごみは、千住地域の一部を墨田清掃工場、区東部の一部を葛飾清掃工場、それ以外は、足立清掃工場で焼却されている。※北清掃工場は建替計画により搬入停止。

平成20年4月からプラスチック等を清掃工場で焼却し、発電等に利用するサーマルリサイクルを実施している。

#### イ 燃やさないごみ

平成22年度より、燃やさないごみの資源化モデル事業を開始した。平成23年度からはこの事業を区内全域に拡大するとともに、資源化品目に陶磁器を追加し、令和5年度は90.1%の資源化をすることができた。今後も資源化率90%以上を維持していく。

なお、手選別後の資源化不適物は、中防不燃ごみ処理センターへ直接搬入している。

中防不燃ごみ処理センターでは、燃やさないごみを破碎・減容処理したのち、埋立処分している。

#### ウ 粗大ごみ

粗大ごみは、一度、粗大ごみ中継所に集め、可燃系粗大ごみと不燃系粗大ごみに分別する。主として木製家具・金属類を民間資源化施設に運搬し、資源化施設では破碎等の処理を行った後、選別・梱包して材質ごとに再利用事業者を引き渡す。また、平成30年度からは羽毛布団・毛布・タオルケットに加え、布団類全般の資源化を始めた。

それ以外の粗大ごみは、中央防波堤内にある粗大ごみ破碎処理施設で破碎され、可燃物は清掃工場で焼却、不燃物は中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場にて埋立処分されている。

#### エ 溶融スラグ・処理残さ

清掃工場の灰溶融施設は、燃やすごみを焼却した後に発生する焼却灰を1,200度以上の高温で溶融してスラグをつくり、砂の代替材料として有効利用を促進していた。しかし、平成23年3月11日の東日本大震災以降、電気使用量の削減と売電量の拡大が必要となり、スラグの利用が進まないこともあって、令和元年度末をもって全ての清掃工場の灰溶融施設は休止することとなった。

一部の焼却灰や燃やさないごみ及び粗大ごみの処理残さは、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場に埋め立てられている。

### (4) ごみの収集

区は、生活環境保全に支障が生じないうちに、資源回収場所・ごみ集積所に排出された家庭ごみ及び収集基準に該当する小規模事業者の事業系ごみ（事業系有料ごみ処理券貼付）の収集等を行っている。

#### ア 事業系ごみの収集基準

「常時使用する従業員の数が20人以下及び1回あたりの集積所に出すごみ量が90ℓ以下」の事業者。なお、容量で量れない場合、1日あたりのごみ量10kg未満。

イ 分別区分等

区 分	収集回数	排出方法	品 目
燃やすごみ (家庭系) (事業系)	週3回	容器排出が原則、焼却に適した素材を使用した中身の見える袋でも可(容器・袋の容量は90ℓ以下)	生ごみ、紙くず、衣類・布、プラスチック、食用油、紙おむつ、少量の枝・葉、ゴム・皮革類、プラマークのついた容器など(可燃物と不燃物の複合製品で、可燃物の割合の高いもの)
燃やさないごみ (家庭系) (事業系)	月2回	容器排出が原則、中身の見える袋でも可(容器・袋の容量は90ℓ以下)	ガラス・陶磁器類、金属類、小型電化製品など(可燃物と不燃物の複合製品で、不燃物の割合の高いもの)
資 源 (家庭系) (事業系)	週1回	古紙は品目別にひもで束ねる。 びん・缶は原則としてコンテナ、ペットボトルは原則としてネット袋、コンテナに入れる。	古紙類(新聞、雑誌類、段ボール、紙パック、雑がみ) びん類(飲料びん・食用びん) 缶類(飲料缶、食用缶、スプレー缶、カセットボンベ) ペットボトル
粗大ごみ (家庭系)	随 時 (事前 申込制)	「粗大ごみ受付センター」(※)で申込受付後、有料粗大ごみ処理券を貼付して玄関先等に出す。 または指定の場所へ持ち込む。この場合、年度内2回、1回につき10個まで手数料は免除。	家具・家電製品など耐久消費財を中心とする、おおむね30cm角以上のもの ※ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)によるエアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機)、及び資源有効利用促進法によるパソコンは収集しない。
あわせ産廃 (事業系)	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて収集する。 その品目は、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く)、ガラスくず、陶磁器くず。		
拠点回収	週1回	六木住区センターの1か所専用回収ボックスへ持ち込む。	食品トレイ

◆粗大ごみ収集状況

(単位：個)

品 目	個 数 (収集+持込)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ガステーブル	4,451	5,028	4,403	3,691	<b>3,535</b>
食器洗い乾燥機	433	510	519	596	<b>585</b>
電子レンジ	8,697	10,637	10,287	8,554	<b>7,732</b>
ストーブ(ファンヒーター含む)	11,628	13,034	12,134	9,390	<b>8,262</b>
電気掃除機	14,741	17,461	16,685	15,597	<b>14,736</b>
照明器具	11,019	13,815	13,783	13,681	<b>13,044</b>
オーディオ機器	3,379	3,916	3,348	1,685	<b>1,188</b>
ビデオデッキ	5,872	7,139	6,075	2,807	<b>2,530</b>
いす	34,141	42,480	42,739	41,270	<b>38,584</b>
ソファ(1人用)	4,336	5,137	4,993	3,802	<b>3,848</b>
ソファ(2人用)	7,486	9,408	9,143	7,783	<b>7,574</b>
シングルベッド	6,022	7,123	7,146	4,424	<b>4,502</b>
ベッドマット	7,841	10,363	10,285	10,450	<b>8,912</b>
布団	80,059	92,533	90,639	79,108	<b>68,320</b>
敷物	23,783	27,070	26,433	25,441	<b>23,857</b>
テーブル	23,528	28,302	28,251	18,918	<b>18,738</b>
箱物家具(タンス・戸棚など)	73,331	89,106	89,786	83,671	<b>68,871</b>
スキー板	1,860	2,283	1,901	1,612	<b>1,457</b>
畳	4,032	4,369	4,217	3,493	<b>3,431</b>
建具	2,934	3,111	3,134	2,024	<b>1,845</b>
自転車	11,841	12,898	12,377	10,767	<b>9,614</b>
その他	242,478	286,851	281,111	317,733	<b>287,864</b>
合 計	583,892	692,574	679,389	666,497	<b>599,029</b>

粗大ごみ自己持込率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	26.6%	25.2%	24.3%	23.8%	<b>24.2%</b>
個 数	46.3%	45.6%	44.4%	43.8%	<b>42.6%</b>
金 額	45.8%	45.2%	43.8%	42.7%	<b>42.2%</b>

ウ 区が収集しないもの

内 容	例 示
危険性があるもの 有害性のあるもの 引火性のあるもの	薬品類、金属粉末、石油類〔灯油、ガソリン、シンナー、エンジンオイル(凝固剤使用も不可)など〕、塗料、マッチ、花火(未使用のもの)、中身の入ったライターなど。
処理が困難なもの	バッテリー、タイヤ、ピアノ、耐火金庫、ガスボンベ、消火器、レンガ、コンクリートブロック、石や土、砂、石膏ボード、オートバイ、自動車関連部品、小型焼却炉、排水溝の汚泥、動物のふん、液状のものなど。

## (5) ごみの中間処理

### ア 燃やすごみ

衛生的にすぐれた処理方法であると同時に、ごみが大幅に減量・減容化され、埋立処分場の長期的利用が可能となるため、焼却処理している。

足立清掃工場は、プラント更新（炉の更新及び灰溶融炉設置）を実施、平成17年3月竣工、稼働した。

### イ 燃やさないごみ

区内の民間資源化施設に搬入、人手により資源化可能物を選別・梱包し、材質ごとに再利用事業者引き渡している。手選別後の資源化不適物は、東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営する中央防波堤埋立地内にある中防不燃ごみ処理センターへ運搬し、減容化のうえ、埋立処分を行う。

中防不燃ごみ処理センターでは、埋立処分場の延命化を図るため、燃やさないごみを破碎し、磁気及びふるいによる選別を行い、鉄分・アルミニウムについては回収・売却している。その他は、埋立処分している。

### ウ 粗大ごみ

区内で収集され、粗大ごみ中継所に運ばれた粗大ごみのうち、金属比率の高い物や資源化可能な木製家具は粗大ごみ中継所で選別し、民間資源化施設に運搬している。

資源化施設では、破碎等の資源化処理を行い、再資源化事業者へ引渡している。

平成30年度からは、羽毛布団・毛布・タオルケットに加え、取り扱い品目を拡大して、布団類全般を粗大ごみ中継所で選別し、民間資源化施設に運搬している。

また、それ以外の粗大ごみは、中央防波堤埋立地内にある粗大ごみ破碎処理施設にて破碎と磁選により、鉄・アルミを回収した後、焼却・埋立処分をしている。

このことにより、最終処分場である中央防波堤外側埋立地に運搬する粗大ごみ量を軽減することができるため、処分場の延命化に貢献している。

## (6) ごみの最終処分

焼却灰、燃やさないごみの資源化処理残さなどは、東京都が管理運営する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場に埋め立てられている。新海面処分場は、平成8年7月に埋立免許を取得し、平成10年12月に廃棄物の埋立処分を開始した。埋立に際しては、飛散防止のため土砂ではさむ、サンドイッチ工法で処分している。害虫等の対策としては、薬剤散布により対処している。処分場の浸出水は、埋立地に設置した排水処理場で処理した後、砂町水再生センターで処理している。

新海面処分場は東京港に残る最後の埋立処分場であるため、埋立処分量の削減が差し迫った課題となっている。

(7) 事業系ごみ

事業者は事業活動に伴って生じたごみを自らの責任で適正に処理しなければならない。そこで、排出事業者が自らまたは一般廃棄物処理業者に委託して運搬された持込ごみを、東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設や、東京都の最終処分場で受け入れ、処理を行っている。

ア 臨時持込ごみ

持込ごみの中で、区内で臨時的に排出される事業系一般廃棄物をいう。排出事業者等が自己の車両等を使用し、東京二十三区清掃一部事務組合等の処理施設へ直接持ち込む。清掃事務所において受付し、東京二十三区清掃一部事務組合で搬入承認し、可燃ごみは清掃工場へ、その他のごみは中央防波堤内側処分場の中間処理施設へ搬入する。

また、焼却灰は区で受付・承認し、都の最終処分場へ搬入する。

搬入先	受付・承認	持込受付件数				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
清掃工場	足立清掃事務所	1,791	1,824	1,682	1,793	1,777
中防		185	180	193	247	248
最終処分場		0	0	0	0	0
合計		1,976	2,004	1,875	2,040	2,025

イ 継続持込ごみ

持込ごみの中で、概ね1週間に1回以上、定期的・継続的に持ち込む事業系一般廃棄物をいう。主に一般廃棄物処理業者や再生資源取扱業者等が、東京二十三区清掃一部事務組合の承認を得て、持込承認書の交付及びICカードの貸付を受けたうえで、東京二十三区清掃一部事務組合等の処理施設に持ち込む。

また、焼却灰は区で承認し、持込承認書及びICカードの交付を受け、都の最終処分場へ搬入する。

種別		継続持込承認事業者数				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般廃棄物処理業 (最終処分場搬入分)	足立清掃事務所	1	1	1	1	1
自己持込	再生資源取扱業	6	6	6	6	4
	その他	0	0	0	0	0
	小計	6	6	6	6	4
合計		7	7	7	7	5

## 2 し尿・浄化槽汚泥収集



### 【根拠法令等】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び足立区浄化槽法施行細則等

### 【目的】

廃棄物の適正な処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

### 【開始時期】

平成12年4月（平成12年度、東京都から移管）

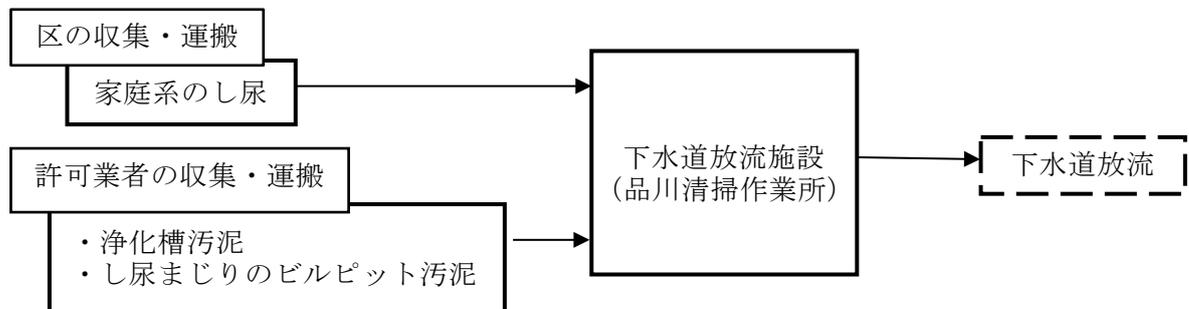
### 【事業概要】

本区の下水道は、概成100%、普及率で99%である。しかし、公共下水道に接続されておらず汲み取り式のトイレや浄化槽を利用している世帯等も一部ある。

なお、区の収集・運搬は、家庭系の汲み取り式トイレのし尿が対象。浄化槽汚泥、し尿まじりのビルピット汚泥（事業系）は一般廃棄物処理業者（許可業者）が収集・運搬している。

#### (1) し尿収集事業

##### ア 処理の流れ



##### イ 処理状況

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
くみ取り戸数（戸）	192	177	143	140	128 ※1
くみ取りし尿（kL）	361.2	305.7	267.6	234.8	215.3
し尿まじりのビルピット汚泥（kL）	97.2	105.5	96.8	106.7	101.7
浄化槽設置基数（基）	400	394	390	350	348
浄化槽汚泥（kL）	397.7	389.5	446.8	362.7	337.8

※1 令和5年度のくみ取り費用は13,129,534円

※ 各数値は年度末時点。浄化槽設置基数は一部の事業者分を含む。

##### ウ し尿の作業計画

車両台数	1台/日	し尿収集	3.4kL/日
------	------	------	---------

※ 数値は令和5年度基本作業計画上の数値

**エ 収集・運搬**

足立清掃事務所が委託により実施。原則として各し尿対象戸を月2回、1.7kLの小型吸上車で行い、品川清掃作業所へ運搬している。住宅改修によるトイレの水洗化等により、家庭系し尿収集対象戸数は減少している。

**オ 処分**

品川清掃作業所では、下水道放流基準を満たす状態に処理し、放流を行っている。

**(2) 浄化槽清掃経費助成**

下水道未普及地域等の住居設置の浄化槽を対象に、適切な清掃や維持管理を促すため、浄化槽清掃経費の助成を行う。

◆浄化槽清掃経費助成実績

単独浄化槽及び合併浄化槽（10人槽以下）											
容量 (m <sup>3</sup> )	助成額 (円)	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数	金額(円)								
1.00未満	8,500	2	17,000	2	17,000	1	8,500	0	0	1	8,500
1.00～1.49	9,000	8	72,000	10	90,000	10	90,000	9	81,000	10	90,000
1.50～1.99	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000
2.00～2.49	11,000	1	11,000	1	11,000	1	11,000	1	11,000	1	11,000
2.50～2.99	12,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	12	110,000	14	128,000	13	119,500	11	102,000	13	119,500

**3 資源の持去り対策**



**【 根拠法令等 】**

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

**【 目的 】**

区民が分別し、資源回収場所・ごみ集積所に出した資源について、頻繁に第三者による持去り行為が行われているため、持去りを防止し、適切に資源化を図る。

**【 開始時期 】**

平成22年度

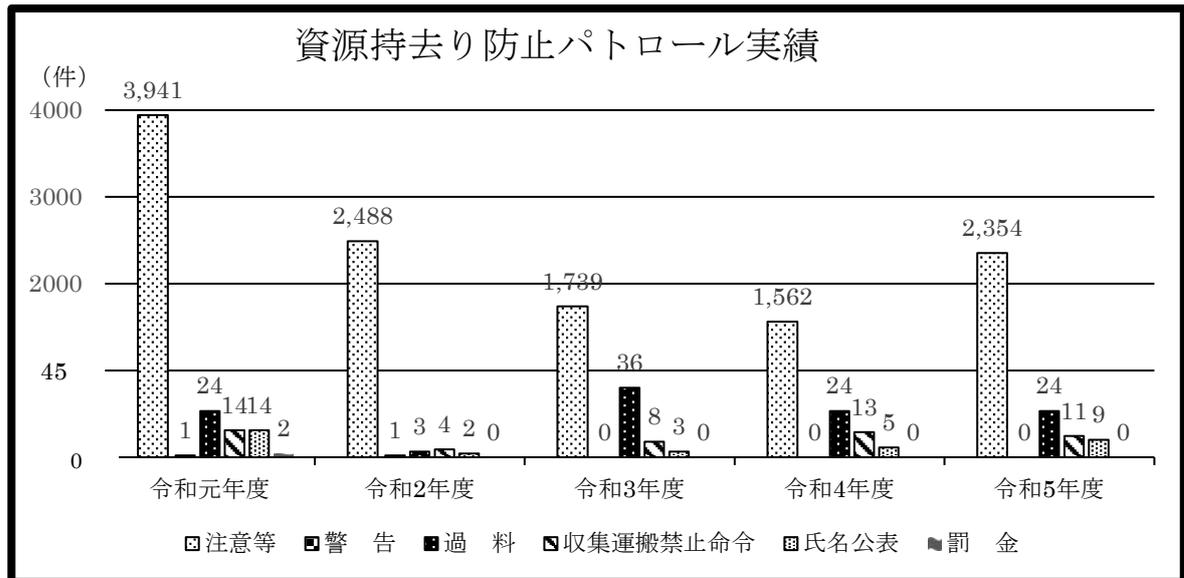
**【 事業概要 】**

職員や委託事業者による資源持去り防止パトロールを実施し、資源回収場所・ごみ集積所に出された資源の持去り防止を図っている。また、平成27年1月に条例と施行規則を改正し、収集・運搬禁止命令書の交付、氏名等の公表及び罰金に処することができるようになった。

◆資源持去り防止パトロール実績

(単位：件)

年度	注意等	警告	過料	収集運搬禁止命令	氏名公表	罰金
令和元年度	3,941	1	24	14	14	2
令和2年度	2,488	1	3	4	2	0
令和3年度	1,739	0	36	8	3	0
令和4年度	1,562	0	24	13	5	0
<b>令和5年度</b>	<b>2,354</b>	<b>0</b>	<b>24</b>	<b>11</b>	<b>9</b>	<b>0</b>



4 ごみの排出指導業務



(1) 防鳥ネットの貸付

近年、カラスによるごみ集積所のごみの散乱等による環境問題が発生しており、対策が急務となっていた。

区では、収集現場での排出指導と防鳥ネットの貸付により、対策を講じている。

◆防鳥ネット貸出状況 (足立清掃事務所)

(単位：枚)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
枚数	大	899	1,110	949	898	<b>876</b>
	中	1,526	1,721	1,487	1,464	<b>1,411</b>
	小	579	672	704	751	<b>751</b>
	計	3,004	3,503	3,140	3,113	<b>3,038</b>

サイズ：大 [3m×4m]、中 [2m×3m]、小 [1.5m×2m]

■参考■ 足立区内資源回収場所・ごみ集積所数 31,149カ所 (令和6年4月1日現在)

(2) とりコン（折り畳み式ごみ収集ボックス）の貸付

ごみ集積所におけるカラス被害対策として、防鳥ネットを貸出してきたが、より効果の見込める折り畳み式ごみ収集ボックス「とりコン」を平成30年2月から試験的に導入した。効果が高く、利用者からの評判も良いため、平成30年4月から区内全域への貸出しを開始した。

◆とりコン貸出個数（足立清掃事務所） (単位：個)

年 度	令和2年度以前	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
個 数	1,748	373	309	307	2,737

(3) ㈱クロウラボと連携した新たなカラス被害対策の研究

宇都宮大学のカラス研究者が起業する法人である㈱クロウラボにコンサルティング委託し、連携して新たなカラス対策の試験を実施した。

◆クロウコントローラー（鳴き声によるカラス撃退機器）の設置

竹の塚、西竹の塚、東綾瀬、西新井において5台設置（6月～8月の間）

◆ナッジビラ（ナッジ理論に基づき、防鳥ネットの正しい使用を促す啓発ビラ）の設置

竹の塚、西竹の塚、伊興、東綾瀬において17枚設置した。

試験の結果、カラス被害対策における一定の効果が検証された。

(4) 建築物に対する廃棄物及び再利用対象物保管場所の設置指導

【 根拠法令等 】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

【 目的 】

一定規模の建築物から排出される廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な分別、保管を行う場所を確保するため、区長が定める基準に適合した保管場所等の設置を義務付ける。

【 開始時期 】

平成12年度

【 事業概要 】

建築確認申請前までに保管場所等の基準を満たした届出を受理している。

建築物完成後は、保管場所等の検査を実施し、ごみ減量推進課と足立清掃事務所が連携して、廃棄物の適正な排出を指導している。

ア 廃棄物保管場所の設置届出対象建築物

- ・事業用途部分の延床面積1,000㎡以上の建築物
- ・住戸数が30戸以上の建築物又は住宅用途部分の延床面積3,000㎡以上の建築物

イ 再利用対象物保管場所の設置届出対象建築物

- ・事業用途部分の延床面積1,000㎡以上の建築物

◆保管場所設置届受理件数

(単位：件)

対象建築物	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業用途部分の 延床面積1,000㎡以上	9	12	24	22	18
住戸30戸以上又は 住宅用途部分の 延床面積3,000㎡以上	51	34	44	42	48
合計	60	46	68	64	66

(5) 事業用大規模建築物の所有者に対する指導

【根拠法令等】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

【目的】

事業用大規模建築物（延床面積1,000㎡以上）から排出される事業系廃棄物の適正処理及び減量を図るため、事業用大規模建築物の所有者に対し指導等を行う。

【開始時期】

平成12年度

【事業概要】

事業用大規模建築物（延床面積1,000㎡以上）の所有者に「廃棄物管理責任者」の選任と年度ごとの「再利用計画書」の提出を義務付け、新任の廃棄物管理責任者等には、事業系廃棄物処理に関する基本的な知識を習得してもらうため、「廃棄物管理責任者講習会」を毎年度実施している。

また、事業所への立入調査を実施し、再利用計画書に沿った分別や保管、処理委託等が適正に行われているか確認し、必要に応じて、廃棄物の適正処理について助言・指導を行っている。

令和5年度の事業用大規模建築物 1,039者

- ・ 区立小中学校 102者
- ・ 延床面積1,000㎡～3,000㎡未満 592者
- ・ 延床面積3,000㎡以上 345者

◆再利用計画書提出数

(単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
757	781	785	787	805

※ 区立小中学校を除く。

◆廃棄物管理責任者講習会参加事業者数

(単位：者)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
100	0	391	194	213

※ 令和元年度の第2回目、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し中止した。  
 ※ 令和3年度から、eラーニング形式で講習会を実施した。  
 ※ 令和5年度は、確認問題の正答率7割以上の事業者を修了としたため、修了者数とした。

◆立入調査件数

(単位：件)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
立入調査	76	59	47	22	56
書面電話調査	—	—	51	184	132
合計	76	59	98	206	188

※ 令和3年度から立入調査に加えて書面・電話調査を実施した。

5 浄化槽の設置等届出の受理及び指導



【 根拠法令等 】

足立区浄化槽法施行細則等

【 目的 】

公共用水域等の水質の保全等のため、浄化槽の管理者（設置者）は法令に基づき、法定検査、保守点検、清掃等の維持管理を行わなければならない。

そのため、区は浄化槽の管理者（設置者）に対し指導等を行い、適正な維持管理を図る。

【 開始時期 】

平成12年度

【 事業概要 】

区画整理事業や住居・事業所の改築等により公共下水道への接続が増えたことから、浄化槽は毎年減少している。なお、浄化槽の廃止や変更等の際は、区への届出を義務付けている。また、浄化槽に起因する悪臭等の苦情があった場合は、浄化槽の管理者に適切な維持管理を行うよう指導している。

◆浄化槽設置基数

(単位：基)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
浄化槽設置数	400	394	390	350	348

◆浄化槽清掃業許可業者数

(単位：者)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
許可業者数	45	44	44	44	44

◆一般廃棄物処理業許可業者数

(単位：者)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
許可業者数	300	288	288	284	284
収集・運搬業の許可業者数	300	288	288	284	284
処分業の許可業者数	8	8	8	8	8

※ 処分業者はいずれも収集・運搬業許可を有している。

6 その他の事業



ふれあい指導	<p>集積所の改善・美化、ごみの分別、事業系有料シールの貼付、不法投棄等の指導で、区民・事業者にごみ・資源の排出方法に関する理解を深めてもらう。</p> <p>【令和5年度実績】 1, 658件（ふれあい業務26, 517件）</p>
戸別訪問収集 （ふれあい訪問収集）	<p>集積所に資源・ごみを出すことができない高齢者・障がい者の方を対象に、玄関先等からごみを収集する。</p> <p>【対象者】 世帯員が集積所までごみを持ち出すことが困難であり、かつ、世帯員以外の者の協力を得ることができない方で、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険における要介護2以上に認定されている方</li> <li>2 身体障害者手帳1級又は2級に認定されている方</li> <li>3 その他自ら集積所にごみを出すことが困難であると認められる方</li> </ol> <p>【令和5年度末対象者】 465人（週1～3回の訪問）</p>

## 柱3 生活環境の維持・保全

### 施策群3-1 生活環境の保全と公害対策の推進

#### 1 環境公害対策事業



##### (1) 大気汚染

ア 自動車排出ガス（7地点を5～6月頃、11～12月頃に調査）

◆二酸化窒素濃度及び一酸化窒素濃度調査結果（区測定データ）

No.	調査地点	二酸化窒素濃度 調査期間平均値 ※1		環境基準 適合状況 ※2		一酸化窒素濃度 調査期間平均値 ※1※	
		6月	12月	6月	12月	6月	12月
1	新田二丁目	0.016	0.029	○	○	0.010	0.031
2	栗島中学校	0.014	0.023	○	○	0.011	0.023
3	大谷田交番	0.019	0.028	○	○	0.009	0.016
4	上沼田東公園	0.012	0.026	○	○	0.012	0.023
5	千寿桜小学校	0.018	0.029	○	○	0.006	0.021
6	梅田一丁目	0.014	0.026	○	○	0.006	0.011
7	平野三丁目	0.014	0.030	○	○	0.004	0.023

※1 測定値単位：ppm

※2 環境基準：二酸化窒素濃度の環境基準は、1日平均値0.06ppm以下であること。

※3 一酸化窒素には環境基準が定められていない。

◆浮遊粒子状物質濃度調査結果（区測定データ）

No.	調査地点	浮遊粒子状物質濃度 調査期間平均値 ※1		環境基準適合状況 ※2			
		6月	12月	1日平均値		1時間値	
				6月	12月	6月	12月
1	新田二丁目	0.017	0.017	○	○	○	○
2	栗島中学校	0.016	0.016	○	○	○	○
3	大谷田交番	0.019	0.018	○	○	○	○
4	上沼田東公園	0.014	0.018	○	○	○	○
5	千寿桜小学校	0.018	0.017	○	○	○	○
6	梅田一丁目	0.016	0.016	○	○	○	○
7	平野三丁目	0.015	0.016	○	○	○	○

※1 測定値単位：mg/m<sup>3</sup>

※2 環境基準：浮遊粒子状物質の環境基準は、1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下でありかつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

イ ダイオキシン類（3地点を8月、2月に調査）

◆一般環境大気中のダイオキシン類濃度調査結果（区測定データ）

調査地点	ダイオキシン濃度※	環境基準
鹿浜	0.018	0.6
竹の塚	0.023	
東和	0.028	

※ 測定値単位：pg/TEQ/m<sup>3</sup>

ウ アスベスト（2地点を11～12月頃に調査）

◆一般大気環境中のアスベスト濃度調査結果（区測定データ）

測定地点	南花畑地点1	南花畑地点2
測定値 ※1 ※2	0.17	0.13

※1 測定値単位：f/ℓ

※2 検出下限値：0.056 f/ℓ

エ 光化学スモッグ緊急時対策

オキシダント濃度が100ppb以上の状態を継続するときには学校情報、120ppb以上の状態を継続するときには注意報、240ppb以上の状態を継続するときには警報が発令される。

◆光化学スモッグ発令状況

発令区分	学校情報	注意報	警報
発令回数	7	3	0

(2) 水環境調査

ア 河川水質（8河川1用水11地点を4月、7月、10月、1月に調査）

◆河川定期水質調査地点におけるBODの測定結果（年平均値）

No.	河川名	調査地点	調査結果※	環境基準
1	中川	中川橋	3.1	5以下
2	綾瀬川	内匠橋	2.2	
3	荒川	鹿浜橋	1.7	
4	隅田川	千住大橋	2.2	
5	毛長川	舎人橋	3.3	—
6	毛長川	谷塚橋	3.4	
7	伝右川	伝右橋	2.1	
8	新芝川	南平大橋	2.2	
9	堀川	六木	5.9	
10	堀川	小溜井	3.7	
11	見沼代用水	一本橋	2.7	

※ 測定値単位：mg/l

その他に、綾瀬川、隅田川、堀川で独自調査を行っている。

イ 水質異常事故対応

◆水質異常事故件数

現象	油流出	着色	白濁	魚浮上	その他
件数	4	0	0	2	0
上記のうち原因が特定された件数	0	0	0	0	0

(3) 自動車騒音・振動

ア 自動車騒音常時監視(面的評価)

区内の幹線道路沿いの自動車騒音の影響をみるため、12区間を調査

◆自動車騒音常時監視(面的評価)結果

	昼	夜	住居等戸数(戸)
環境基準達成率(%)	93.7	88.8	9,764

イ 自動車騒音定点調査(リンク調査)

都全体の自動車騒音対策の基礎資料として、7路線9地点を調査

◆自動車騒音定点調査(リンク調査)結果

	昼	夜
要請限度達成率(%)	100	77.8

ウ 自動車騒音交通量調査

自動車騒音常時監視対象道路と比較するため、騒音レベルが高く交通量の多い区道9路線9地点を2年間に分けて調査している。令和5年度の調査地点である区道5路線5地点の交通量と、令和3年度道路交通センサスの国道4号線の交通量を、比較した結果、区道5路線5地点の交通量は22.8%~38.0%であった。

(4) 放射線

放射線定点測定及びホームページ更新

足立区立中央公園、東部保健センター、足立清掃事務所、足立清掃事務所曙分室において、雨天を除く毎開庁日に区が、舎人公園においては東京都が測定している。

◆放射線定点測定結果(年平均値)

測定地点	測定値(地上1m) ※	測定値(地上50cm) ※	測定値(地上5cm) ※
足立区立中央公園	0.06	0.06	0.06
東部保健センター	0.06	0.07	0.07
足立清掃事務所	0.06	0.06	0.07
足立清掃事務所曙分室	0.06	0.06	0.06

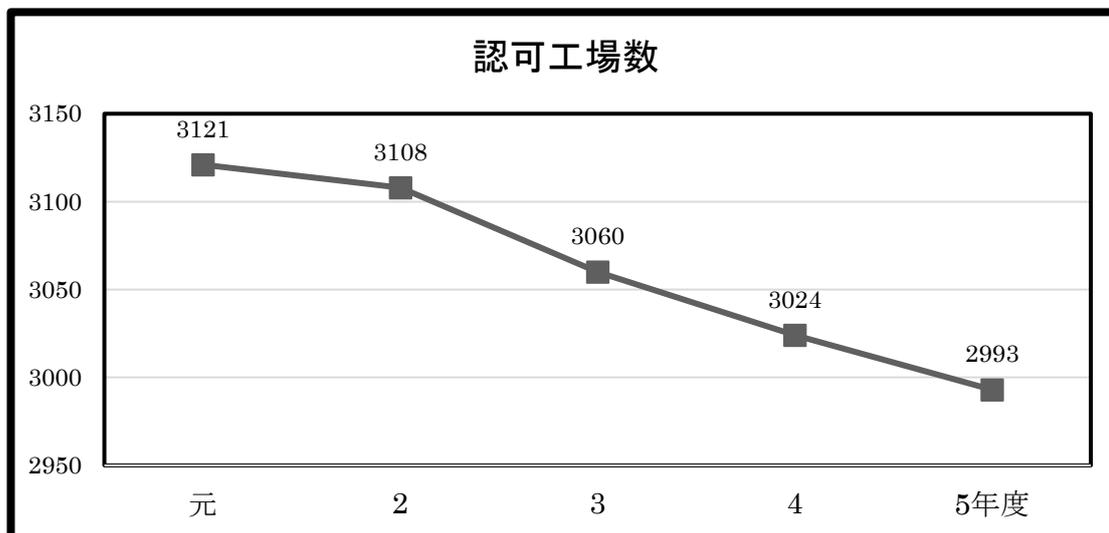
※ 測定値単位: μSv/h (マイクロシーベルト毎時)

(5) 工場、事業場等への公害規制指導

工場、指定作業場の認可申請、設置届等

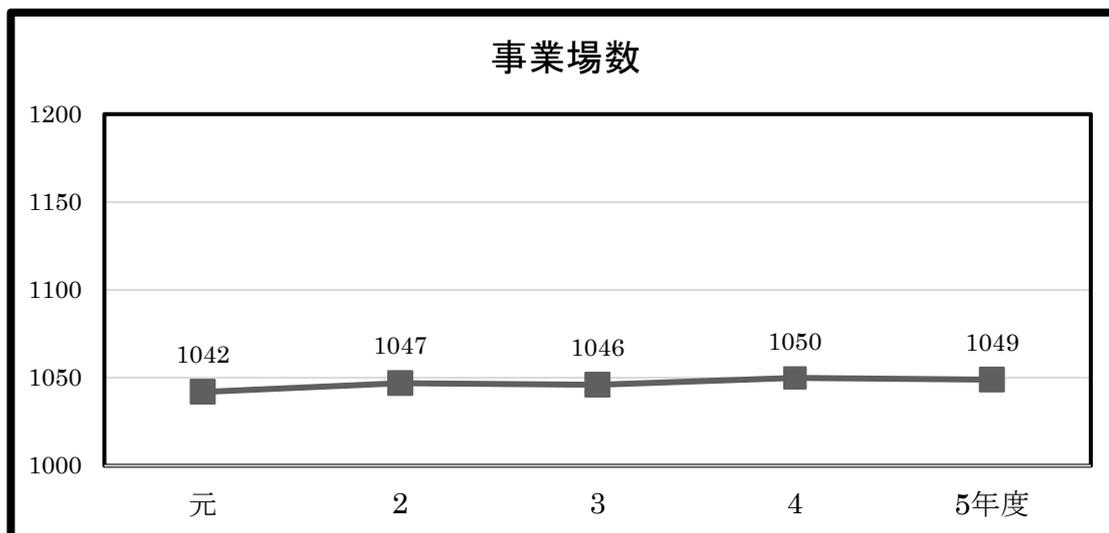
◆条例による認可工場数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
工場数	3,121	3,108	3,060	3,024	2,993



◆条例による指定作業場数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業場数	1,042	1,047	1,046	1,050	1,049



◆騒音・振動規制法による特定施設

騒音・振動特定施設の届出件数は、設置届12件、変更届12件、全廃届27件

(6) 解体等工事現場の公害規制指導

【 根拠法令等 】

大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

【 目的 】

解体等工事に伴うアスベストの飛散や騒音、振動などの公害現象の発生を予防する。

【 開始時期 】

昭和43年 騒音規制法制定

【 事業概要・実績 】

ア アスベスト工事に関する規制

令和4年4月1日から、一定規模以上の解体・改造・補修工事について、アスベストの有無に関わらず、調査結果を区に報告することが義務付けられた。また、アスベストを含有する吹付材や断熱材などの除去等工事を行う場合には、工事計画書の届出も必要となる。区では、工事内容に応じて養生確認等の現地調査を行っている。

事業実績：アスベスト調査結果の報告件数 4, 547件  
アスベスト工事の届出件数 24件

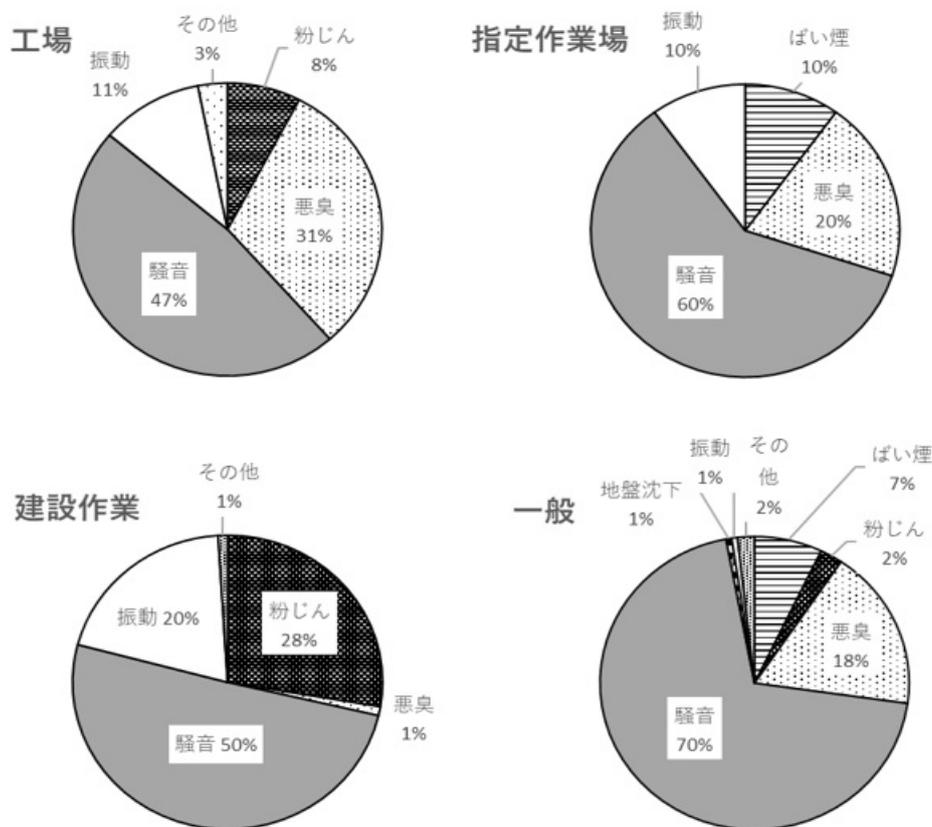
イ 騒音・振動の大きな機械の使用に関する規制

解体等工事現場の騒音・振動の抑制のため、削岩機など特に騒音・振動の大きな機械を使用する場合には、機械を使用する前に騒音・振動規制法に基づく届出を区に行う必要がある。区では、届出対象の機械の使用を最小限とし、使用前に周辺に周知を行うよう指導している。

事業実績：騒音規制法に基づく届出件数 478件  
振動規制法に基づく届出件数 319件

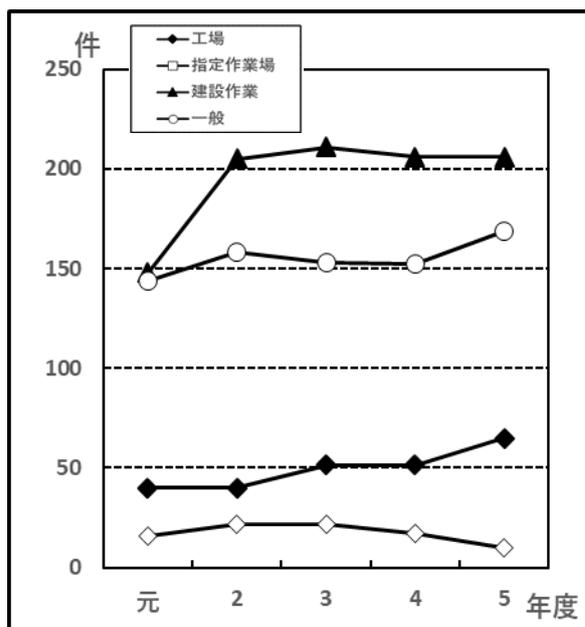
(7) 公害苦情の相談への対応

【現象別公害相談件数の割合(%)】 令和6年3月末現在



年度別発生源別相談件数の推移

年度		工場	指定作業場	建設作業	一般	合計
		元	40	16	148	144
2	件数	40	22	205	158	425
	%	11.5	4.6	42.5	41.4	—
3	件数	51	22	211	153	437
	%	11.7	5.0	48.3	35	—
4	件数	51	17	206	152	426
	%	12.0	4.0	48.4	35.7	—
5	件数	65	10	206	169	450
	%	14.4	2.2	45.8	37.6	—



(8) 悪臭パネルテスト

【 根拠法令等 】

悪臭防止法

【 目的 】

工場その他の事業場における事業活動から発生する悪臭について、臭気指数（臭いの強さ）を算定し、指導方針の策定に活用する。

【 開始時期 】

昭和53年 三点比較式臭袋法による悪臭測定の全面実施

【 事業概要・実績 】

ア 区民悪臭パネル採用テストの実施

臭気指数算定の公平性を確保するため、悪臭パネル採用テストの合格者を区民悪臭パネル登録者名簿に登録する。

事業実績：参加者数 14人、登録者数 13人

イ 区民悪臭パネルテストの実施

工場その他の事業場における事業活動から発生する悪臭について、区民悪臭パネルテストにより臭気指数（臭いの強さ）を算定する。

事業実績：実施回数 1回、実施月 7月

(9) 土壌汚染への対応

【 根拠法令等 】

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、足立区公共用地の取得、改変及び処分における土壌汚染への対応に関する基本指針

【 目的 】

すでに存在する土壌汚染や土壌汚染に起因する地下水汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止する。

【 開始時期 】

平成13年10月1日 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行

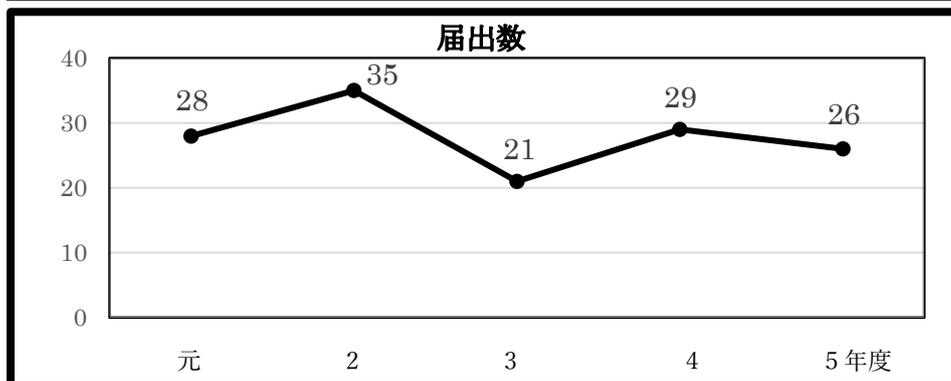
【 事業概要・実績 】

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例による規制

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例では、特定有害物質の取り扱い履歴がある工場・指定作業場を廃止するとき又は主要な施設等を除却しようとするときに土壌汚染調査を義務づけている。汚染が見つかった場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき対策を求めている。

◆土壌汚染状況調査報告等届出件数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報告数	20	16	9	12	12
計画・完了・ 猶予数	8	19	12	17	14
合計	28	35	21	29	26



イ 土地取引等に伴う情報照会

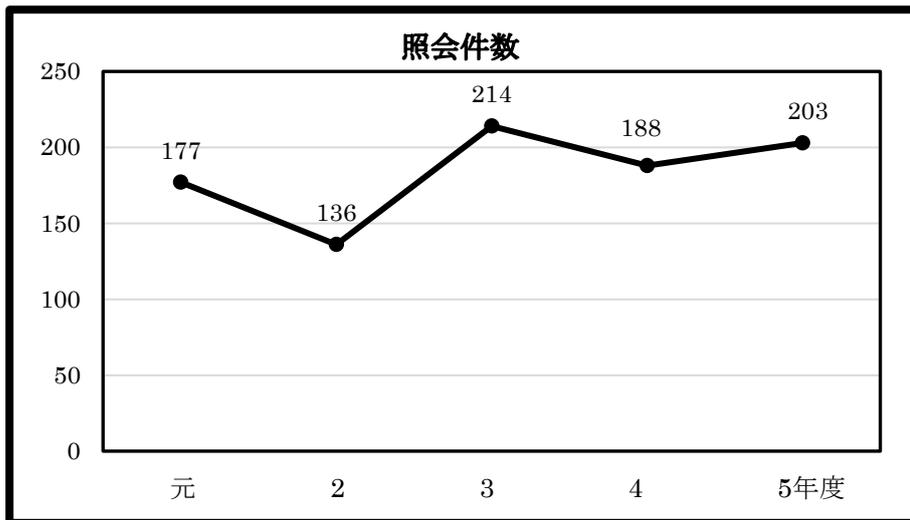
近年では、土地取引や開発などに際して取り引きの当事者や利害関係者が、土壌汚染リスク評価のために工場・指定作業場の有無、化学物質の使用履歴など土壌汚染のおそれの有無等について評価することが一般的となっている。不動産業者、不動産鑑定業者、金融機関、開発事業者等から照会及び相談がある。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
照会件数	1,765	1,687	1,861	1,955	1,839

ウ 区有地等に係る土壌汚染対応

公共用地の取得・改変・処分等に際して、関係部署からの相談や照会を受けて土壌汚染関係法令や区の基本指針に従った対応を行うことにより、土壌汚染対策に係る関係法令を遵守しつつ、区有地の有効な利用及び事業の円滑な推進を図っている。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
照会件数	177	136	214	188	203



(10) 化学物質の排出抑制

【 根拠法令等 】

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

【 目的 】

化学物質の排出量抑制による環境負荷の低減を図る。

【 開始時期 】

平成13年10月1日 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行

【 事業概要・実績 】

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例では、59種類の適正管理化学物質のいずれかを年間100kg以上取り扱う事業者に対して、年度ごとの使用量等報告書の提出及び化学物質管理方法書の作成（従業員数21人以上の場合は区に提出）を義務づけている。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用量等報告	133	128	128	126	127
管理方法書	4	5	16	7	7

## 施策群 3-2 快適で美しいまちづくり

### 1 生活環境保全対策事業



#### 【根拠法令等】

足立区生活環境の保全に関する条例

#### 【目的】

区内における土地・建築物の適切な利用や管理に関し、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、区民の健康で安全な生活を確保する。

#### 【開始時期】

平成24年4月（平成24年度） 生活環境調整担当課を新設

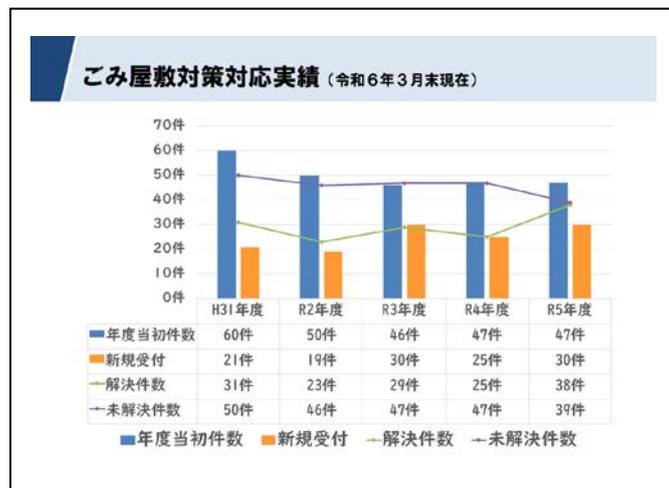
平成25年1月（平成24年度） 生活環境の保全に関する条例施行

#### 【事業概要】

近年、区内の土地・建築物において、廃棄物や樹木・雑草の管理の放棄などによる生活環境の悪化に対する相談が増えてきている。本来、土地や建築物は所有者や管理している者が適切に維持管理するものだが、区民の健康や周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすような問題に対し、良好な生活環境を保全し、区民の健康で安全な生活を守るために、条例を制定し対策を進めている。

#### 【事業実績】

##### (1) ごみ屋敷対策



(単位：件)

内容	【ごみ屋敷】 悪臭、害虫・ねずみ等の発生、 放火の危険等	【樹木】 繁茂した樹木が生 活環境に著しい障 害を及ぼす場合等	【その他】 【ごみ屋敷】 【樹 木】 いずれにも属 さない問題の案件	合計
苦情受付件数	354	731	148	1,233
■ 解決件数	315	720	148	1,183
■ 未解決件数	39	11	0	50
解決率	89.0%	98.5%	100%	95.9%

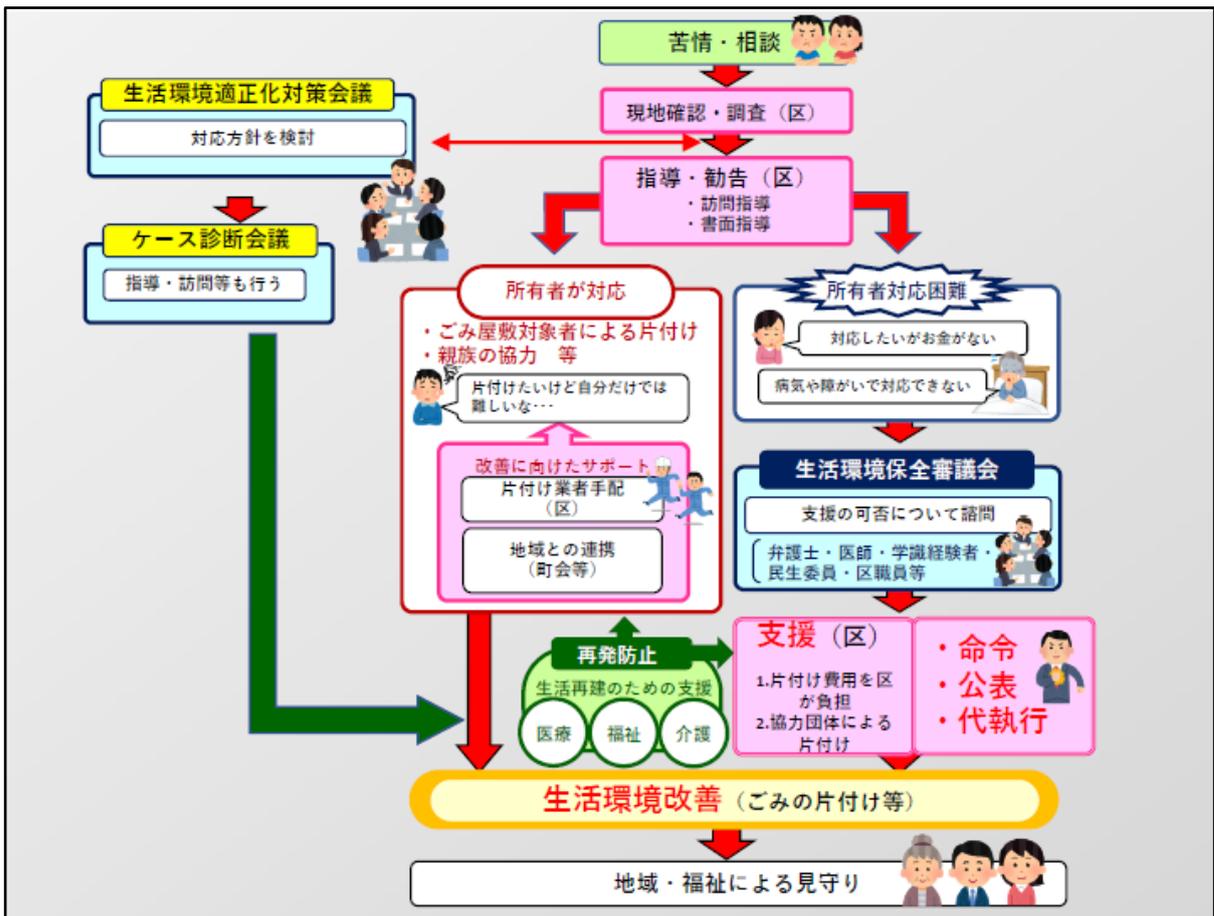
(2) 令和5年度空き地対策件数（繁茂した雑草に覆われた空き地の草刈り）

受付	120件	
解決	120件	※ 令和4年度以前より対応を継続していたものを含む

草刈委託事業（草刈解決件数120件のうち）

委託利用	75件（62.5%）	※ 委託利用料収納率100%（完納）
自主草刈	45件（37.5%）	

◆事業の進め方(イメージ図)



※ 生活環境保全審議会委員構成 計13人（以内）  
 弁護士、医師、学識経験者、足立区町会・自治会連合会役員、足立区民生・児童委員協議会役員、まちづくり推進委員会役員、社会福祉協議会職員、区職員（6人）

(3) 支援策の概要

ア 町会・自治会やNPOなどが片付けに協力していただける場合（協力団体への謝礼金）

【1人につき】 3,000円（半日）、5,000円（1日）

【1団体につき】 50,000円を限度

イ 区が支援（直接実施）を行う場合

- ・ 支援の種目：雑草の除去、樹木の剪定・伐採・処分、廃棄物の処分等
- ・ 支援の限度：1世帯につき1回、1種目50万円、合計100万円限度
- ・ 支援等の実施状況（条例制定後累計）：支援の実施4件、協力団体への謝礼9件

## 2 不法投棄



### 【 根拠法令等 】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の不法投棄防止及び処理に関する要綱

### 【 目的 】

区民からの通報に施設管理者と迅速に対応すると共に、不法投棄防止対策を行って不法投棄処理個数を減らす。

### 【 開始時期 】

- 平成26年4月 不法投棄総合窓口開設
- 平成27年5月 「不法投棄110番」(不法投棄相談専用ダイヤル) 開設
- 平成28年4月 「不法投棄110番」がごみ減量推進課から生活環境保全課に移管
- 平成29年7月 「不法投棄110番」WEB版を開設
- 平成30年4月 民有地の不法投棄対策支援事業、不法投棄通報協力員制度を開始
- 令和5年3月 足立区LINE公式アカウントからの通報受付を開始

### 【 事業概要 】

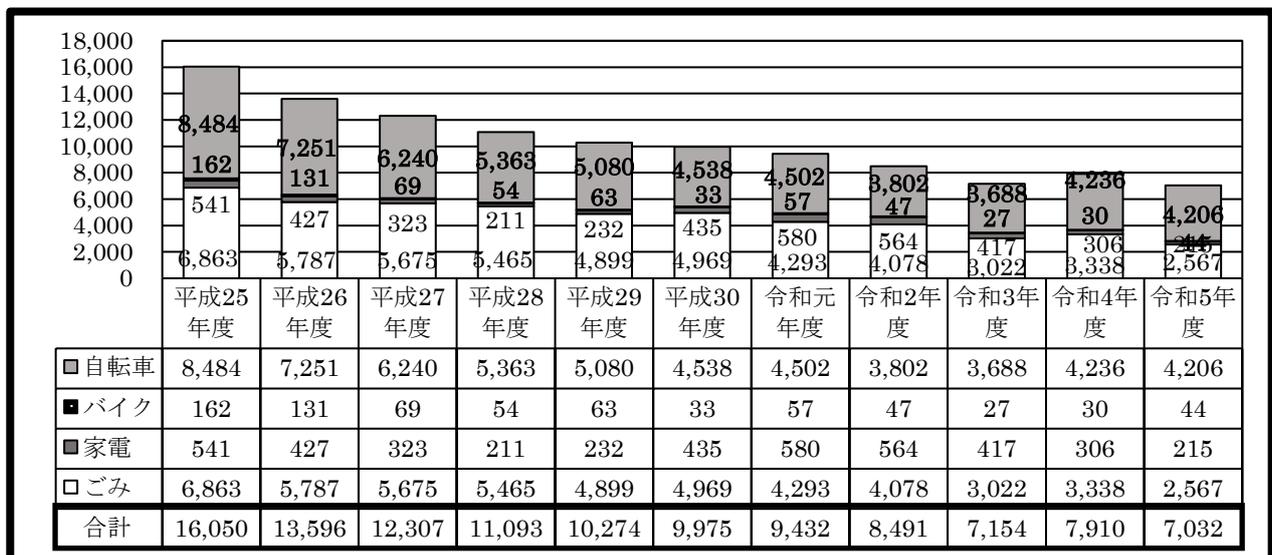
ビューティフル・ウィンドウズ運動の推進により、犯罪のないきれいなまちの実現を目指すため、平成30年度から民有地(事業用地を除く)の不法投棄対策支援や、不法投棄通報協力員との協働による、不法投棄物の早期発見・早期撤去等、不法投棄対策の強化に取り組んでいる。

◆不法投棄処理個数(令和5年度 管理地別内訳) (単位:個)

内訳	区道	公園	集積所	私有地	合計	前年度	増減
自転車	4,153	32	5	16	4,206	4,236	-30
バイク	40	4	0	0	44	30	14
家電	40	21	148	6	215	306	-91
ごみ	745	698	1,088	36	2,567	3,338	-771
合計	4,978	755	1,241	58	7,032	7,910	-878

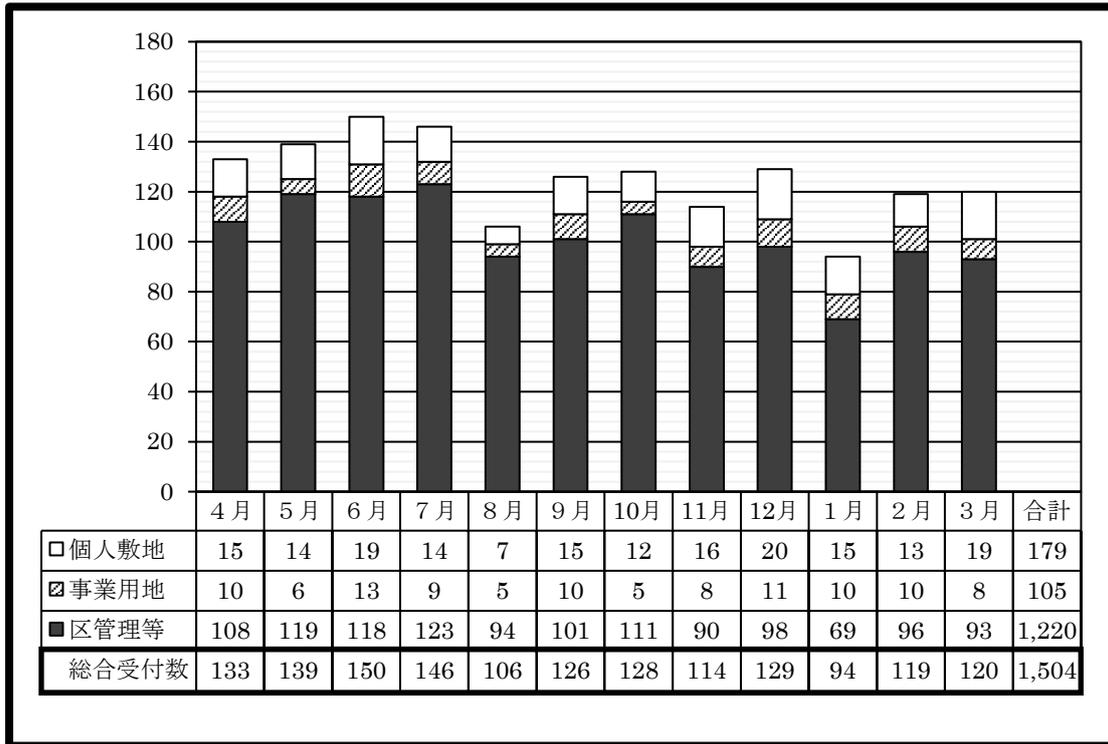
※ 前年度同時期比 11.1%減

◆不法投棄処理個数(平成25～令和5年度 種類別一覧) (単位:個)



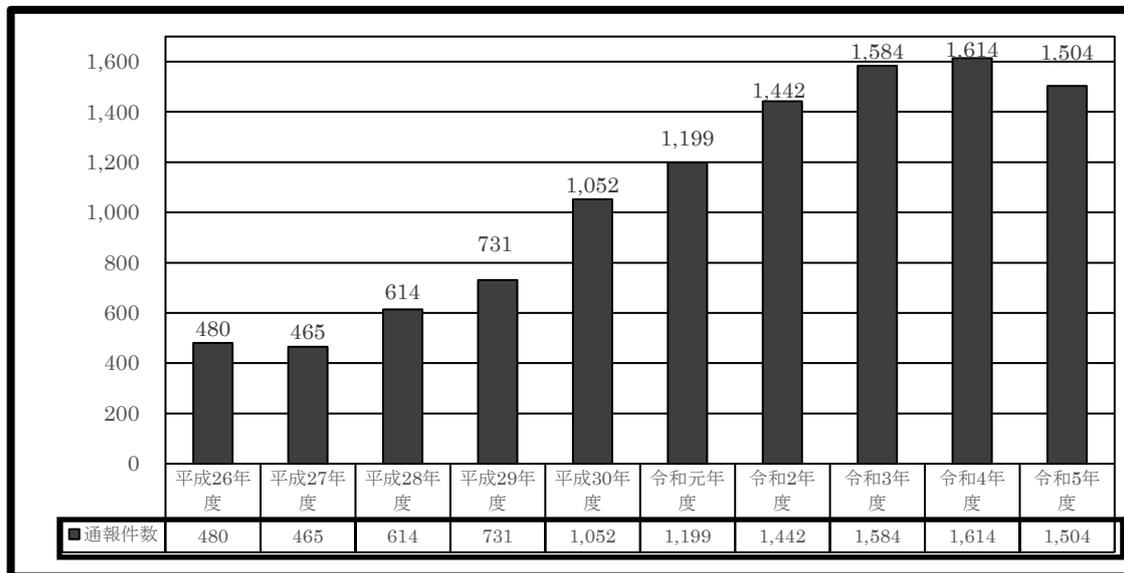
※ ピーク時である平成24年度(20,000個)比 64.8%減

◆不法投棄総合窓口受付件数 1,504件(月平均125件) (単位:件)



※ 前年度末比6.8%減

◆不法投棄総合窓口受付年度別件数(平成26～令和5年度) (単位:件)



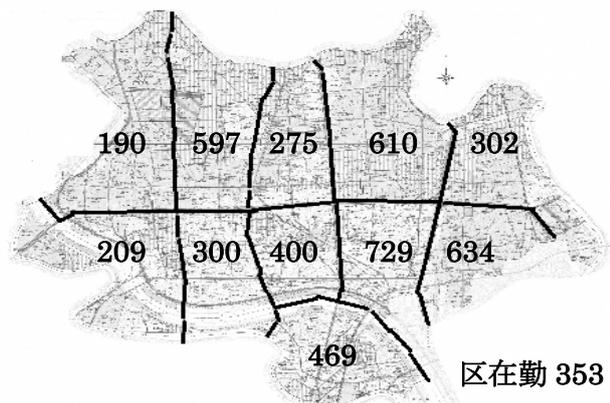
◆不用自転車無料引取台数（平成26～令和5年度） （単位：台）

年度	竹の塚	中央本町	北綾瀬	扇	関屋	北千住南	千住大橋	五反野北	大師前	西新井	竹の塚西	竹の塚東	六町	台数合計
26	937	1,147	1,336	734	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,154
27	1,025	989	1,178	694	662	—	—	—	—	—	—	—	—	4,548
28	1,045	1,055	1,210	695	736	—	—	—	—	—	—	—	—	4,741
29	1,064	1,027	1,285	662	364	397	311	336	—	—	—	—	—	5,446
30	939	831	1,140	669	263	408	296	342	—	—	—	—	—	4,888
R1	1,096	867	1,465	692	368	430	318	306	222	167	91	155	—	6,177
R2	1,091	1,094	1,794	789	387	495	470	347	511	445	214	349	—	7,986
R3	998	936	1,720	734	305	550	473	372	560	461	230	303	469	8,111
R4	892	769	1,468	618	255	493	440	326	514	440	210	333	429	7,187
<b>R5</b>	<b>868</b>	<b>835</b>	<b>1,473</b>	<b>591</b>	<b>265</b>	<b>409</b>	<b>410</b>	<b>254</b>	<b>567</b>	<b>508</b>	<b>180</b>	<b>299</b>	<b>456</b>	<b>7,115</b>

◆通報協力員の登録数（令和5年度末）

分布図

年 度	協力員数
H30～R4年度まで	4,441人
R5年度新規登録者	627人
計	5,068人



◆協力員の通報件数(平成30年度からの累計)

1～10回	818人	1,845件
11～30回	34人	568件
31～50回	12人	505件
50回以上	5人	732件
計	869人	3,650件

◆民有地の不法投棄物撤去件数

足立清掃事務所	1件
業者委託	10件
職員撤去	43件
計	54件

※令和5年度

※ ゴールド会員(通報30回以上) 15人

◆重点対策

(1) 不法投棄防止強化月間

5月30日から6月30日及び10月1日から12月31日の期間中に庁有車(収集車含む)へのマグネットシート貼付や、横断幕・懸垂幕の掲示、不法投棄多発箇所のパトロールを行った。

物品名など	実施数
マグネットシート	150枚
横断幕	2回
パトロール	10回



(2) 不法投棄防止物品無償貸与事業

物品名	貸与数
不法投棄防止看板	325枚
ポイ捨て禁止看板	134枚
防犯カメラ型センサーライト	163個
合計	622個



3 落書き対策



【 根拠法令等 】

足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例、足立区民有地の落書き対策支援要綱

【 目的 】

区民からの通報に施設管理者と迅速に対応すると共に、区内の落書き一掃をめざす。

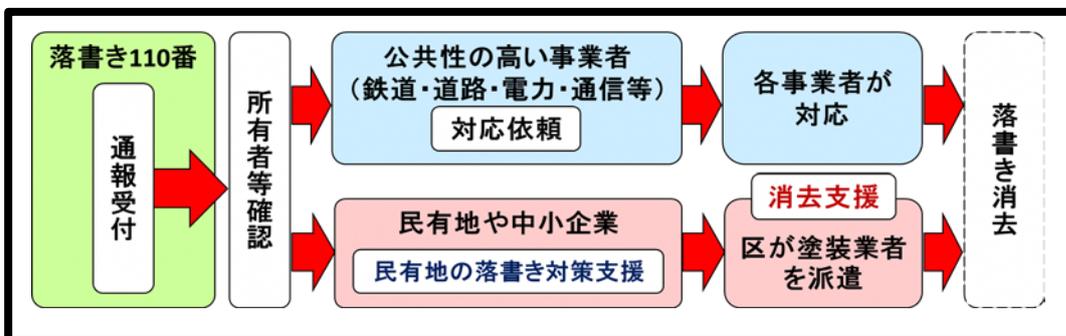
【 開始時期 】

平成31年1月 「落書き110番」(落書き相談専用ダイヤル)開設  
平成31年4月 「民有地の落書き対策支援事業」開始

【 事業概要 】

ビューティフル・ウィンドウズ運動の推進により落書きのないきれいなまちの実現をめざすため、区内の落書き情報を一元的に受け付けるとともに、令和元年度から民有地(鉄道、道路、電気、通信等の公共性の高い事業を営む者を除く)の落書き対策支援を実施している。

◆落書き110番の概要(イメージ図)



◆民有地の落書き対策支援(平成31年4月～)の概要

(1) 支援対象

区内にある落書きの被害を受けた工作物の所有者等。(ただし、鉄道、バス、高速道路、電力、都市ガス、通信、その他の公共性の高い事業を営む者を除く。)

## (2) 支援内容

### ア 民有地の落書き消去委託

落書きの被害を受けた工作物の所有者等の同意に基づき、区が塗装業者を派遣して落書きを消去する。

### イ 落書き消去用具の貸与

落書きの被害を受けた工作物の所有者等で、自ら落書き消去を希望する者に対してペンキ、刷毛、落書き消去剤を無償で貸与する。

### ウ 落書き防止グッズの貸与・配布

落書き被害の防止、再発防止を目的に、防止看板、防止シール、カメラ型センサーライトを無償で貸与、配布する。

## 【 事業実績 】

◆落書き110番通報受付件数および対応状況（令和6年3月末日現在）（単位：件）

年度	総 数			公共施設・用地等			民有地		
	受付	対応 終了	対応 継続	受付	対応 終了	対応 継続	受付	対応 終了	対応 継続
平成30年度	105	46	59	73	44	29	32	2	30
平成31年度	95	138	16	55	77	7	40	61	9
令和2年度	66	77	5	49	52	4	17	25	1
令和3年度	264	261	8	174	175	3	90	86	5
令和4年度	211	182	37	137	124	16	74	58	21
<b>令和5年度</b>	<b>120</b>	<b>144</b>	<b>13</b>	<b>80</b>	<b>90</b>	<b>6</b>	<b>40</b>	<b>54</b>	<b>7</b>

※ 受付件数について、公共施設・用地等および民有地共に、千住地区（特に国道4号線沿い）が大半を占めている。

（注1）対応終了には前年度以前に受付け、対応継続して終了した数字を含む。

（注2）公共施設・用地等には国、都、区のほか道路、鉄道、電気事業者を含める。

## 柱4 自然環境・生物多様性の保全(足立区生物多様性地域戦略)

### 施策群4-1 自然や生物多様性に対する理解の促進

#### 1 友好都市と連携した体験・環境学習



##### 【目的】

友好都市（栃木県鹿沼市、長野県山ノ内町、新潟県魚沼市）と連携し、自然観察や森林での体験など区内では難しい環境活動の機会を提供し、参加者の環境への意識を高め、友好都市との交流を深める。

##### 【開始時期】

平成27年度

##### 【事業概要】

日帰りや1泊2日の環境学習ツアーを実施

##### 【事業実績】

年度	実施回数	参加者数	実施場所
令和5年度	2	83	鹿沼市、山ノ内町

##### 【過去の実績】

年度	実施回数 <sup>※1</sup>	参加者数 <sup>※1</sup>	実施場所
平成29年度	8	307	鹿沼市、山ノ内町、魚沼市、下妻市 <sup>※2</sup>
平成30年度	7	295	鹿沼市、山ノ内町、魚沼市
令和元年度	5	193	鹿沼市、山ノ内町
令和2年度			中止
令和3年度			中止
令和4年度			中止

※1 実施回数・参加者数は延べ数

※2 平成29年1月13日に茨城県下妻市と災害時における相互応援協定の締結がされたことを受け、平成29年度は茨城県下妻市へのツアーを加えて実施した。

## 2 自然観察・自然体験



### 【目的】

区内の身近な自然を知り、多様な生きものが暮らせる自然環境を守り、育むことの大切さを学ぶきっかけづくりをするとともに、その後の環境学習への足がかりとする。

### 【事業概要】

都立公園や荒川河川敷など区内の身近な自然を活用し、主に子どもを対象とした自然観察会及び自然体験を実施

### 【事業実績】

#### (1) 参加型事業

実施日	実施内容	実施場所	参加者数
6月25日(日)	【あだちの水辺調査隊】 身近な水辺に棲む生きものを調査し、自然や生態について学ぶ自然体験イベント	六木水の森公園 (水車広場)	35
8月4日(金) 8月5日(土)	【セミの羽化観察会】 セミの一生、羽化の様子を学ぶ観察会	佐野いこいの森	83
9月16日(土)	【あだち自然体験デー】 パークイノベーション推進課との共催事業 荒川河川敷で行う自然体験イベント	新田わくわく 水辺広場	4,000
10月21日(土) 10月22日(日)	【あらかわボートクルーズ】 クルーズ船の上から野鳥や水生生物を観察し、荒川の自然や歴史を学ぶイベント	新田リバーステーション	190
12月3日(日)	【野鳥観察会】 身近な公園で、冬の野鳥の生態や都市緑地、水辺の役割について学ぶ観察会	都立舎人公園	32

#### (2) 情報公開型事業

内容	概要
【生物調査体験の結果報告】	区内における自然観察と生物調査体験の結果をWebで公開

### 3 野鳥モニターによる区内の野鳥生息調査



#### 【 根拠法令等 】

足立区野鳥モニター設置要綱

#### 【 目的 】

区内の野鳥生息状況を継続的に調査し、区の自然保護・環境保全施策の基礎資料とする。

#### 【 開始時期 】

平成4年度

#### 【 事業概要・事業実績 】

令和5年度は、37名がモニターとして登録し、40地区を調査した。

(調査内容)

- (1) 項目：種名、個体数、場所、営巣および給餌などの特別な行動
- (2) 調査日：毎奇数月の任意の一日（年6回）
- (3) 調査時間：午前6時から午前10時までのうち2時間程度
- (4) 調査区域：40地区

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確認種数	73種	68種	70種	71種	77種(※1)

インコなど飼育下にあったと推定されるものや、種まで特定できなかったものを除く。

※1 暫定数値（数値確定は9月頃）



## 4 河川魚類等調査

### 【 根拠法令等 】

足立区環境基本条例

### 【 目的 】

足立区内の河川に生息する魚類等の生物を把握する。

### 【 開始時期 】

昭和55年度（直営）、平成19年度（委託）

### 【 事業概要・事業実績 】

令和5年度は、区内を流れる4河川（荒川、綾瀬川、圀川、毛長川）6地点で調査を行い、合計8目14科31種の魚類の生息を確認した。

確認された31種のうち、外来種は9種、重要種は次頁の表のとおりである。

#### ◆確認された重要種

種名	選定基準		確認河川
	環境省 レッドリスト	東京都 レッドデータブック	
ニホンウナギ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類	荒川、綾瀬川
ギンブナ		情報不足※ <sub>1</sub>	圀川
オイカワ		情報不足※ <sub>1</sub>	毛長川
マルタ		留意種※ <sub>2</sub>	荒川、綾瀬川
ニゴイ		準絶滅危惧種	荒川、綾瀬川
アシシロハゼ		準絶滅危惧種	荒川、綾瀬川、毛長川
ヌマチチブ		留意種※ <sub>2</sub>	荒川、綾瀬川、毛長川、圀川
トウヨシノボリ類		絶滅危惧ⅠA類または絶滅危惧Ⅱ類※ <sub>3</sub>	圀川
ウキゴリ		準絶滅危惧種	圀川

※<sub>1</sub>情報不足：環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていないもの

※<sub>2</sub>留意種：現時点では準絶滅危惧までいかないが、容易に減少する可能性があり、動向に注意が必要なもの

※<sub>3</sub>絶滅危惧ⅠA類または絶滅危惧Ⅱ類：クロダハゼの場合は絶滅危惧ⅠA類、トウヨシノボリの場合は絶滅危惧Ⅱ類

## 5 アプリを活用した区内の生きもの調査



### 【目的】

区内の身近な自然や生きものにふれあう機会を提供し、生物多様性の理解や環境保全の促進につなげる。また、区内の生態環境等をまとめ、自然環境の大切さを学ぶ。

### 【開始時期】

令和3年度

### 【事業概要】

生きもの名前をAIで判定するアプリ「Biome（バイオーム）」を使用し、区内で見つけた生きものを撮影・投稿する。投稿データをもとに、区オリジナルの冊子を作成する。

### 【事業実績】

#### (1) 春編

春編期間：令和5年4月1日（土）～5月10日（水） 40日間

場 所：足立区内全域

投稿者数： 778人

投稿件数：9,635件

投稿種数：1,647種

#### ◆春編の分類群別の投稿情報

分類群	投稿数（件）	分類群	投稿数（件）	分類群	投稿数（件）
植物	6,107	魚類	177	は虫類	202
昆虫・クモ	1,505	甲殻類	122	両生類	53
鳥類	941	ほ乳類	179	軟体動物	48
その他動物	39				

※ その他動物：ミミズなどの上記の分類群に含まれない動物

※ 種名が確定していない「しつもん投稿」は除く

#### ◆春編で顕著な（100件以上）投稿がみられた中心施設・周辺地域の投稿数・発見種数

名称	投稿数（件）	発見種数（種）
都立舎人公園	1,068	310
元湊江公園	592	252
都市農業公園	397	207
東綾瀬公園	372	202
荒川河川敷（虹の広場周辺）	220	119
新田わくわく水辺広場	110	70

#### ◆春編で投稿が確認された絶滅危惧種（東京都レッドリスト2020年版）

区分	分類群	和名	投稿数（件）
絶滅危惧Ⅰ類	種子植物	カキツバタ	6
	種子植物	イスノキ	2

区分	分類群	和名	投稿数（件）	
絶滅危惧Ⅰ類	種子植物	キンラン	2	
	種子植物	ヤマシャクヤク	2	
	種子植物	オオヤマカタバミ	1	
	種子植物	カンスゲ	1	
	種子植物	シュンラン	1	
	種子植物	フクジュソウ	1	
	種子植物	フジバカマ	1	
	種子植物	ベニバナヤマシャクヤク	1	
	種子植物	ホタルカズラ	1	
	種子植物	ホトトギス	1	
	種子植物	ミツガシワ	1	
	種子植物	ムニンヒサカキ	1	
	鳥類	コアジサシ	8	
	鳥類	ツミ	3	
	鳥類	ミゾゴイ	3	
	鳥類	ウズラ	1	
	鳥類	クイナ	1	
	鳥類	ヒクイナ	1	
	鳥類	フクロウ	1	
	は虫類	アオダイショウ	7	
	は虫類	ニホンスッポン	3	
	は虫類	ニホントカゲ	2	
	は虫類	シマヘビ	1	
	両生類	アカハライモリ	7	
	両生類	トウキョウダルマガエル	3	
	両生類	ニホンアマガエル	3	
	両生類	ニホンアカガエル	1	
	昆虫・クモ	コオイムシ	6	
	昆虫・クモ	ムカシヤンマ	2	
	昆虫・クモ	オオクワガタ	1	
	昆虫・クモ	キイロトラカミキリ	1	
	その他植物	イヌスギナ	4	
	その他植物	デンジソウ	2	
	その他植物	ハコネシダ	1	
	その他植物	マツバラシ	1	
	絶滅危惧Ⅱ類	鳥類	オオバン	8
		鳥類	バン	8

区分	分類群	和名	投稿数（件）
絶滅危惧Ⅱ類	鳥類	モズ	6
	鳥類	カワセミ	6
	鳥類	コサギ	6
	鳥類	コチドリ	5
	鳥類	イソシギ	3
	鳥類	オオヨシキリ	2
	鳥類	トビ	2
	鳥類	シロチドリ	1
	鳥類	セグロセキレイ	1
	鳥類	センダイムシクイ	1
	鳥類	ダイサギ	1
	鳥類	チュウサギ	1
	鳥類	チュウシャクシギ	1
	鳥類	ヒメアマツバメ	1
	種子植物	カタクリ	8
	種子植物	オオモミジ	2
	種子植物	ショウブ	2
	種子植物	ツゲ	2
	種子植物	ムサシノキスゲ	2
	種子植物	セッコク	1
	種子植物	ツリガネニンジン	1
	種子植物	テガタチドリ	1
	種子植物	ネコヤナギ	1
	種子植物	ミコシガヤ	1
	種子植物	コウホネ	1
	昆虫・クモ	シオヤトンボ	2
	昆虫・クモ	ヒラタクワガタ	1
	は虫類	ニホンカナヘビ	43
	は虫類	ニホンヤモリ	11
	は虫類	アオウミガメ	2
	は虫類	ヒバカリ	1
	哺乳類	ニホンカモシカ	1
軟体動物	モノアラガイ	1	
準絶滅危惧	鳥類	イソヒヨドリ	3
	鳥類	オオジュリン	3
	鳥類	ウグイス	2

区分	分類群	和名	投稿数（件）
準絶滅危惧	鳥類	カイツブリ	2
	鳥類	エナガ	1
	鳥類	カヤクグリ	1
	昆虫・クモ	ミズカマキリ	4
	昆虫・クモ	コガネグモ	3
	昆虫・クモ	ノコギリクワガタ	2
	昆虫・クモ	オニヤンマ	1
	魚類	アベハゼ	1
	魚類	ニゴイ	1
	魚類	ヌマチチブ	1
	両生類	アズマヒキガエル	21

※ 一部飼育・栽培個体の投稿も含まれる

※ 市民科学データのため正誤判定が難しいものも含まれる

## (2) 夏編

夏編期間：令和5年7月21日（金）～8月31日（木） 42日間

場 所：足立区内全域

投稿者数： 758人

投稿件数：5,919件

投稿種数：1,258種

### ◆夏編の分類群別の投稿情報

分類群	投稿数（件）	分類群	投稿数（件）	分類群	投稿数（件）
植物	1,692	魚類	157	は虫類	188
昆虫・クモ	3,091	甲殻類	116	両生類	57
鳥類	340	ほ乳類	96	軟体動物	43
その他動物	28				

※ その他動物：ミミズなどの上記の分類群に含まれない動物

※ 種名が確定していない「しつもん投稿」は除く

### ◆夏編で顕著な（100件以上）投稿がみられた中心施設・周辺地域の投稿数・発見種数

名称	投稿数（件）	発見種数（種）
元漕江公園	361	174
都立舎人公園	282	160
東綾瀬公園	236	141
都市農業公園	152	81
ベルモンド公園	111	39
新田わくわく水辺広場	104	74

◆夏編で投稿が確認された絶滅危惧種（東京都レッドリスト2020年版）

区分	分類群	和名	投稿数（件）
絶滅危惧ⅠA類	昆虫・クモ	オオクワガタ	6
	昆虫・クモ	キイトトンボ	3
	昆虫・クモ	オオアメンボ	3
	昆虫・クモ	カワラバッタ	2
	昆虫・クモ	ウバタマムシ	1
	昆虫・クモ	キイロトラカミキリ	1
	昆虫・クモ	コオイムシ	1
	昆虫・クモ	セスジイトトンボ	1
	昆虫・クモ	ミズスマシ	1
	鳥類	コアジサシ	3
	鳥類	サシバ	1
	鳥類	ツミ	1
	両生類	アカハライモリ	6
	両生類	シュレーゲルアオガエル	2
	両生類	トウキョウダルマガエル	1
	は虫類	シマヘビ	2
	は虫類	ニホンイシガメ	1
	は虫類	ニホンマムシ	1
	種子植物	オグルマ	1
	種子植物	フジバカマ	1
絶滅危惧ⅠB類	昆虫・クモ	ムカシヤンマ	11
	昆虫・クモ	アオヤンマ	1
	昆虫・クモ	コヤマトンボ	1
	昆虫・クモ	トラフカミキリ	1
	鳥類	チョウゲンボウ	1
	鳥類	ハイタカ	1
	両生類	ニホンアマガエル	7
	は虫類	アオダイショウ	6
	種子植物	ムニンノキ	1
絶滅危惧Ⅰ類	は虫類	ニホンスッポン	4
	は虫類	ニホントカゲ	1
	魚類	ミナミメダカ	2
	軟体動物	マルタニシ	1
絶滅危惧Ⅱ類	昆虫・クモ	チョウトンボ	8

区分	分類群	和名	投稿数（件）
絶滅危惧Ⅱ類	昆虫・クモ	ショウリョウバッタモドキ	5
	昆虫・クモ	ウチワヤンマ	2
	昆虫・クモ	ヒラタクワガタ	2
	昆虫・クモ	アオイトトンボ	1
	昆虫・クモ	オオミズアオ	1
	昆虫・クモ	シオヤトンボ	1
	昆虫・クモ	スジクワガタ	1
	昆虫・クモ	ベニイトトンボ	1
	昆虫・クモ	ミヤマカミキリ	1
	種子植物	ウマノスズクサ	2
	種子植物	ショウブ	2
	種子植物	アサザ	1
	種子植物	オオモミジ	1
	種子植物	ツゲ	1
	種子植物	ハンノキ	1
	鳥類	コサギ	7
	鳥類	ダイサギ	6
	鳥類	カワセミ	2
	鳥類	トビ	2
	鳥類	ヒメアマツバメ	1
	は虫類	ニホンカナヘビ	78
	は虫類	ニホンヤモリ	41
	は虫類	ヒバカリ	1
魚類	ニホンウナギ	1	
その他植物	ヤマドリゼンマイ	1	
準絶滅危惧	昆虫・クモ	ノコギリクワガタ	13
	昆虫・クモ	オニヤンマ	6
	昆虫・クモ	コガネグモ	5
	昆虫・クモ	ウスバカミキリ	4
	昆虫・クモ	コハンミョウ	3
	昆虫・クモ	ヒグラシ	3
	昆虫・クモ	ミヤマクワガタ	3
	昆虫・クモ	オナガミズアオ	2
	昆虫・クモ	コオニヤンマ	2
	昆虫・クモ	ミズカマキリ	1

区分	分類群	和名	投稿数（件）
準絶滅危惧	昆虫・クモ	ワスレナグモ	1
	種子植物	タコノアシ	1
	種子植物	ツリフネソウ	1
	両生類	アズマヒキガエル	15
	鳥類	ツツドリ	1
	哺乳類	ニホンイタチ	1
	軟体動物	ヤマキサゴ	1

※ 一部飼育・栽培個体の投稿も含まれる

※ 市民科学データのため正誤判定が難しいものも含まれる

## 柱5 学びと行動のしくみづくり(足立区環境教育等行動計画)

### 施策群 5-1 環境意識の向上と行動する人材の育成

#### 1 環境啓発イベントの開催



##### 【目的】

地球環境保全及び地球温暖化対策の普及啓発を図るため、楽しく参加できるイベントを通し、環境意識の向上と環境活動の輪を広げる。

##### 【開始時期】

平成21年6月

##### 【事業概要】

6月に開催していた「あだち区民環境フェア」と、10月に開催していた「あだち3Rフェア」を統合し、平成21年度から「地球環境フェア」に名称を改め開催した。令和2年度の「地球環境フェア」が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となったことによる代替イベントとして「おもしろSDGsフェア」を開催して以降、「SDGs映画祭」や「SDGsフェア」など、「SDGs」を冠した環境啓発イベントを実施している。

様々なアトラクションや出展ブースで楽しみながら環境について考えていただくことを目的に、区内外の多くの事業者・団体の協力の下に行っている。

なお、「地球環境フェア」は平成26年度までは足立区温暖化防止区民会議実行委員会と共催していた。

年度	令和元年度 (※1)	令和2年度 (※2)	令和3年度 (※3)	令和4年度 (※4)	令和5年度 (※5)
参加団体	37	—	—	—	8
来場者数	7,700	1,300	中止	170	4,162

※1 地球環境フェアの実績

※2 おもしろ！SDGsフェアの実績

※3 SDGsフェア&映画会の開催を予定していたが、コロナ禍のため中止となった。

※4 あだちSDGs映画祭の実績

※5 あだちSDGsフェアの実績

## 2 足立区リサイクルセンター「あだち再生館」



### 【 根拠法令等 】

足立区リサイクルセンター条例

### 【 目的 】

区民のリサイクル意識の向上並びにごみの減量及びリサイクル活動を促進する。

### 【 開始時期 】

平成9年9月開設

### 【 事業概要 】

毎月10～15回程度の館内リサイクル体験講座、保育園・幼稚園向けの出前講座を軸に運営している。施設利用料は無料（各種講座費用は別途徴収）。夏季には緑のカーテン設置、2階テラスの緑化等を行っており、利用者団体登録をした団体向けに作業室・学習室の貸出も行っていった（登録要件あり）。

令和5年10月1日、施設の老朽化等の課題から「あだち再生館」を閉館し、併せて足立区リサイクルセンター条例を廃止した。

平成24年度から令和元年度まで指定管理者制度により運営

令和2年度からは管理運営委託により運営

令和5年10月閉館。出張講座運営など一部機能を継続して、生涯学習総合施設（学びピア21）に移転。

令和6年3月末、事業廃止。荒川ビジターセンターと統合し、双方の一部機能を引き継いだ新たな環境学習施設を開設。

### 【 事業実績 】

年度	利用者数	環境講座		幼児向け出張講座
		館内	館外	
令和2年度	3,568人	57回	2回	21回
令和3年度	3,956人	25回	37回	28回
令和4年度	6,049人	36回	34回	40回
令和5年度	4,547人	25回	52回	40回

### 3 あだち環境ゼミナール



#### 【 根拠法令等 】

区民環境学習組織「あだち環境ゼミナール」設置要綱

#### 【 目的 】

区内在住・在勤・在学の高校生以上を対象に、環境に関する関心と知識を深める。

#### 【 開始時期 】

平成26年9月

#### 【 事業概要 】

区内在住・在勤・在学の高校生以上を対象に月に一度、講師を招いて環境に関する様々なテーマについて学ぶ。令和5年度は、6月から12月までの毎月第4土曜日に全6回の講座を行った。

出席数と修了レポートの条件を満たした受講生を「あだち環境マイスター」に認定する。

#### 【 事業実績 】

回数	講義内容	講師
第1回	SDGs：どうやってできた？ 何が大事？	地球環境戦略研究機関 上席研究員 藤野 純一 氏
第2回	基礎自治体や市民単位での気候変動緩和策	千葉大学大学院 教授 倉阪 秀史 氏
第3回	気候変動の予測と適応策	武蔵野大学 教授 スーパーバイザー 白井 信雄 氏
第4回	地域実践例の見学 足温ネット「オフグリッドハウス」 (江戸川区)	見学先:NPO 法人足元から地球温暖化 を考える市民ネットえどがわ 同行 白井 信雄 氏
第5回	気候変動に関する意識と気候アクション	武蔵野大学 教授 スーパーバイザー 白井 信雄 氏
第6回	気候区民会議を企画しましょう	武蔵野大学 教授 スーパーバイザー 白井 信雄 氏

※ 講師の所属等は講義当時のもの

【 過去の実績 】

年度	受講申込者数	一度でも受講した者	あだち環境マイスター認定者	あだち環境マイスターの会登録者
平成30年度	19	18	14	14
令和元年度	16	16	12	12
令和2年度	24	24	21	20
令和3年度	23	22	18	15
令和4年度	22	19	9	9
<b>令和5年度</b>	<b>14</b>	<b>12</b>	<b>5</b>	<b>5</b>

4 あだち環境学習教材



【 目的 】

学校のICT教育に対応し、幅広い環境問題を世界共通の目標SDGsに関連付けながら体系的に整理することで、児童が主体的・対話的で、深い学びにつながることをめざす。

【 開始時期 】

令和3年度

【 事業概要 】

(1) SDGsドリル (小学1年生～3年生向け)

株式会社文響社のキャラクター「うんこ先生」とコラボし、楽しく環境を学べる冊子を作成し、学校を通じて新1年生となる児童へ配付した。

(2) ワークブック (小学4年生～6年生向け)

環境問題をテーマごとに学べる「あだち環境学習ワークブック」を作成。記入欄を多数設け、自分ができることは何かを主体的に考えられるよう構成している。学校を通じて新4年生となる児童へ配付した。

(3) デジタル教材「あだち環境学習サイト」 (全学年向け)

児童がいつでも環境について学べるよう、足立区が独自に作成した「あだち環境学習サイト」を一般公開している。動画や図版、鳥の鳴き声などを収録し、視覚的に学べる内容になっている。

また、SDGsドリルやワークブックに、当サイトのQRコードを記載し、児童が学習の機会にいつでもリンクできるようにしている。

(4) 指導の手引き (教職員向け)

「あだち環境学習教材」について、学校の教科書の内容との関連や学習の流れを記載した「指導の手引き」を作成し、学校での活用を促している。

【 経緯等 】

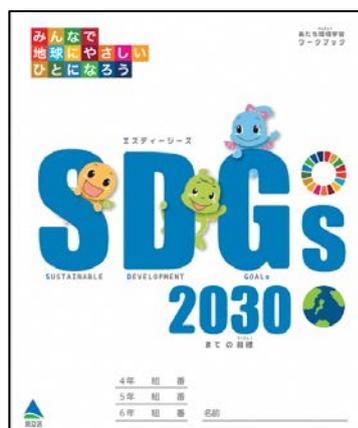
小学5年生向け「夏休み子どもエコプロジェクト」及び、小学6年生向け「キッズISOプログラム」を令和元年度まで実施。小学4年生向け「環境スタートブック」を令和2年度まで実施。これらの事業を統合するとともに、小学生低学年から継続的に環境について学べるよう「あだち環境学習教材」を令和3年度に新たに作成した。

【対象者】

区立小学校1年生～6年生  
(ワークブック)

(あだち環境学習サイト)

(SDGsドリル)



5 「地球にやさしいひとのまち」ポスターコンクール



【目的】

小・中学生をはじめ多くの方々に環境に関するポスターを募集することで、さまざまな環境問題に対する知識や理解を深めてもらい、自分にできることを考えるきっかけをつくる。

【開始時期】

平成20年度

【事業概要】

小学生部門・中学生部門・一般部門に分けて募集し、それぞれ最優秀賞、金賞、銀賞、銅賞を決定する。入賞者には賞状と賞品を贈呈する。また、本庁舎アトリウムなどで入賞作品の展示を行う。

【経緯等】

令和元年度までは地域調整課美化推進係との共催により「温暖化対策部門」「美化部門」の2部門で実施していたが、令和2年度より単独事業となった。また、令和2年度から小・中学生部門に加え、高校生以上の一般部門の募集を開始した。

【事業実績】

応募総数	小学生部門：	422点	(学校からの応募	53校)
	中学生部門：	318点	(学校からの応募	18校)
	一般部門：	91点	(青井高等学校、足立高等学校ほか)	
	合計：	831点		

## 6 小・中学校環境学習出前講座



### 【 目的 】

区内の小・中学生を対象に、地球温暖化や生物多様性などの学習機会を提供することにより、「足立区環境基本計画」に掲げる「地球にやさしいひとのまち」の実現をめざす。

### 【 開始時期 】

平成31年4月

### 【 事業概要 】

「小学校緑のカーテン」事業の廃止に伴い、令和元年度から実施した事業

小・中学校を対象として環境問題をテーマにした講座を出前方式で実施し、児童・生徒に環境保全などに興味を持ってもらうだけでなく、実際に行動へ移すきっかけとしてももらう。

### 【 事業実績 】

申込校数（延べ数）：小学校 82校、中学校 13校 合計 95校

講座テーマ	小学校 実施数	中学校 実施数	合計
気象予報士と一緒に、地球の未来を考えよう！	8	3	11
海ごみってな～に？落語でオモシロ楽しく学ぼう！	13	2	15
ほんとうにこわ～い！気候変動	6	1	7
カードゲームを通して学ぼう！私たちの生活とSDGs	16	0	16
あかりのエコ教室、エコと太陽光発電教室、自然エネルギーの活用と私たちの暮らし	2	1	3
生物多様性って何だろう？水辺の生きものから考えてみよう！	0	2	2
水処理膜と地球環境問題とのかかわり	3	1	4
みんなで地球温暖化を防ごう！「緑のカーテン」の力	7	—	7
大学生と一緒にエシカルについて考えよう！	1	—	1
おもちゃで学ぶSDGs	12	—	12
全国の水族館とつながる海なぞオンライン教室	4	—	4
職場体験前にSDGsが仕事とどのようにつながっているか知って考えよう	0	1	1
SDGsって？なるほど！リコージャパン	5	0	5
その紙ってどこからきたの？私たちから環境を変えていく！	5	0	5
みんなでつくるSDGs人生ゲーム	—	2	2
講座実施数計	82	13	95

※ 実施数は延べ数

※ この他、令和5年度は鋸南自然教室プログラムを小学校26校、魚沼自然教室プログラムを中学校4校で実施した。

## 7 その他の環境学習事業



### 【 あだち環境かるた 】

平成20年度に、区立小学校の児童から読み札を募集し「あだち環境かるた」を作成。  
令和5年度には4度目のリニューアルを行い、「あだち環境かるた4～SDGs版～」を作成した。毎年1月に、そのかるたを活用した「あだち環境かるた大会」を実施している。

対象者：区立小学校全児童

事業実績：参加校数 65校

参加者数 211人

実施日 令和6年1月28日（日）

実施場所 足立区立島根小学校

### 【 足立清掃事務所による環境学習（出前講座） 】

清掃事務所職員が小学校に出向き、ごみ処理の流れや分別方法を説明する。また模擬ごみを使った分別体験や中身の見えるごみ収集車への積み込み体験をする。見て学び、触れて考え、体で感じ、生活に身近な環境を守るために、今できることを考える。

対象者：区立小学4～6年生 等

事業実績：実施校数 3校（他に住区センターで1件実施）

## 施策群 5-2 環境保全活動の拡大

### 1 環境基金助成事業・環境基金審査会



#### 【 根拠法令等 】

足立区環境基金助成要綱

#### 【 目的 】

区民、非営利団体、事業者等が行う高環境の実現を目指す先導的な研究や活動について、環境基金審査会の審査を経て、助成金を交付して支援する。

#### 【 開始時期 】

平成16年11月

#### 【 事業概要 】

環境基金を活用し、環境基金審査会の審査を経て助成金を交付する。

1件につき単年度あたりの限度額を1,000万円とし、原則活動経費の1/2を助成。ただし、助成対象が大学の場合及び区があらかじめ設定した課題対応型の活動、並びに助成対象経費の総額が100万円以下の活動については、全額助成することもできる。

#### 【 環境基金審査会 】

区民、区議会議員、学識経験者各3人の委員で構成。年間2回開催

#### 【 事業実績 】

年度	活動内容	助成金額
3	荒川流域における救荒植物分布調査	106,000円
	学童保育に通う小学生による地球温暖化を防ぐための活動	161,000円
4	ペットボトルキャップを由来としたトイレタリー容器原料の製造	10,000,000円
	プラスチックフリー農産物販売の実践と環境意識の醸成	175,000円
	区内企業で廃棄される残紙でつくるノートを作成、イベント時に配布	118,000円
	小学生の環境意識向上と地域団体と連携した活動への展開	132,000円
	商店街全体の環境意識向上と地域と連携した活動への展開（23団体）	4,577,000円 (各199,000円)
	VR技術による都市部での冠水状況体験システムの実証実験	466,000円
	バイオマス「竹」の「食」への利用による循環型社会構築の実証	4,989,000円
	再生プラスチック活用したアップサイクルコミュニティの実現	846,000円
	環境に優しいエコグッズを配布してCO <sub>2</sub> 削減を推進する活動	115,000円
5	緑の保全および廃棄物の処理の改善	41,000円
	養蜂を通じた環境保全への貢献と地域住民交流を活性化する活動	200,000円
	子どもに向けた動物と一緒に学ぶ環境教育プログラムの実施	辞退
	可愛い衣装をした子供たちの花畑クリーンパレード	189,000円
	「SDGs」を知ろう！伝えよう！広めよう！	153,000円

## 2 グリーン購入の啓発



### 【 根拠法令等 】

国等による環境物品等の調達等に関する法律（グリーン購入法）、グリーン購入推進に関する基本方針

※ グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、まずその必要性をよく考え、必要な場合には環境への負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業者から選んで購入すること。

### 【 目的 】

グリーン購入に率先して取り組むことにより、環境負荷を低減した商品の技術開発や市場の拡大に寄与し、環境配慮製品を普及させる。

### 【 開始時期 】

平成16年2月

### 【 事業概要 】

- (1) 区民・事業者に対するグリーン購入についての啓発および行動の呼びかけ
- (2) グリーン購入推進に関する基本方針を定め、毎年環境省環境物品等の調達の推進に関する基本方針に準じて、その年度の対象品目と判断基準を決定し、可能な限り判断基準を満たす物品を購入するように各所管に依頼

### 【 事業実績 】

令和元年度：15分野172品目

令和2年度：16分野171品目

令和3年度：16分野177品目

令和4年度：17分野179品目

**令和5年度：17分野178品目**

### 3 エコ活動ネットワーク足立 EANA(いーな)



#### 【 根拠法令等 】

「エコ活動ネットワーク足立」設置要綱

#### 【 目的 】

区民等の団体、事業者及び事業者で構成する団体の環境活動に関する情報発信、環境活動における相互の交流及び連携の強化並びに区の環境行政との協働を目的とし、団体による区内での自発的な環境の保全に関する活動を促進する。

#### 【 開始時期 】

平成26年12月

#### 【 発足経緯 】

温暖化防止区民会議実行委員会と区民環境フォーラムを統合し、環境活動・環境に係る事業活動を行う団体・事業者を対象として、環境活動の紹介や交流を目的としたネットワークを平成26年12月に新設した(平成26年12月1日要綱施行、平成27年1月29日発足式)。

#### 【 事業概要 】

登録団体間で連携を生み出し、自発的で多様な環境活動が行われるネットワークを構築していく。

エコ活動ネットワーク足立 **Eco Activity Network Adachi**  
愛称：EANA(いーな)

- 内容 (1) 区ホームページやフェイスブック等で団体の環境活動情報を発信  
(2) 区の環境イベントへの参画

#### 【 事業実績 】

登録団体：98団体(令和6年3月末現在)

<交流会>

省エネに関するワークショップを実施

参加団体 EANA登録団体

開催日 令和6年2月28日(水)

実施場所 本庁舎南館 12階会議室



令和6年9月発行

発行 足立区

編集 足立区 環境部 環境政策課

東京都足立区中央本町1-17-1

電話03-3880-5111 内線3111~3114

電子メール [kankyoseisaku@city.adachi.tokyo.jp](mailto:kankyoseisaku@city.adachi.tokyo.jp)

知ると分かる。すると変わる。



SDGs MODEL ADACHI



足立区